

2025年度 自己点検・評価報告書

目次(様式自由)

目次

第1章	理念・目的	1
第2章	内部質保証	10
第3章	教育研究組織.....	23
第4章	教育・学習.....	36
第5章	学生の受け入れ	56
第6章	教員・教員組織	65
第7章	学生支援	77
第8章	教育研究等環境.....	91
第9章	社会連携・社会貢献.....	101
第10章	大学運営・財務	117
第1節	大学運営.....	117
第2節	財務.....	130

点検・評価報告書 様式

序章（※大学の概要や、前回の評価を受けてからどのような改善・向上に向けた取り組みを行ったか、その活動の概要を記述してください）

本報告書は、工学院大学（以下「本学」という。）が2025年度に実施した自己点検・評価の結果を取りまとめたものである。

本学は、1887（明治20）年に創設された「工手学校」を前身とし、1949（昭和24）年に工学部のみ単科大学として開学した。その後、学部・学科および研究科の設置・改組を経て、2025年現在では、先進工学部、工学部、建築学部、情報学部の4学部および工学研究科の1研究科を設置する大学となっている。キャンパスは東京都新宿区および八王子市に有し、建学の精神である「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」に基づき、教育・研究活動を展開している。

本学は、2020年度に大学基準協会による大学評価を受審し、同協会の定める大学基準に適合していると認定された。その際、「学生の学習を活性化させる多彩な工夫」「個々の学生が抱える多様な困難やニーズに寄り添った学生支援」「学生グループによる自主的創造活動の促進」が本学の長所として評価された。

一方で、改善課題として、以下の4点が指摘された。

- ・基準2「内部質保証」：内部質保証体制の見直しと実質的な機能強化
- ・基準4「教育課程・学習成果」：一部学科・専攻の教育課程編成・実施方針の明確化
- ・基準5「学生の受け入れ」：建築学部・情報学部の総合募集入試の適切な募集定員に基づく入学者選抜の実施
- ・基準6「教員・教員組織」：大学院固有のFDの実施

これらの改善課題について、大学全体として共通認識を形成し、関係部署が連携して改善に取り組んできた。その結果を取りまとめ、2024年7月に大学基準協会へ改善報告書を提出し、「提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れているといえる」との評価を受けた。各改善課題への対応状況は以下のとおりである。

まず、基準2「内部質保証」に関する改善課題については、内部質保証委員会において大学評価結果の共有を行い、改善策の検討を進めた。その結果、各教学組織に対するフィードバックの方法として、前年度の自己点検・評価報告書で抽出された課題および改善点を整理した「点検・評価書」を作成することとし、毎年度送付する仕組みを導入した。これにより、内部質保証委員会のマネジメント機能の向上が図られるとともに、各教学組織とのコミュニケーションの円滑化につながっている。あわせて、自己点検・評価報告書作成における全体像を明確化し、PDCAサイクルの可視化を進めたことで、内部質保証体制における役割分担の明確化が図られた。

基準4「教育課程・学習成果」に関する改善課題については、3つのポリシーに関する事項を審議する教育評価改善委員会において検討を行い、3ポリシーの改訂手順を明確化した。あわせて、カリキュラムポリシーの記載に関する共通認識を形成することで、改善を図った。

基準5「学生の受け入れ」に関する改善課題については、入学者選抜を統括する入学広報部において検討を行い、入試募集要項における総合入試の募集定員の考え方について、受験生に誤解を与えないよう表記の見直しを行った。また、指定校推薦入試や一般入試において

点検・評価報告書 様式

も、学部総合に偏らない合格判定を行っている。

基準 6「教員・教員組織」に関する改善課題については、内部質保証委員会において認識を共有したうえで、大学院固有の FD の実施について検討を行い、博士課程在籍学生や大学院担当教員を対象とした FD を実施した。一方で、FD の企画・運営を担う責任主体が明確でないという課題が残されており、今後、FD が継続的に実施されるよう、組織体制の整備を進めていく予定である。

以上のとおり、本学では、前回の大学評価において指摘された改善課題への対応を着実に進めるとともに、毎年度の自己点検・評価を通じて、本学の強みや長所をさらに発展させるべき事項、ならびに現時点における課題を的確に把握してきた。本報告書は、これらの取組を整理し、適切な大学評価を受審するとともに、その後の本学の発展に向けた基盤とすることを目的として、以降の各章において詳細を示すものである。

以上

点検・評価報告書 様式

大学概況

- (1) 大学設置年 1949 年
- (2) 所在地 東京都新宿区西新宿 1-24-2
東京都八王子市中野町 2665-1
- (3) 理念・目的 本学の建学の精神は、「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」である。そして、2012 年には創立 125 周年を迎えるのを機に、学園全体の理念・目的を、「無限の可能性が開花する学園」と再定義した。
- また、工学院大学学則第 1 条には、本学の目的を「大学として、広く知識を授け人格の完成をはかるとともに、工学及び関連分野に関する高等な理論とその応用を教授ならびに研究し、人類の福祉に貢献し得る人材を育成する」と規定し、さらに工学院大学大学院学則第 1 条にも、「大学院は学部の教育の基礎の上に、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。
- (4) 学部・研究科等 先進工学部、工学部、建築学部、情報学部
工学研究科
- (5) 収容定員 5,596 人（学士課程）
580 人（修士課程）
45 人（博士後期課程）

点検・評価報告書 様式

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	学校法人工学院大学規程集（要認証・学内ユーザーのみ） http://sprb.legal-square.com/jourekun-web/basic/common/JB001/Basic/View.do
寄附行為又は定款	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u000000b23f-att/donation_202504re.pdf
学則、大学院学則	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/compliance_rules.html
履修要項・シラバス	履修要項（学生便覧） https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/binran.html#1 シラバス（2020年度以降は、要認証・学内ユーザーのみ） https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/syllabus.html#1
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
工学院大学学則 第1条	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002ftb-att/reg2025.pdf
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
先進工学部	教育研究上の目的	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/purpose_ae.html
工学部	教育研究上の目的	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/purpose_technology.html
建築学部	教育研究上の目的	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/purpose_architecture.html
情報学部	教育研究上の目的	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/purpose_informatics.html
大学院工学研究科	教育研究上の目的	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/purpose_graduateschool.html
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
学校法人工学院大学中期計画『コンパス2029』（2024年度～2029年度）	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6p-att/midterm_plan_compass2029.pdf
学校法人工学院大学長期目標『VISION150』	https://www.kogakuin.ac.jp/about/action/vision150.html
備考：	

※関係法令：国立大学法人法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第148条第2項

第1章 理念・目的 (本文)

[評定 : S・A・B・C]

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

○大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。

本学の前身は1887（明治20）年創立の工手学校であり、我が国初の私立工業学校として「工手」（中堅技術者）の育成を通じ、日本の工業を支える人材養成を担ってきた。創立以来、科学技術の発展とともに工学を中心とする高度な教育・研究を推進し、技術者や研究者など約10万人を超える卒業生を輩出している。

建学以来受け継がれている精神は、「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」である。2012年の創立125周年にあたり、学園全体の理念・目的を「無限の可能性が開花する学園」と再定義した（根拠資料1-1【ウェブ】）。

また、工学院大学学則第1条では、本学の目的を「大学として、広く知識を授け人格の完成をはかるとともに、工学及び関連分野に関する高等な理論とその応用を教授並びに研究し、人類の福祉に貢献し得る人材を育成する」として規定している。さらに、大学院学則第1条には、「大学院は学部の教育の基礎の上に、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている（根拠資料1-2【ウェブ】、1-3【ウェブ】）。

すなわち、本学は「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」のもと、大学の理念・目的を基盤に教育研究活動を方向付けている。これと連動して、各学部・研究科においても教育研究上の目的が明示されている。例えば、先進工学部や大学院（機械工学専攻）においては、その目的を次のとおりに学則等で明文化している（根拠資料1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】）。

先進工学部の教育研究上の目的

本学部は、充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える眼を養い、さらに自然科学の基本原則を踏まえ、それらと工学との融合による近未来の科学技術イノベーション実現に意欲をもち、社会に貢献するための人間性を兼ね備えた技術者を養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

・生命化学科

本学科は、複雑な生命の営みを様々な物質や化学反応との関わりから理解していくことを

目指し、化学・生命科学分野の基礎研究およびその応用に携わる。また、その活動を通じて、生命に向き合う倫理観と困難な研究課題に取り組むための基礎的な能力を兼ね備えた生命化学研究者や技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

・応用化学科

本学科は、『「くらし」を支え「みらい」を拓く化学のちから。』を基礎理念としている。「くらし」を支え「みらい」を拓くための課題に対して、化学の力を使って積極的に取り組むことによって、食品・バイオから次世代エネルギー素材まで、さまざまな産業分野で広く活躍できる健全で幅広い視野、基礎学力、および実践力を備えた化学技術者・研究者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

・環境化学科

本学科は、現代社会が直面する問題の解決に資する知の創造とその応用手法の確立を目的とする環境化学の分野において研究に携わり、さらに研究をもとに時代の要請に応じて世界のあらゆる場所で直面する環境に関連する諸現実の問題を解決するための実践的な研究開発能力を持ち、環境化学に関連する幅広い複合的な研究領域で活躍できる技術者、研究者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

・応用物理学科

本学科は、現代社会や自然環境が直面する問題の解決に資する知の創造を主に物理学の分野に求め、物理学およびその学際領域への実践的研究に携わることで、この分野の発展に努めその応用手法の確立に貢献する。ひいては、応用物理学における研究活動の成果によって、世界の直面する問題に対処し解決できる技術者、研究・開発者、教育者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

・機械理工学科

本学科は、現代社会が直面する問題の解決に資する知の創造と、その応用手法の確立を目的とする機械理工学の分野において研究に携わり、さらに研究をもとに時代の要請に応じて世界のあらゆるところで直面する現実の問題について機械工学を駆使して解決し、ひいてはその活動の指揮を執るための能力を有する技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

大学院工学研究科の教育研究上の目的

工学研究科は、独創的かつレベルの高い研究を展開して社会や人類に貢献するとともに、各専攻分野の原理・原則に関する深い知識と応用力を有し、学際的な視野にたつて判断できる技術者や研究者を育成することを教育研究上の目的とする。それを踏まえ、修士課程では専門教育に立脚した専門技術者や研究者を育成する。また、博士後期課程では先端研究領域を切り開くことのできる高度専門技術者や上級研究者を育成する。

機械工学専攻の目的

本専攻は、エネルギー工学、材料・加工工学、設計工学、計測制御・ロボティクス、システム工学の機械工学の基礎分野の知識を十分習得した上で、さらに高度な先進化・統合化された知識・技術を習得し、自立して国際的に活躍できる広い視野を持った技術者・研究者を育成することを教育研究上の目的とする。

以上のとおり、本学は大学が掲げる理念を踏まえて大学全体の目的を明確にするとともに、各学部・学科、研究科・専攻において教育研究上の目的を明示している。これにより、工学院大学の目指す人材像に即した一貫性ある教育研究体系を構築している（図 1.1 工学院大学の理念・目的関係図）。

工学院大学の理念・目的の関係図



図 1.1 工学院大学の理念・目的関係図

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

＜評価の視点＞

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

○中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。

本学は 2017 年に創立 130 周年を迎え、これを機に創立 150 周年に向けた長期目標である「VISION150」（2012 年 4 月策定）の改定を行った。さらに 2024 年 10 月には、今後 6 年間の中期計画にあたる「コンパス 2029」（2024～2029 年度）を策定し、公表した（根拠資料 1-6【ウェブ】）。

「コンパス 2029」の策定にあたっては、社会の動向や学内外の状況を踏まえ、学長方針を基軸とし、各学部・研究科や関連組織からの提案・意見を集約することで、大学全体としての方向性を明確化した。具体的には、数理・データサイエンス・AI 教育の充実、築 30 年以上が経過し一部老朽化した新宿キャンパスの大規模修繕計画、さらには事務効率の DX 化や学修効果の可視化など、高等教育に求められる諸課題への取り組みを示している。

また、計画の実効性を担保するため、組織体制の整備や予算配分を含む財政的裏付けを行い、実施可能性を十分に検討したうえで施策を展開している。さらに、教学管理部門である学部・機構・研究科においては、学長方針に基づく事業計画を毎年度策定し、学内において PDCA サイクルに基づく評価を継続的に実施している（根拠資料 1-7）。

以上のように、本学の中・長期計画および各施策は、大学が掲げる理念・目的の達成に向け、具体的かつ実現可能な内容となっている。

○中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

本学では、中・長期計画を含む各種施策について、その進捗および達成状況を定期的に検証している。具体的には、中・長期計画に基づき策定している部署実施計画について、年 2 回（上期および年度末）の進捗報告会を開催している。進捗報告会では、部署長が理事長および常務理事に対して進捗状況を説明するとともに、意見交換を行い、達成状況の確認を行っている。これらの内容は次年度の予算編成や、学部・研究科・機構が毎年度策定する学部等事業計画に反映されるとともに、年度末には自己点検・評価として取りまとめ、学内で共有・検討している（根拠資料 1-8）。

また、内部質保証委員会においては、各部局の取組状況を集約し、大学全体としての進捗管理や課題抽出を実施している。必要に応じて改善方針を提示し、PDCA サイクルに基づく継続的な改善を図っている。

以上のように、中期計画「コンパス 2029」については、年次進捗報告を行うとともに、その結果を学内で共有し、計画の達成度の確認と改善につなげている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

○分析を踏まえた長所

本学では、建学の精神および大学の理念・目的が学則等に明確に定められており、大学全体から各学部・研究科に至るまで、教育研究上の目的が体系的に整理されている。これにより、教育研究活動の基本的な方向性が一貫して示されている。

また、理念・目的はウェブサイト等を通じて学内外に公表されており、中・長期計画においても理念・目的を踏まえた施策が策定されている点は、評価できる。

○分析を踏まえた問題点

本章で示した内容からは、大学の理念・目的および中・長期計画の設定や運用に関して、現時点において特段の問題点は認められない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

○改善・発展方策

本学では、大学の理念・目的および学部・研究科の教育研究上の目的が明確に設定され、教育研究活動の方向性が体系的に示されていることから、現時点において大きな見直しを要する課題は認められないと考える。

今後は、こうした理念・目的が教育研究活動や大学運営の中で引き続き適切に共有・活用されているかを確認するため、自己点検・評価や中・長期計画の進捗管理を通じて、定期的な点検を継続していく。また、社会環境の変化や高等教育を取り巻く状況を踏まえつつ、必要に応じて理念・目的や関連施策の在り方について検証を行い、発展的な改善につなげていく。

○全体のまとめ

本章では、本学の建学の精神および大学の理念・目的に基づき、大学全体ならびに各学部・研究科における教育研究上の目的が適切に設定され、公表されていることを確認した。また、中・長期計画についても、理念・目的の達成に向けた具体的かつ実現可能な施策として策定され、進捗管理および検証が行われていることを示した。

以上のことから、本学における理念・目的および中・長期計画は、教育研究活動を方向付ける基盤として適切に機能しており、今後も継続的な点検を通じて、その実効性を維持・向上させていくことが重要であると総括できる。

4. 学長からの改善指示

・VISION150 における達成状況等の点検を行うこと。

・「コンパス 2029」について、4 年目に向けた見直しを行うこと。

点検・評価報告書 様式

第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
例) 工学院大学 内部質保証の方針	https://www.kogakuin.ac.jp/about/internal_quality/t5eu690000005z0t-att/quality_kute.pdf
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
内部質保証委員会	<p>「工学院大学内部質保証に関する規程」から抜粋</p> <p>(内部質保証委員会の任務)</p> <p>第4条 委員会の任務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 内部質保証を実現する体制の整備、運用及び検証及び改善方針の立案</p> <p>(2) 大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定</p> <p>(3) 大学全体の自己点検・評価活動における各種委員会並びに研究科、各学部及び各部局への指示</p> <p>(4) 外部評価委員会からの検証結果を受けての学長への報告</p> <p>(5) 前号の報告に基づく学長からの改善事項について、部局等において改善が行われたかの検証</p> <p>2 委員会は、文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項について、迅速かつ適切に対応するものとする。</p>
	名簿（URL・印刷物の名称）
	<p>「工学院大学内部質保証に関する規程」から抜粋</p> <p>(内部質保証委員会の構成)</p> <p>第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。</p> <p>(1) 副学長</p> <p>(2) 研究科長</p> <p>(3) 学部長</p> <p>(4) 教育推進機構長</p> <p>(5) 総合研究所所長</p> <p>(6) 教育支援機構長</p> <p>(7) 学事部長</p> <p>(8) 学事部次長</p> <p>(9) 就職キャリア支援部長又は次長</p> <p>(10) 入学広報部長又は次長</p> <p>(11) 大学事業本部長又は次長</p> <p>(12) 学長室部長又は次長</p> <p>(13) 研究推進部長又は次長</p> <p>(14) 学長が必要と認めた教職員若干名</p>
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

点検・評価報告書 様式

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.kogakuin.ac.jp/about/internal_quality/self_check.html
[教育情報]	
教育研究上の目的	基準 1
教育研究上の基本組織	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/disclosure/index.html
学位授与方針	基準 4
教育課程の編成・実施方針	基準 4
学生の受け入れ方針	基準 5
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/disclosure/index.html
入学者の選抜	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/disclosure/index.html
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/disclosure/index.html
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/disclosure/index.html
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/disclosure/index.html
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/disclosure/index.html
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/disclosure/index.html
授業料、入学金その他の大学が徴収する費用	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/disclosure/index.html
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/disclosure/index.html
研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/disclosure/index.html
[※] 専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/financial/index.html
備考：	

[※] 専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	2026 年度中に公開予定
学位の取得状況	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/disclosure/index.html
学生の成長実感・満足度	https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/t5eu6900000ffto-

点検・評価報告書 様式

	att/satisfaction_survey_2024_ver01.pdf
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表6参照
学修時間	2026 年度中に公開予定
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/disclosure/index.html
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表1参照
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	本学は早期卒業や大学院への飛び入学の制度はなし
FD・SDの実施状況	https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/faculty_development.html https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/t5eu6900000go5k-att/fd_tr_20250327.pdf
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表【教職課程】

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.kogakuin.ac.jp/career/license/teacher.html
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	https://www.kogakuin.ac.jp/career/license/teacher.html
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	https://www.kogakuin.ac.jp/career/license/teacher.html
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	https://www.kogakuin.ac.jp/career/license/teacher.html
卒業者の教員への就職の状況に関すること	https://www.kogakuin.ac.jp/career/license/teacher.html
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	https://www.kogakuin.ac.jp/career/license/teacher.html
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

第2章 内部質保証(本文)

評価：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

○内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。

本学では、内部質保証の基本的な考え方を明示するため、2017年4月に「内部質保証に関する規程」を制定し、「目的・方針」や「自己点検・評価の組織」等を規定した（根拠資料 2-1）。同規程第1条においては、「大学が自ら掲げる目的の達成及び理念の実現のため、継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めることを通じて、教育研究の水準を保証・向上させ、社会の信頼を確実なものとする」と定め、内部質保証の基本方針を明文化している。

その後、2018年度には、内部質保証の基本的な考え方を改めて定義するため、「工学院大学 内部質保証の方針」（9項目）を策定した（根拠資料 2-2：工学院大学 内部質保証の方針【ウェブ】）。その中では、「目的」「体制」「制度運用」「各組織における自己点検・評価」「評価結果の反映」「教職員の恒常的・継続的に自己点検・評価」「客観的検証」「評価結果の公表」「改善結果の報告と公表」など、内部質保証を体系的に進めるための枠組みを明確にしている。特に「目的」においては、建学の精神に基づく理念を実現するため、自らの責任において教育研究活動の質を保証し、毎年度の自己点検・評価報告書作成を通じて継続的改善を図ることが明示されている。

体制面では、学長のもとに「内部質保証委員会」を設置し、大学全体の自己点検・評価活動を統括・推進している。同委員会は、副学長、研究科長、学部長、教育推進機構長、総合研究所所長、事務部門の部長・次長等を構成員とし、大学執行部を中心とした内部質保証の推進責任を担っている（根拠資料 2-1）。

また、各学部・学科・研究科・機構等の教学組織においては、毎年度作成する「学部等事業計画」に基づき、「計画 (P)・目標設定」→「実施 (D)」→「達成状況の確認 (C)」→「次年度に向けた改善 (A)」という PDCA サイクルを運用している。これにより、各組織が自らの責任において課題を抽出し、改善策を講じる仕組みを整備している（根拠資料 2-3：【情報学部】2025 年度学部等事業計画及び実績報告）。

さらに、教育活動の企画・設計、運用、検証および改善の仕組みとして、2017 年に「教育評価改善委員会規程」を制定し、教育評価改善委員会を設置した。同委員会は、ディプロマポリシーをはじめとする 3 ポリシーに即して、各学部・研究科の教育活動の実効性を検証し、改善につなげる役割を担っている（根拠資料 2-4：教育評価改善委員会規程）。

加えて、2019 年度からは外部評価委員会を設置して、毎年度委員会を実施し、学外有識者や学生・保証人等の意見を含む第三者的視点を取り入れることで、内部質保証の客観性・妥当性を高めている（資料 2-5：外部評価委員会規程）。

以上のとおり、本学は内部質保証に関する基本的な考え方を規程や方針として明示するとともに、内部質保証委員会を中核とする全学的な推進体制を整備し、教育研究活動の改革・改善を持続的に推進している。

○全学の内部質保証推進組織および各教学組織における内部質保証体制の整備について（本学独自）

本学は、第 2 期および第 3 期認証評価において、全学的な内部質保証システムの方針や体制整備が不十分であると指摘を受けた。これを受けて、2017 年 4 月に「内部質保証に関する規程」を制定し、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織を整備するとともに、そのメンバー構成や役割を明確化した（根拠資料 2-1）。

同規程第 2 条では、全学的な内部質保証推進組織として「内部質保証委員会」を設置し、同委員会が内部質保証の推進を担うことを定めている。第 4 条では、その任務として、「①内部質保証を実現する体制の整備・運用・検証および改善方針の立案、②大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定、③大学全体の自己点検・評価活動における各種委員会や研究科・学部・部局への指示を掲げている。さらに 2020 年 8 月には、④外部評価委員会からの検証結果を受けた学長への報告、⑤学長からの改善指示に基づく各部局での改善状況の検証」を定め、規程上においても PDCA サイクルの定着を明示した。

また、第 3 期認証評価（2020 年度受審）の際には「内部質保証委員会によるマネジメントが不十分」との指摘を受けたため、自己点検・評価報告書と学長の改善指示に基づき、内部質保証委員会から各部局へ「点検・評価書」を発出し、改善活動を義務づけるフィードバック体制を整備した。各部局は改善状況を記入して内部質保証委員会に報告し、同委員会が検討所見を記入することで、全学的な PDCA サイクルの確立を図っている（根拠資料 2-6：点検・評価書(2024-2025)）。

このように、本学は「内部質保証に関する規程」を基盤に、内部質保証委員会を中核とする全学的体制を整備し、ボトムアップの自己点検・評価とトップダウンの改善指示を結びつける仕組みを確立している。

点検・評価報告書 様式

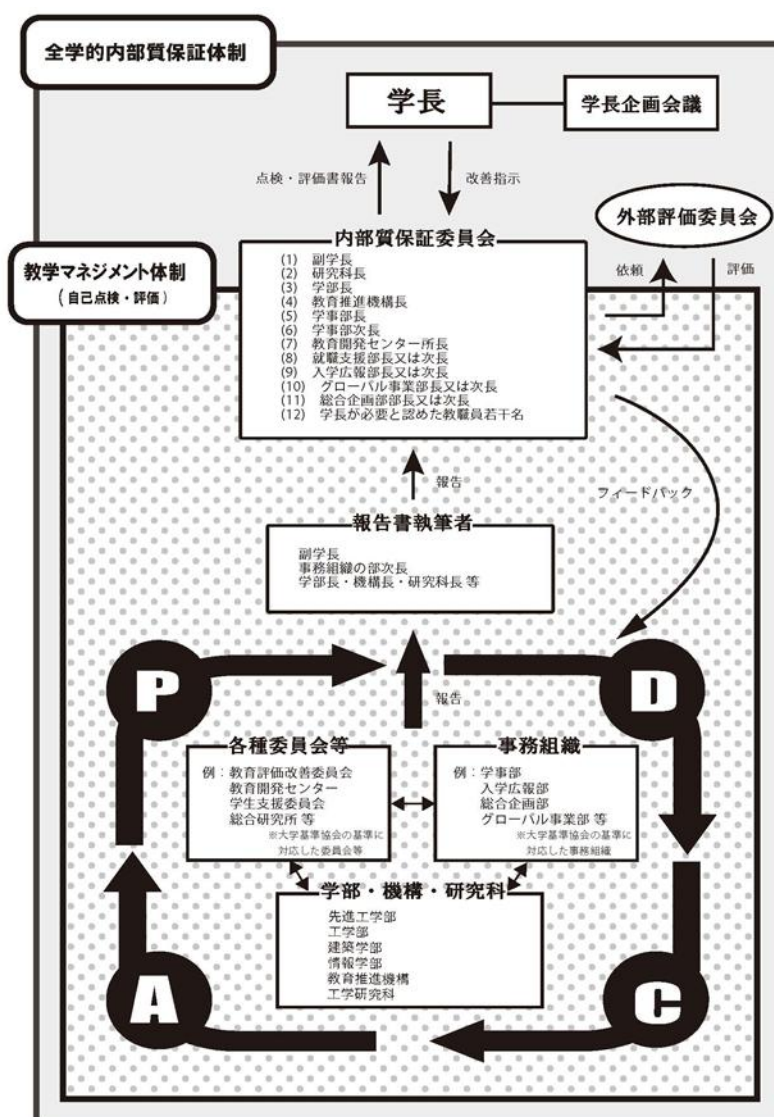


図 2.1 工学院大学内部質保証システム評価体制図

点検・評価報告書 様式

○教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・ 3つの方針の策定の調整・支援。
- ・ 体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・ 効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・ 学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・ 自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援

・ 3つの方針の策定の調整・支援

教育活動の企画・設計、運用、検証および改善については、教育評価改善委員会がその役割を担っている。

本学では、全学的な内部質保証推進組織である内部質保証委員会が、3つの方針及びその他の方針の点検・見直しの状況を確認している。毎年度5月頃に開催される第1回内部質保証委員会において、「3ポリシーおよび各種方針の点検・見直し担当について」及び年間スケジュールを確認している（根拠資料 2-7：内部質保証スケジュール_2025 以降）。

また、3つの方針及びその他の方針の見直しにあたっては、「3つのポリシー及びその他関連方針の改正手順」を内部質保証委員会にて確認をしている。アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーといったいわゆる3ポリシーに関しては、教学担当副学長が委員長を務め全学科長・科長・幹事・専攻長・副専攻長などで組織され、教育課程等を審議する教育評価改善委員会がこの改正手順に従い、主体的に進めることとなっている。具体的には、教育評価改善委員会が全学科・専攻に見直しを指示し、各学科・専攻からの報告を受け、全学科・専攻で全学的な内容の審議を行う。その手順を「内部質保証委員会」において確認することにより、内部質保証システムの適切な運用が図られている（根拠資料 2-8：3ポリおよび各種方針改正手順フロー）。

なお、3つのポリシーは、教育評価改善委員会での審議・承認後、毎年度12月頃に開催される教授総会・大学院委員会で学長がその内容を諮問した上で決定し、その後内部質保証委員会での確認を経て、ホームページで公表される。

以上のように、教育評価改善委員会が学部・研究科の教育活動の実効性を検証し、改善につなげる役割を担っており、また、内部質保証委員会が方針の見直し・点検の状況を確認することで、全学的な教育研究活動の改革・改善を持続的に推進している。

○大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

本学では、大学全体および学部・研究科・機構等の各教学組織において、自己点検・評価を定期的実施し、その結果を教育研究活動の改善・向上に活用している。

学部・機構・研究科における PDCA サイクルの全般は、前述しているとおり、学部等事業計画を基盤として運用されている。各部局では期初に年度計画を策定し、期末に向けて施策の実施と自己点検を行い、その結果を翌年度の改善につなげている。

点検・評価報告書 様式

カリキュラムや授業内容については、各学部・学科・研究科ごとに体系や区分、授業形態を学生便覧およびシラバスに示し、さらに履修フロー図なども明示することで体系性・順次性を確保している。これらは2017年度に設置された教育評価改善委員会において審議され、各学位課程にふさわしい内容となっているかを点検・評価している。2024年度においても12月までに6回開催されており、改善の大きな役割を担っている（根拠資料 2-9：（参考）2025年度_第6回教育評価改善委員会資料）。

また、教育評価改善委員会における検討結果は、カリキュラム改善等の各学部・研究科・機構におけるPDCAサイクルにも反映されている。2024年度においても、図2.1に示している「フィードバック」の仕組みに基づき、2023年度自己点検・評価報告書を踏まえて内部質保証委員会から各部局へ改善指示（点検・評価書）が発出され、各部局で改善活動が推進されている（根拠資料 2-6）。

全学的な内部質保証体制については、図2.1に示す通り、年度単位の自己点検・評価が実施されている。一方、学部教授会や教室会議、各種委員会等は年間を通じて定期的に開催され、授業や研究活動に関する検討・評価を都度行っている。こうした積み重ねにより、学部等事業計画や自己点検・評価報告書が作成され、全学的な質保証に統合されている。

このように、本学では全学および各教学組織において定期的な自己点検・評価を確実に実施し、その結果を活用した改善・向上を継続的に推進している。

○学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。

本学では、自己点検・評価の結果について、その妥当性と客観性を高めるために、外部の視点や学生の意見を取り入れる仕組みを整えている。

まず、外部評価を実施する機関として外部評価委員会を設置している。同委員会は「①高等教育機関に所属する有識者、②高等学校等の教育機関の教員、③産業界からの有識者、④本学に在籍する学生、⑤本学に在籍する学生の保証人等」によって構成されており、学外の多様な専門的視点に加え、在学生や保証人といった当事者の意見を取り入れた検証・評価を行う体制となっている（資料 2-5）。

また、学生の意見を反映させる取組として、「学生との意見交換会（FD活動）」を毎年実施している。この意見交換会では、毎年特定のテーマを設定し、学生と教職員がざっくばらんに意見を交わすことで、カリキュラムや教育手法の改善に役立てている（根拠資料 2-10：学生との意見交換会（FD活動）実施【ウェブ】）。

このように本学は、外部評価委員会による客観的視点での検証と、学生との直接的な意見交換を組み合わせることで、自己点検・評価の客観性と妥当性を高める措置を講じている。

○行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

本学では、行政機関、認証評価機関等から指摘を受けた場合、遺漏なく適切に対応している。2020年度に受審をした認証評価における大学基準協会からの指摘事項（改善指示）については、関係部署等で調整し、改善策を策定し、2023年度までに必要な措置を講じた。

点検・評価報告書 様式

そのうえで、2024年7月には大学基準協会に「改善報告書」を正式に提出している（資料 2-11：改善報告書（工学院大学）_202407 提出）。その後、大学基準協会による「改善報告書検討結果」においては、「提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れているといえる」と評価され、本学の改善が適切に実施されたことが確認された（資料 2-12：工学院大学改善報告書検討結果）。

このように、本学は行政機関や認証評価機関からの指摘事項に対し、迅速かつ確実に対応している。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、教育研究活動、自己点検・評価、財務、その他の諸活動の状況について、多様なステークホルダーに対する説明責任を果たすべく、適切な情報公開を行っている。

教育研究活動に関しては、各学部・研究科の教育課程やシラバス、ディプロマポリシー等を大学公式ウェブサイトに掲載し、在学生や保証人、受験生、企業関係者などに向けて分かりやすく発信している。

自己点検・評価については、毎年度の実施状況をまとめた自己点検・評価報告書を作成し、学内での共有とあわせてホームページ上で公開している。さらに、自己点検・評価結果の妥当性と客観性を高めるために実施している外部評価委員会による検証結果も公表し、大学運営の透明性を確保するとともに、社会や地域に対する説明責任を果たしている。

財務に関しては、決算書、事業報告書、監査報告書をホームページに公開し、経営状況についても広く公開している。これにより、学生・保護者、後援会、卒業生、地域社会、行政機関などのステークホルダーに対しても、適切な情報開示を実施している。

その他の活動についても、学生の部活動や研究活動、地域連携・社会貢献の取組をホームページ通じて広く社会に発信している。

このように本学は、教育研究、自己点検・評価、財務など多岐にわたる活動について、法令に則り積極的に情報公開を行うことで、多様なステークホルダーへの説明責任を果たし、信頼性と透明性の高い大学運営を推進している。

○教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

本学では、教育研究活動に関する情報のうち、学生の学習実態や学修成果について、ホー

点検・評価報告書 様式

ムページを通じて公表し、多様なステークホルダーに対する説明責任を果たしている。

学修実態に関する情報としては、入学定員、志願者数、入学者数、在籍者数、進級率、卒業率などのデータを「情報公開」ページに掲載している。また、留学生の在籍状況や学部・研究科別の学生数も公表しており、教育課程の運営や学生の修学状況を社会に明示している。

学修成果に関する情報としては、卒業生・修了生の進路状況や就職率を学部・研究科別に一覧化して公開しているほか、資格取得実績（例：教員免許、技術士補など）や各種国家試験の合格状況についても広報している。さらに、教学 IR (Institutional Research) の活動を通じて学修成果の可視化を推進し、学生アンケートや授業評価アンケートの結果を自己点検・評価報告書とあわせてウェブサイトで公開している。

これらの情報公開は、受験生・学生・保護者に対しては教育環境や学修成果を理解する手がかりとなり、産業界・地域社会に対しては本学の教育成果を確認できる基盤となっている。

このように本学は、定量データ（学生数、進級率、就職率等）と定性データ（アンケート結果、自己点検・評価報告書等）を組み合わせることで公表することにより、実態を伴った情報公開を実現し、教育研究活動の透明性を確保するとともに、社会からの信頼に応えている。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

＜評価の視点＞

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

○内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

本学では、2017年4月に「内部質保証に関する規程」を制定し、全学的な内部質保証システムの基盤を整備した。その後も必要に応じて規程改正を行い、体制の明確化や役割分担の可視化を進め、継続的に改善を図ってきた。2018年度には、内部質保証委員会を中心に役割や体制を具体化し、全学的に質保証を推進する仕組みを整えた（資料 2-1）。

また、2024年度にはスケジュールの改善や点検・評価書の有効性検証、さらには3ポリシー等の方針見直しのフロー修正について議論を進めている。こうした定期的な点検と改善の取組により、PDCAサイクルの有効性を確保している。

点検・評価に際しては、会議や委員会の議事録、アンケート結果、統計資料などの根拠資料を活用し、客観性と妥当性を担保している。さらに、外部評価委員会による検証を受けることで、全学的な自己点検・評価の客観性を高め、改善への実効性を確保している。

このように本学は、内部質保証システムを定期的に点検・評価し、得られた結果をもとに体制や手続を改善することで、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能するよう取り組んでいる。今後は、学生の意見の積極的な反映や学修成果に基づく実証的な評価をさらに充実させたい。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

○分析を踏まえた長所

本学では、「内部質保証に関する規程」および「内部質保証の方針」を整備し、内部質保証の基本的な考え方、体制、手続を明確化している。また、学長のもと、内部質保証を担当する副学長を委員長とする内部質保証委員会を置き、大学執行部を中心とした全学的な推進体制を構築している。

さらに、外部評価委員会の設置や学生との意見交換会（FD 活動）により、外部の視点や学生の意見を取り入れ、自己点検・評価の客観性・妥当性を高める工夫を行っている。情報公表についても、自己点検・評価報告書や財務情報等をウェブサイトで公開し、説明責任を果たしている。

○分析を踏まえた問題点

内部質保証の枠組みや運用は前回評価時よりも整備が進んでいる一方で、全学的な調整・支援の仕組みについて、関係する委員会間（例えば、内部質保証委員会と教育評価改善委員会）や各部局との役割分担・連携の実態を、より分かりやすく整理して学内外に示す余地がある（体制図の整備を含む）。

また、情報公表のうち、学修成果・学習実態に関する情報には「公開予定」としている項目が残っているため、公開方針や整備状況を明確にし、計画的に公表を進める必要がある。

さらに、点検・評価の実施状況や改善の実効性をより確かなものとするため、自己点検・評価の結果が各部局の改善にどのように反映されたか（改善の蓄積・定着）を示す整理の充実が望まれる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

○改善・発展方策

本学では、内部質保証の枠組みや運用について、前回の認証評価以降、規程や方針の整備、内部質保証委員会を中核とした体制構築、自己点検・評価および改善活動の定着など、一定の改善を進めてきた。

今後は、これらの取組をより実効的なものとするため、内部質保証委員会と教育評価改善委員会をはじめとする関係委員会や各部局との役割分担および連携のあり方について整理を進める。あわせて、内部質保証システム全体の流れや各組織の位置づけが明確に把握できるよう体制図の整備・更新を行い、学内外への適切な情報発信に努める。

さらに、自己点検・評価の結果が改善活動にどのように結び付いているかについて、点検・評価書の活用や改善事例の蓄積を通じて整理し、PDCA サイクルの可視化を図ることで、内部質保証システムのさらなる高度化を目指す。

○全体のまとめ

本章では、本学における内部質保証の方針、体制および運用状況について検証を行った。その結果、「内部質保証に関する規程」および「内部質保証の方針」に基づき、内部質保証

点検・評価報告書 様式

を担当する副学長のもとで内部質保証委員会を中心とした全学的な推進体制が整備され、自己点検・評価および改善活動が継続的に実施されていることを確認した。

また、外部評価委員会の設置や学生の意見を取り入れる取組、自己点検・評価結果の公表等を通じて、内部質保証の客観性・妥当性および透明性の確保に努めている点も明らかとなった。

一方で、委員会間および各部局との役割分担や連携の状況について、より分かりやすく整理・可視化する余地があることを踏まえ、今後は体制の明確化と情報発信の充実を通じて、内部質保証システムの実効性を一層高めていく必要がある。

以上のことから、本学の内部質保証システムは、教育研究の質を保証・向上させる仕組みとして概ね適切に機能しており、今後も継続的な点検と改善を通じて、その有効性を発展的に高めていくことが重要であると総括できる。

4. 学長からの改善指示

- ・ 2027 年度の認証評価受審に向けて、準備を着実に進めること。
- ・ 学修成果の可視化は第 4 期認証評価の重要な柱である。そのため、内部質保証の観点から、学修成果の可視化に関する取組の実施状況および有効性を確認すること。

第3章 教育研究組織(本文)

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

○大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

・大学の理念・目的、学問の動向や社会的要請等に配慮した教育研究組織構成

本学は、1887（明治 20）年に「工手」（中堅技術者）の育成を目的として創設された我が国初めての私立の工業学校「工手学校」を前身に、1949 年に工学部だけの単科大学となり開学した。その後、学部学科及び研究科の設置・改組を経て、現在では、学校教育法第 85 条に基づく 4 つの学部、すなわち先進工学部、工学部、建築学部、情報学部及び同法第 97 条、第 100 条に基づき大学院工学研究科（修士課程・博士後期課程）を設置している。創立当初は、1 学部 2 学科であったが、現在は、図表 3.1 に示すように、4 学部 15 学科、大学院 1 研究科 6 専攻（※2024 年度からシステムデザイン専攻が募集停止したことにより現在は 5 専攻）を設置する大学となっている。これらの学部・学科及び研究科・専攻は、いずれも建学の精神である「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」に必要とされる分野である。

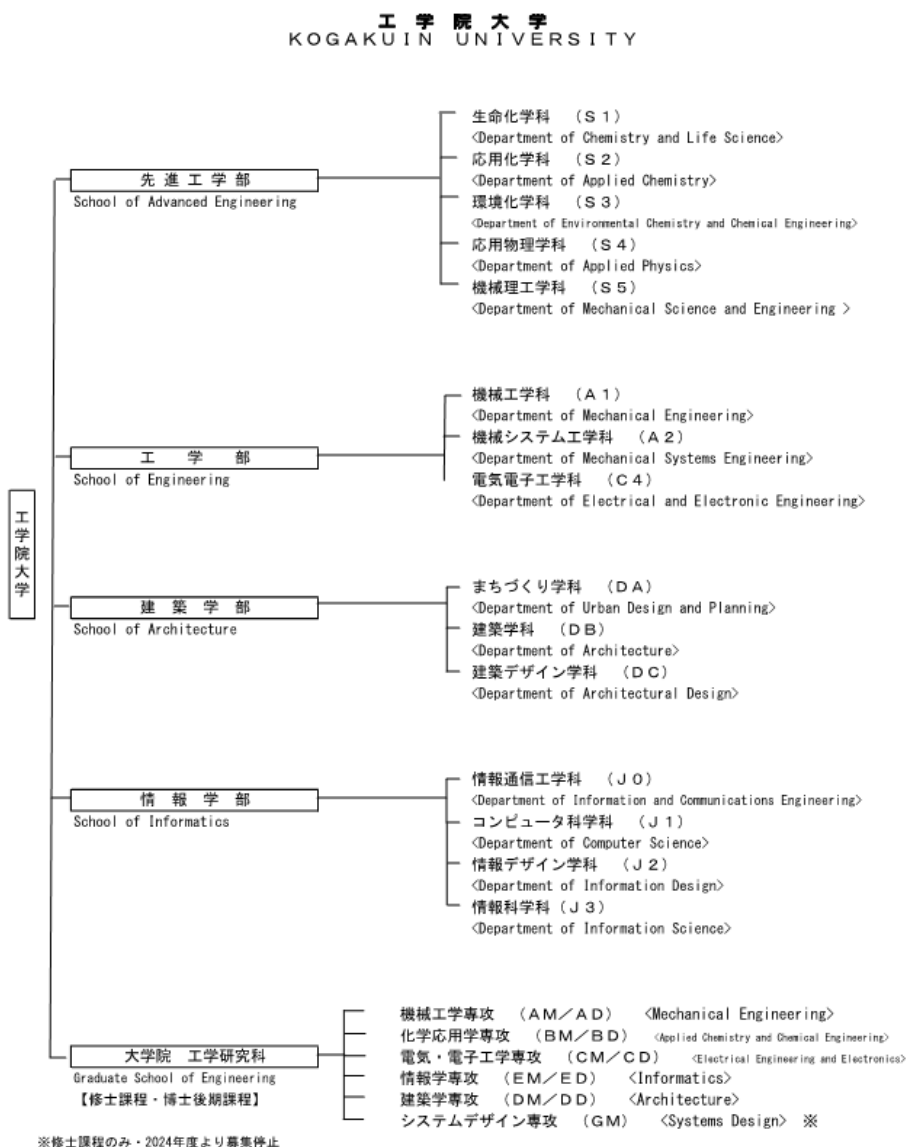
これまでの学部及び研究科の変遷を辿ってみる。多様化、複雑化、グローバル化する社会の要請にも配慮し、社会の変化に対応するため学部及び研究科の構成を検討し、2005 年度までは工学部第 1 部・第 2 部のみであった学部について、2006 年度に情報学部及びグローバルエンジニアリング学部、2011 年度に建築学部を新設した。2011 年度には大学院工学研究科にシステムデザイン専攻も新たに設置し、社会人入学も視野に入れ、工学関連分野と経営感覚をバランス良く兼ね備えた技術者を育成することにも取り組んでいる。他方、夜間において授業を行う第 2 部に対する社会人のニーズは以前に比べて少なくなり、2014 年度から工学部第 2 部を募集停止している。2015 年度には生命化学、応用物理学など、工学及び関連分野の融合による科学技術イノベーションの実現を目的として先進工学部を新設し、グローバルエンジニアリング学部の教育課程は、先進工学部機械理工学科に取り込むことで発展的解消を図った。2016 年度には、高度なコンピュータとネットワークに支えられた情報社会に対応できる技術者の養成を目的として、情報学部「情報通信工学科」と「システム数理学科」を増設した。2019 年度には、先進工学部機械理工学科に、高度な工学知識を兼ね備えたエンジニア・パイロットを目指す「航空理工学専攻」を設置した。また、2023 年度には、学修内容を受験生にもより解りやすく伝えるべく、情報学部「システム数理学科」を「情報科学科」へ名称変更し、さらに、大学院工学研究科の発展的再編のため、システムデザイン専攻は 2024 年度より募集停止し、10 名の入学定員を情報学専攻修士課程へ移すこととなった。同時に、令和 5 年度大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）に採択されたことに伴い、追加 10 名（計 20 名）の定員増を行

った。

また、全学部に通ずる教育を担い、学部ごとに特色ある科目メニューを提供するために、教育推進機構を設置し、その下に、基礎・教養科、国際キャリア科、保健体育科及び教職課程科を置いている。各科の教育内容は、数学、物理、化学、情報といった自然科学系基礎科目、英語科目、第二外国語科目、キャリア支援科目、社会性・倫理性を培う総合文化科目、心身の健康に供する保健体育科目、教職課程科目及び学芸員課程科目などである。

以上のように、学部・学科及び研究科・専攻は、いずれも建学の精神である「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」に必要とされる分野であり、技術を生かして社会に貢献する人材を育成するという本学の目的との適合性を保っている。

図表 3.1 工学院大学の教育組織



・大学の理念・目的と、附置研究所並びに機構組織の適合性

学校教育法第 96 条に基づく附置研究所として総合研究所（根拠資料 3-1【ウェブ】）を設置している。総合研究所は、「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」という建学の精神に基づき、科学技術の基礎および応用並びにこれらが直面する人間文化的側面に関する研究を行うとともに、その研究に基づいて本学の教育の向上に資することを目的としている。さらに、教育・研究活動を通じて培われた知識・技術等を広く社会に還元し、社会の発展と課題解決に寄与することを目標に、

- (1) 工学院大学総合研究所プロジェクト研究並びに東京医科大学との医工連携共同研究等、工学院大学の特色ある研究の推進
- (2) 本学の研究者を核とした、企業並びに外部研究者との共同研究等の実施

- (3) 研究活動報告書の発行、研究報告会の開催等、研究広報の推進
- (4) 大学単独出願特許を核とした技術移転活動及び企業と連携した社会実装の推進
- (5) 大学発スタートアップ創出による研究成果の社会実装の推進
などの施策に取り組んでいる。

また、産学官連携活動や外部資金獲得支援など研究支援の充実により、各研究室の充実及び各学部への教育への還元にも寄与している。研究面では、研究推進課を中心に、科学研究費補助金獲得のための支援制度の導入や、研究の外部発信として「新技術説明会」・「イノベーション・ジャパン～大学見本市&ビジネスマッチング～」出展など、展示会出展等にも注力しており、2025年度は「新技術説明会」（根拠資料 3-2【ウェブ】）に特許出願 4 シーズ、「イノベーション・ジャパン」（根拠資料 3-3【ウェブ】）に特許出願 5 シーズ、「CEATEC」（根拠資料 3-4【ウェブ】）に特許出願 1 シーズ、「メッセナゴヤ」（根拠資料 3-5【ウェブ】）に特許出願 2 シーズを出展するなど、積極的な展示会出展により、本学の研究シーズを広く発信することで、展示会を通じてマッチングした企業と共同研究をすすめるなど、外部資金獲得・社会実装に向けた取り組みを積極的に実施している。さらに、工学院大学 K U T E - T O K Y O スタートアップ ビジネスピッチコンテスト（根拠資料 3-6【ウェブ】）を開催するなど、大学発スタートアップ創出による社会実装の推進に向けた取り組みも実施している。

その他の教育研究上の基本となる組織としては、図表 3.2 に示すように教育支援機構の下に、教育活動の施設・設備の充実・運営を担う学術情報センター工手の泉、学習支援センター、教育開発センター、科学教育センター、ものづくり支援センター、防災・減災教育センターを設置している。

2022年10月、ICT基盤と情報メディアを統括して一元管理し、教育、研究のため効果的な利用を推進できるよう、それまで分立していた情報科学研究教育センターと図書館を統合し現在の「学術情報センター工手の泉」（根拠資料 3-7【ウェブ】）を設置した。

また、「学業・研究活動と就職活動の両立」や「就職活動の効率化」などを実現するために低学年からのキャリア形成支援（キャリア教育を含む）と就職支援部との連携強化が必須であり、2024年4月、かつて機構内に配置されていたキャリアデザインセンターと就職支援部とを統合再編し、新たに「就職キャリア支援部」となった。

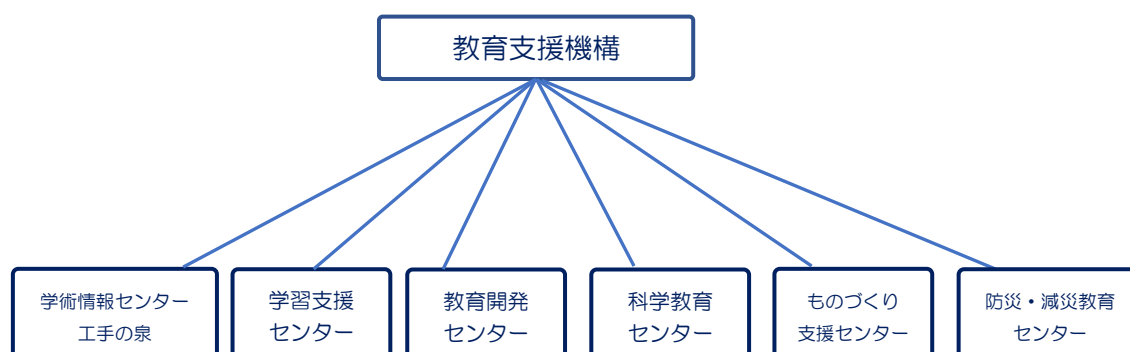
さらに2025年4月、本学では以前から防災・減災に関する実践的教育を通して地域社会にも貢献する活動を行ってきっていたが、この活動についても教育支援機構内のセンターとして今後継続していけるよう「防災・減災教育センター」（根拠資料 3-8【ウェブ】）を設置した。

現在、教育支援機構には6つのセンターが設置されているが、かつてはこのセンター間の連携が不十分であったことが否めなかったため、2023年度以降、全センターが一同に集まり活動状況の報告を行った上で、各学科・専攻のカリキュラムの教育効果を最大限に高められるよう、相互の連携体制について協議・検討するミーティングを定例的に実施することとなった。

そのような中、科学教育センターは、科学教室イベント等、科学教育の振興を通して学生の成長機会を提供してきたが、この「教育的活動」は一定の役目を果たしたと見ており、今後さらなる研究活動の活性化や発展を見据えて新たな枠組みを構築するための検討が為さ

れている。

その他、本学の 160 以上もの研究室が有効な相乗効果を呼びおこす機会を創出し、他大学や産業界、及び地域連携にも繋がるアウトリーチを主体とした仕組みを構築する検討も進行しており、教育支援機構自体の発展的ビジョンを模索している。



図表 3.2 教育支援機構組織図

それぞれのセンターの概要と特色は、次のとおりである。

【学術情報センター 工手の泉】

教育研究の DX 化を推進し、教育研究のための共同利用情報処理設備や基幹ネットワークの運用、学術情報提供環境の整備を推進している。

学習用 PC の活用を前提とした先進的な VDI（仮想デスクトップ環境）を構築し、場所に拘束されない快適な学修環境を提供するとともに、中核施設「Izumi(イズミ)」では、ライブラリサービスに加え ICT 機器を活用した学修空間を整備して、多角的に学生の学びを支援している（根拠資料 3-7【ウェブ】）。

【学習支援センター】

本学に入学した学生が「よりスムーズに」学べるために、2005 年 4 月に設立された。大学での専門的な学習の前提となる基礎科目（数学・物理・化学・英語）を中心に、入学前に十分習得できなかった科目と大学の講義内容とを有機的に結びつけて授業する基礎講座と、ひとりひとり（グループでも対応可）の疑問に丁寧に応える個別指導が行われ、学生の学力と意欲を育てる手助けをしている（根拠資料 3-9【ウェブ】）。なお、コロナ禍に見舞われた 2020 年度以降はオンラインによる学習支援体制も充実させ、多くの学生が活用できることとなった。

その上で 2023 年以降、学内で FD/SD 研修会を開催し、学習支援センターを利用する学生の状況について教職員と情報共有しつつ、学内から良質のフィードバックを求めるなど、活発な改善活動を継続している。

【教育開発センター】

本学の学士課程教育の分析と質の向上を実現するため、2009 年に全学的な教育方針と教

育施策の企画・開発及び教育改善に係わる情報収集・研究を継続的に行う組織として設置された。2019年度からは大学院教育についても目的に加え、研究と教育のバランスのとれた、社会に開かれた教育機関として、本学の存在価値を高める教育活動のあり方を考え、実現してゆくためのセンターである（根拠資料 3-10【ウェブ】）。

本センターでは、FD（ファカルティ・ディベロップメント）を「新たな教育プログラムの構築とさらなる授業改善を目的に、それを実行するために教員が職員と協働し、学生の参画を得ながら組織的に取り組む諸活動」と定義し活動を全学的に推進している。また、2001年度から学生による授業アンケート及び2011年度から卒業生満足度調査を実施している。この授業アンケートの結果に基づき、受講学生の満足度も高く、教育的にも質の高い授業を展開している教員を「工学院大学ベストティーチャー」として選出・表彰し、その授業手法を参考とすべく、FD研修として全教員を対象に模範授業を実施している（根拠資料 3-11【ウェブ】）。

また、学生参加のFD活動として「学生代表意見交換会」を2019年度から実施しており、2025年度も9月に開催した。2025年度は「学生への情報発信について（学生便覧・学修ガイダンス、KU-port 掲示等）」というテーマで、参加学生10名と教育開発センターの教育職員、教務課員が議論し、参加学生からの率直な感想・指摘を受けとめて、学修環境の整備や効果的な教育方法の導入へと具体的に結びつけることができた（根拠資料 3-12【ウェブ】）。

さらに、コロナ禍を経た授業時間割編成の大幅な改革を受けて「勉強する時間を確保できているか?」「大学内のファシリティは充実しているか?」といった日常の生活まで含めた「学生生活アンケート」も2022年度から実施しており、この結果を分析し、学生の学修のみならず、生活面の満足度向上につなげるよう、様々な検討を進めている（根拠資料 3-13）。

また、生成AIが世間の注目を集め、大学の教育にも大きな影響を及ぼすであろうことを迅速に受け止め、生成人工知能に関する大学の方針を取りまとめ、2023年5月、公表した（根拠資料 3-14【ウェブ】）。

【科学教育センター】

本センターは、科学教育面における「学び」と「実践」機会の創出に努めており、本学が独自に構築した『新しい教育システム』としての科学教育振興事業を進めている。科学関連イベントでの大学生・大学院生及び連携校の生徒の支援参画も加え、学内外を問わない科学教育活動を展開している。

【ものづくり支援センター】

八王子キャンパス 19号館「ふらっと」(FLAT: Fabrication Laboratory of Advanced Technology) は、全学組織として2015年に設立された。当センターは、汎用工作機械、溶接、アルミ鋳造設備などからなる「ふらっと」、最先端のCNC工作機械が設置された「テクノクリエーションセンター (TECC)」、新宿キャンパス地下2階での工作に利用される「ものづくりラボ」の3つの施設からなっている。

センターには5名の技術指導員が常駐し、加工に関する指導・助言や安全教育、工作機械の管理業務などを行っている。機械系学科の加工実習・演習授業の他、研究活動や学生プロジェクト活動などにおいて、多くの学生や教員に利用されている（根拠資料 3-15【ウェブ】）。

【防災・減災教育センター】

2009年に開始した「TKK3 大学連携プロジェクト」による防災教育・実践の蓄積を基盤として、自然災害や巨大地震など予測困難な時代に直面する中、建築・都市・情報・機械など本学が有する多角的な知見を融合させ、地域社会に貢献しつつ、実践的な防災・減災活動を展開・推進できる人材を育成することを目的として2025年に設立された。

防災・減災に関する教育や研究、社会連携を推進する全学的な拠点として、実践的な知見の社会還元を目指し、学内外の関係機関と連携しつつ、多様な機関と協働した取り組みを進めている（根拠資料 3-8【ウェブ】）。

センターの主な活動としては以下の通りである。

- ・ 防災・減災に関する正課授業の提供および単位認定を通じた教育・研究支援。
- ・ 本学の特色をいかした実践的な防災・減災活動の展開。
- ・ 地域貢献、生涯教育機会の提供、および他大学との交流推進。
- ・ 学生のスキルアップ支援と、活動に対する適切な評価。
- ・ 学生および教職員によるボランティア活動の推進。

以上のように、研究所と機構各センターの設置状況及び目的を述べてきたが、これらはいずれも、本学の建学の精神である「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」、学園の理念である「無限の可能性が開花する学園」に基づき必要とされる組織であり、技術を生かして社会に貢献する人材を育成するという本学の目的との適合性を保っている。

・全学的な教職課程実施組織の適切性

本学では従来、教員をめざすための教職課程を整備しており、これまでに多くの卒業生が教員として活躍している。工科系の大学として取得可能な免許の種類が多いというのも本学の教職課程の特長のひとつであり、科目等履修生の制度を利用し、卒業後でも不足の単位を修得することで免許状を取得することもできる。この課程を正常且つ効果的に運営すべく、教員組織として教育推進機構の中に教職課程科を設置しており、科長以下4人の専任教員を配置し、各学科・専攻の教科担当教員の他、多くの非常勤教員とも連携しながら教職課程に関わる授業科目を運営している。

また、教職課程科長及び幹事は、全学科・専攻の教育課程等を審議する教育評価改善委員会にも委員として参加し、各学科・専攻のカリキュラムの中で教職に関わる科目が有効・正常に機能するよう連携及び確認する仕組みが構成されている。例えば、学科においてカリキュラム変更が生じる際、教職・教科に関わる科目の必要要件を満たしているかどうか点検するなど、全学的な実施組織として適切に機能している。

さらに、学生が教員免許状を取得するために必要な事項について、教員免許制度に関することを調査、立案、審議する教職課程運営委員会も2017年度から組織されており、各年度の教員免許状の取得者数や、教育実習・介護等体験の参加状況や課程認定科目の適切な運営の確認などを全学部・工学研究科と情報共有し、より充実した教職課程の整備に向けて全学的に改善を継続してきた。2022年4月の教育職員免許法施行規則の改正により、全学的な体制の整備及び自己点検・評価が義務化されたことを受け、教職課程の運営を担う事務職員

点検・評価報告書 様式

を委員会の構成員に加え、教職課程の自己点検・評価を実施し「教職課程 学芸員課程 年報」をホームページにも公表している（根拠資料 3-16【ウェブ】）。

・大学を取り巻く国際的環境への対応

持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、2015年に国連サミットで採択されたSDGsの達成に貢献すべく、最先端の科学技術を活用し、化学、物質・エネルギー、工学、建築学、情報学分野等を組み合わせた研究を推進している。これにより、21世紀社会の発展に寄与する新たな価値の創造に取り組んでいる。

また、大学を取り巻く国際的環境等への配慮について、本学では、2013年度より独自の「ハイブリッド留学」を実施している。本プログラムは、従来の「語学修得を十分に行ってから留学する」という考え方から転換し、留学への心理的・実務的ハードルを下げ、『まず海を渡る』ことを重視する点に特徴がある。海外の教育・研究現場において、多様な経験を積むことで、Engineer、Scientistとして必要な国際的な経験値を高めるとともに、英語力やグローバルな思考力を自然に涵養することを目的としている。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実施先や実施時期の変更はあったものの、2024年度以降、物価高や円安といった厳しい社会情勢の中においても、参加者数はコロナ禍以前の水準に回復しつつある（根拠資料 3-17 ハイブリッド留学プログラム参加者数推移）。

2024年度より変更した実施先および実施時期は、図表 3.3 のとおりである。

図表 3.3 ハイブリッド留学実施先・実施時期一覧

	2023年度まで	2024年度から
先進工学部 2 年生 情報学部 2 年生	時期：6 月から 8 月 実施先：シアトル（米国） 実施協定校： North Seattle College 滞在方法：ホームステイ	時期：6 月から 8 月 実施先：ラスベガス（米国） 実施協定校： University of Nevada, Las Vegas 滞在方法：長期滞在型ホテル
工学部 1 年生	時期：6 月から 8 月 実施先：シアトル（米国） 実施協定校： Green River College 滞在方法：ホームステイ	時期：1 月から 3 月 実施先：カンタベリー（英国） 実施協定校： Concorde International 滞在方法：ホームステイ
建築学部 3 年生 （変更なし）	時期：9 月から 12 月 実施先：カンタベリー（英国） 実施協定校： Concorde International 滞在方法：ホームステイ	時期：9 月から 12 月 実施先：カンタベリー（英国） 実施協定校： Concorde International 滞在方法：ホームステイ

さらに、ハイブリッド留学の大学院版となる「ディプロマット留学」についても、2024年

度より University of Nevada, Las Vegas (UNLV)にて Research Intern Programへの参加が可能となり、米国大学の研究室における研究活動を体験できるプログラムを新たに整備した。2024 年度秋学期に 1 名参加した。また、2025 年度には、本プログラムを参考とした形で、ディプロマット留学としての位置づけではないものの、工学部 4 年生が UNLV の Research Intern Program に参加し、秋学期から春学期にかけて 1 年間の研究活動を行っている。加えて、当該プログラムについては、2026 年度以降の参加を希望する学部 4 年生からの問い合わせも複数寄せられており、学部生段階からの研究志向型国際プログラムへの関心の高まりがみられる。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、対面での国際交流活動が制限される中で、オンラインを活用した新たな取り組みも進展した。2022 年度より、海外協定校のオンライン授業を受講し単位認定を行う科目を設置している。2025 年度も引き続き、University of Maryland, Baltimore County (UMBC) でオンライン授業を実施し、23 名の学生が参加した。加えて、UMBC では期間中、毎週 1 回・1 時間のオンラインによる Conversation Café が実施され、学生にとってオンライン授業の他に英会話を実践的に経験できる貴重な機会となっている。UMBC において実施されている Conversation Cafe は、UMBC ELI (English Language Institute) の教員がファシリテータとして運営する対話を中心とした活動であり、通常は現地において対面形式で実施されている。語学授業とは別に、学生が自由な対話を通じて実践的なコミュニケーション経験を得ることを目的とした教育的取組である。

本学学生が受講しているオンライン英会話科目においては、この活動の趣旨を踏まえ、オンライン授業受講者のためにオンライン形式での参加機会が特別に提供されている。期間中は、週 1 回・1 時間、UMBC ELI 教員のファシリテーションのもとで対話型の交流が行われ、授業で学修した語学表現を実際のコミュニケーション場面で活用する補完的学修機会として機能している。

また、UMBC オンライン授業以外の期間にも実施しており、その間は、希望者が参加している。

この取組により、学生がオンライン環境においても海外大学の教育活動等に参加する経験を得ることができ、語学力の向上のみならず、異文化理解や主体的な対話経験につながっている。また、渡航をとまなわない形で実施されることから、経済事情や時間的制約等により海外渡航が難しい学生に対しても国際的学修経験を提供する教育方法としても位置付けられている。

また、本学では 2015 年度からクォーター制を導入し、海外の教育カレンダーとの親和性を高めている。さらに、学習到達度評価の国際水準への対応として 2019 年度入学生より GPA 制度を導入した。加えて、大学院においては英語による授業の実施を進めるなど、海外からの学生受入体制の整備にも取り組んでいる。

その他、語学研修や交換留学協定に基づく学生派遣、海外協定校からの留学生受入れを継続的に実施しており、これらの留学生を支援する学生の増加と相まって、大学全体の国際化を推進している。

一方で、学内施設における英語表記の充実、留学生への英語による対応体制、日本語教育支援のさらなる充実など、国際的環境への配慮については、今後も継続的に改善を図るべき課題として認識している。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

・適切な根拠に基づく教育研究組織構成の定期的な点検・評価

本学は 2010 年度までは教育研究白書編集委員会を設置し、およそ 3 年に 1 回、教育研究白書「工学院大学の現状と課題」を発行してきた。2012 年度からは、自己点検・評価報告書を作成する過程で、学部長・部長会議や学長を中心とした学長企画会議などで点検・評価を行ってきたが、点検・評価結果に基づく改善は十分とは言えないのが課題となっていた。

そこで、2017 年 4 月「内部質保証に関する規程」を制定し、この規程に基づき、自己点検・評価を行っている。併せて、外部評価委員会の意見も聴き、学長へ報告するとともに、本学ホームページに年度版「自己点検・評価報告書」を掲載し、公表している。

・教育研究組織における点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部の取り組み事例の一部を紹介する。

2015 年度に設置した先進工学部では、将来を見据えた施策として、2019 年度に機械理工学科に機械理工学専攻及び航空理工学専攻を発足させた。これらは専門性の高い教育研究環境を提供するとともに、複合的分野への対応も意図している。さらに、入学時に学科を定めない「学部総合」での入試の趣旨を再検討し、入学時に学科を定めず学部 4 年間と大学院 2 年間で一体的に捉えたカリキュラムで学ぶ「大学院接続型コース」での入試を 2020 年度から導入した。このコースは、入学後に修士課程修了後の進路を意識した履修モデルを選択し、2 年次に学科に配属された後も、主たる専門分野に加え、副専門分野を学修し、また、早い段階から研究に触れさせ、最終目標として修士論文に重点を置く、研究者・開発者育成プログラムである。

工学部では、学科編成の適切性について、各学科会議・工学部会議を核として、定期的に検討している。学科の枠を越えた研究教育に関する情報共有のためのネットワーク構築を計画するなど、点検・評価結果に基づく改善・向上に向けて取り組んでいる。

建築学部では、建築学部・建築学専攻運営会議において、社会情勢や周辺環境の変化なども見通しながら、教育研究組織の適切性を検証し、必要な議論をしている。建築学部の 3 学科及び 12 の教育分野（「まちづくり学科」：都市デザイン、ランドスケープデザイン、環境共生、安全・安心、「建築学科」：建築計画、建築構造、建築生産、建築設備、「建築デザイン学科」：建築デザイン、インテリアデザイン、福祉住環境デザイン、保存再生デザイン）という構成について、社会情勢の変化や建築を取り巻く周辺環境の変化に対応した改編の必要性について検討を重ねてきた。近年、超高齢社会の問題だけでなく、年齢、性別、身体

的特性、言葉、社会的状況など、多様な側面で異なるアイデンティティを持った人々が共生する社会としての視点が強く位置づけられるようになっており、このような社会の課題に取り組む必要性が大きくなったことから、2021年度から建築デザイン学科の「福祉住環境デザイン分野」を様々な人々と共に生きる、共に生活することを目指した建築、空間、プロダクトなどをデザインする領域として「共生デザイン分野」と名称を新たにしました。

情報学部では、情報関連技術の高度化、複雑化に柔軟に対応でき、安全安心な社会を実現し、人々が快適な生活を送ることに貢献できる技術者を養成するため、2016年度に情報学部を改組し、従来のコンピュータ科学科、情報デザイン学科に加え、情報通信工学科、システム数理学科を新設した。システム数理学科では、「データ科学」「情報インフラ」「経営情報」の3分野で情報科学の主要領域と社会ニーズに対応した教育・研究を行ってきたが、学科名に「情報」の文字がなく、情報分野に興味を持つ受験生にそのことが伝わりにくかった。また、産業界では、システム数理学科の教育内容である情報科学分野、特にデータ科学領域の重要性は高まっていたことも捉え、2023年度から「情報科学科」に名称変更することとなった。

本学の教育研究組織は、建学の精神「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」に基づき、社会の変化に応じて組織を強化し、教育・研究の向上を図っている。

その上で上述の通り、毎年度、自己点検・評価基準を参照して「自己点検・評価報告書」を作成し、内部質保証委員会に提出している。内部質保証委員会又は外部評価委員会から改善等の指摘を受けたときは、研究科、学部・センター、学内の各種委員会等及び事務組織の部署において改善策を立案し、学部長・部長会議等での審議を経た後、改善・向上策を講じている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

○分析を踏まえた長所

「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」という建学の精神を大切にしながら、時代の変化に対応するため、2006年度に情報学部、2011年度に建築学部、2015年度に先進工学部を新設し、従来からの工学の枠にとどまらない大学として発展を継続させている。

2006年度に設置した情報学部は、ソフトウェアやコンテンツの重要性の高まりを受けて設置した学部である。高度なコンピュータとネットワークに支えられた情報社会の到来において、情報関連技術の高度化と知識量の拡大に柔軟に対応でき、安全安心な社会を実現し、人々が快適な生活を送ることに貢献できる技術者を養成する目的の下、2016年度には「情報通信工学科」と「システム数理学科（2023年度より情報科学科に名称変更）」の2学科を増設しており、社会のニーズを反映している。

2011年度に設置した建築学部においても、従来の「建築工学」ととどまらず、デザイン、まちづくりなど、技術を核にしながらも工学系の要素にとどまらない多様な分野にフィールドを広げることで、研究、社会貢献、学生募集ともに幅が広がることとなった。また、12の教育分野についても見直しを図り、社会情勢の変化や建築を取り巻く周辺環境の変化に

対応した改編を行っている。

2015 年度に設置した先進工学部では、未知なるブレークスルーによる科学技術イノベーションが求められている現代社会に対応するため、物理学、化学、生物学等の基幹的な自然科学の基礎を確実に身につけ、それらを融合してより高度な科学技術の創造に取り組み、社会の発展に貢献できる人材の育成を行っている。また、2019 年度には、本学部のさらなる深化と、社会的ニーズへの対応に向けて、機械理工学科に企業から研究テーマをもらい、教員と企業研究者が連携して学生が実社会の問題に取り組むことで実践的な人材育成を目指す「機械理工学専攻」及び高度な工学知識を兼ね備えたエンジニア・パイロットを目指す「航空理工学専攻」を設置した。

2022 年度には、情報科学研究教育センターと図書館を統合して教育支援機構の中に設置した新しい組織「学術情報センター工手の泉」は、コロナ禍で学修環境が大きく変化した学修・教育環境の変化に応え、教職員及び学生等の教育・研究上必要な ICT 基盤、情報メディアを統合・相互活用することで「快適な学修空間の提供」と「学修リソースへの容易なアクセス」を促進し、新しい学び方を支援することを目的として設置した。

また、総合研究所の下、ソーラービークル研究センターでは、多くの学部生及び大学院生がソーラーカー開発やソーラーカーレースへの参戦運営に主体的に関わっており、研究センターとしての機能だけでなく、学生の成長の場としての役割も果たしている。このように、技術を活かして社会に貢献する人材を育成するという本学の目的のもと、最先端の研究活動が教育活動にも反映されている点が本学の長所であり、コロナ禍以降の遠隔授業においても最先端の ICT 機器・技術を有効に採り入れつつ、新しい学修スタイルを構築し続けている。

技術を活かして社会に貢献する人材を育成するという本学の目的に従い、日々変化する社会ニーズに対応すべく、教育・研究環境の改善を、スピード感をもって行っている点、さらに、最先端の研究活動が教育活動に反映されている点が本学の特色である。

○分析を踏まえた問題点

本学の教員の研究意欲の保持及び活性や、学生を巻き込んだベンチャービジネス立ち上げといった機運をさらに盛り上げていく必要があり、体制整備が望まれる。そのため、教育支援機構自体の発展的ビジョンを模索しており、今後、具体的な検討を進めていく。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

○改善・発展方策

本学の各学部、研究科、教育推進機構、研究所、教育支援機構等が上記の通り、様々な活動を展開しており、それぞれに備えているポテンシャルを「連携」させて、相乗効果を高めていくことが重要となる。組織同士の大きな連携は当然のこと、研究室単位で学部等の垣根を超えた連携もますますニーズが高まっており、そうした仕組みの構築が発展へ向けた方策となると考えている。

○全体のまとめ

「現状説明」で記述したように、建学の精神と本学の目的に基づいて学部及び研究科を構成しつつ、変化する社会的要請に配慮して再編している。技術を生かして社会に貢献する人材を育成するという、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、各センター及びその他の組織を適切に設置し、また大学を取り巻く国際的環境等にも配慮した取り組みを行っている。

これまで、社会のニーズに合わせ、スピード感を持った新增設・再編が功を奏し、各学部・学科の教育研究組織としてのミッションは有効に実現できていると言える。コロナ禍を通して新たな学修スタイルが構築されていく中、さらなる発展を遂げて行けるよう、絶えず検証を繰り返していくことで、前述の本学の目的の実現に努めている方針である。

4. 学長からの改善指示

- ・教育支援機構の在り方について議論を進め、今後の方向性を示すこと。
- ・学士・修士 5 年一貫制の導入について検討を始めること。

点検・評価報告書 様式

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
先進工学部	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/diploma_ae.html
工学部	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/diploma_technology.html
建築学部	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/diploma_architecture.html
情報学部	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/diploma_informatics.html
大学院 工学研究科	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/diploma_graduateschool.html
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合） なし

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の授業週数	1コマあたりの授業時間	URL・印刷物の名称
2学期制	15週	90分	https://www.kogakuin.ac.jp/student/learning/fbb28u0000002iy3-att/calendar2025.pdf

備考：

単位設定

授業形態	1単位当たりの学習時間（うち、授業の時間）	規程（条項）	URL・印刷物の名称
講義	45時間(15時間)	学則第17条の2	https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/r8c3sp000000c52h-att/credit_curr_2025.pdf
演習、実験、実習及び実技	45時間(30時間)	学則第17条の2	https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/r8c3sp000000c52h-att/credit_curr_2025.pdf

備考：

※関係法令：大学設置基準第21条、第23条、専門職大学設置基準第14条、第16条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、学年等	履修登録単位数の上限値	期間	成績優秀者への優遇	成績優秀者の基準	除外科目の有無
全学部・全学科・全学年	49単位	1年間	○	(1) 通算 GPA が高い学生に対する特例措置 前年度末日までの成績によって算出された通算 GPA が 3.5 以上 かつ 前年度修得単位数が 40 単位以上の者 →年間 59 単位まで履修登録を認める (+10 単位) (2) 教職課程科目及び学芸員課程科目に対する特別措置 ・教職に関する科目は上限単位数に含めない ・学芸員課程必修科目は上限単位数に含めない	○

備考：

※関係法令：大学設置基準第27条の2、専門職大学設置基準第22条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

点検・評価報告書 様式

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研究科は学位課程別）	卒業・修了要件単位数	既修得等（注）の認定上限単位数	URL・印刷物の名称
全学部	124 単位		https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/binran.html#1
備考：			

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 42 条の 8 及び第 42 条の 9、

専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、

大学院設置基準第 16 条、第 16 条の 2 及び第 17 条、

専門職大学院設置基準第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 27 条の 2、第 28 条及び第 29 条

注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称（学位課程別）	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
工学研究科	学修便覧にて明示	https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/r8c3sp000000c52h-att/grad_course_registration_2025_re3.pdf
備考：		

※関係法令：大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称（学位課程別）	学位論文審査基準（注 1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注 2）規程・URL
工学研究科修士課程	https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/r8c3sp000000c52h-att/assessment_criteria_master_2025.pdf	
工学研究科博士後期課程	https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/r8c3sp000000c52h-att/assessment_criteria_doctor_2025.pdf	
備考：		

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項

注 1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注 2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

点検・評価報告書 様式

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
全学部	<p>各授業単位</p> <p>1-1. 学習前・学習開始時</p> <p>目的： 教員が授業前に学生の能力や既有知識を把握して、授業内容・計画を調整すること。</p> <p>方法： 各科目ループリック、受講前アンケート、基礎学力テスト、習熟度別プレイスメントテストなど</p> <p>1-2. 学習中</p> <p>目的： 学生の途中段階の理解度・達成度を把握すること。その情報をもとに残りの学習計画を修正すること。学生に現状をフィードバックすること。学生に残りの学習の改善を促すこと。</p> <p>方法： 各科目ループリック、授業ごとの小テスト、中間テスト、中間アンケートなど</p> <p>1-3. 学習後</p> <p>目的： 総括としての評価を行うこと。学生に学習の結果をフィードバックすること。学生に学習活動全体に対する振り返りを促すこと。</p> <p>方法： 期末テスト、最終レポート、授業アンケート など 成績評価の一貫性と公平性の担保のため、科目ループリックを活用する。</p> <p>教育課程（カリキュラム）</p> <p>目的： 開講されている授業が、ディプロマポリシーおよびその下に定められたカリキュラムポリシーに基づき効果的な教育課程が編成されているかどうか、効果的に学生の学修成果として表れているかを判断すること。</p> <p>方法： 基本として以下のデータを収集し調査検討する。 (1)成績評価の分布と推移（個別科目または科目群等） (2)GPA 分布と推移（個別科目または科目群等） (3)各科目の履修登録者数、履修中止者数および授業欠席調査の数値 (4)学期末授業評価アンケートの結果 (5)学習前・学習中・学習後の科目ループリックの結果 (6)卒業時および卒業生アンケートの結果その他、適宜必要なデータを使用する。</p>	
備考：		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
全学部 工学研究科 教育推進機構	学部等事業計画及び実績報告	2025 年度 先進工学部 学部等事業計画及び実績報告 2025 年度 工学部 学部等事業計画及び実績報告 2025 年度 建築学部 学部等事業計画及び実績報告 2025 年度 情報学部 学部等事業計画及び実績報告 2025 年度 工学研究科 学部等事業計画及び実績報告 2025 年度 教育推進機構 学部等事業計画及び実績報告
備考：		

第4章 教育・学習(本文)

評価：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

・学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明示した学位授与方針

本学では、全学部全学科・工学研究科全専攻の「学位授与の方針」をホームページに公表している。

これは、2016年3月31日に中央教育審議会が示す「3つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」を受け、3つの方針がそれぞれ内部質保証におけるPDCAサイクルを機能させるとともに、三者の関係をわかりやすく示し、学生が身につける資質・能力を明確にしたものである。

全体構成としては、まず、学長による「工学院大学の目指す人材像」を出発点とし、そこから各学部・工学研究科の教育研究上の目的が示される。ここで示された目的を基盤として、各学科は課程修了時に求められる力、すなわち学位授与方針を定めている(根拠資料4-1【ウェブ】)。

学部における学位授与方針は、「①基礎知識の修得」、「②専門分野の知識・専門技術の修得」、「③汎用的問題解決力の修得」、「④道徳的態度と社会性の修得」の4つの項目から構成される。

「①基礎知識の修得」は、自然科学に関する基礎知識や概念を身につけていること、人、社会および文化に関する基礎的な知識や教養を身につけていること、

「③汎用的問題解決力の修得」は、現代社会の問題から解決すべき課題を抽出でき、それに取り組む姿勢を備えていること、課題解決に必要な論理的思考力や分析力があり、解決策が立案できること、日本語を用いて、自らの考えを論理的にまとめ、適切に表現できること、英語を用いて、異文化・多文化の中で基礎的なコミュニケーションができること、

「④道徳的態度と社会性の修得」は、自己を律し、継続的な学習を通じて知識を修得し能力を高めること、豊かな人間性を備え、相手を理解・尊重しつつ、チームの成果に貢献すること、人間社会と科学技術との関わりを多面的に捉えられ、高い倫理観を持って自らの社会的責任を果たすことができることをそれぞれ求めている(根拠資料4-2【ウェブ】)。

上述3つの項目の修得は全学共通だが、「②専門的な知識や技術の修得」は各学科で定められている。

例えば、先進工学部生命化学科では、分子レベルでのモノづくりに関して、その設計(合成計画)およびそれを遂行するスキル(実験技術)、細胞の再生や生物資源の有効利用のための遺伝子操作や細胞培養が行えるスキル、細胞を用いた病態のモデルを対象として、合成した医薬シード化合物を活用した実験技術と、生物活性・薬効の解析技術を身につけることが求められる。他の学科も同様に、専門に応じた修得すべき知識、技能が示されている(根拠資料4-3【ウェブ】)。

点検・評価報告書 様式

大学院工学研究科も学部同様に学位授与方針は4つからなり、修士課程においては、

- 「A) 専攻する研究領域における高度な専門知識を身につけたもの」、
- 「B) 科学技術を運用する能力（研究を主体的に進める上で必要なコミュニケーション能力、リーダーシップ／チーム協働力、創造的思考力、実験技術／設計技術、PDCA サイクルを運用する力）を身につけたもの」、
- 「C) 主体的に研究に取り組み、社会や職業についての知識や技術者や研究者として必要な倫理観を身につけたもの」、
- 「D) 特定の専門領域における創成能力を身につけたもの」、

としており、博士課程においては、

- 「A) 専攻する研究領域やその境界領域における高度な専門知識を身につけたもの」、
- 「B) 科学技術を運用する能力（研究を主体的かつ先導的に進める能力、独創的な思考力、高度な実験技術／設計技術、PDCA サイクルを運用する力）を身につけたもの」、
- 「C) 自立して研究を進め、社会や職業についての知識や技術者や研究者として必要な倫理観を身につけたもの」、
- 「D) 専門領域の広い分野における創成能力を身につけたもの」、

としている（根拠資料 4-4【ウェブ】）。

・学位授与方針を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にした教育課程の編成・実施方針

上記、学位授与方針の達成のため、学科、専攻別に「教育課程の編成・実施方針」が定められている。例えば、工学部電気電子工学科は以下の内容である。

電気電子工学科では、持続可能型高度情報化社会において活躍できる人材の育成を目指しています。上記の目的を達するため、「エネルギー」、「エレクトロニクス」、「システム」を柱とした以下のような教育課程を編成します。第Ⅰ群総合文化科目・外国語科目では、社会の多面的な側面や異文化の理解を深め、本学科で修得する技術と社会の関わりを常に意識できる教養を培います。

第Ⅱ群共通基礎科目では、おもに物理学と数学に関する基礎知識と概念を修得し、これらの応用方法を身につけます。第Ⅱ群専門基礎科目において電気磁気学、回路理論、電子物性、システム制御の4分野の基礎を学習します。第Ⅲ群専門科目においては、4分野の発展的な内容を含め、電気電子工学の技術者に必要な知識を修得します。さらに、実験や演習を通じて知識を活用する能力を養います。3、4年次のセミナーや卒業論文では、技術課題について総合的に検討し、他者と討論する力や情報を共有する力も養成します。そして、科目ごとの教育方法に応じ、教場における試験、課題の提出等を求め、それによる評価を行います。このように、本学科では、電気電子工学の基礎知識を物理学と数学を活用して修得させることに加え、社会人としての教養、論理的な思考力、そして技術的問題の発見とその解決に資する能力を涵養する教育課程を編成しています（根拠資料 4-5【ウェブ】）。

全ての学科・専攻においても電気電子工学科と同様、科目の性質分類に応じた「教育課程の編成・方針」及び学習方法が明確に示されている。

点検・評価報告書 様式

・授与する学位にふさわしい学習成果の測定

「学位授与の方針」は、全専攻長・全学科長が参加する教育評価改善委員会にて「入学者受け入れ方針」や「教育課程編成・実施の方針」と併せて、継続的に自己点検できるよう規程整備された上で毎年見直しされており、必要に応じて改良されている。加えて、学生が主体的に学び、学修を成功に導くためのアセスメント・プランの設計や、教育課程（カリキュラム）で設定された学修目標の到達（達成）評価に加え、さまざまな学修活動を通じて身につけられる汎用的能力などの測定・把握をし、その結果に基づき教育改善を行うことを目的とする「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」も制定されており、ホームページにて公表されている（根拠資料 4-6【ウェブ】）。

上記の通り、本学各学科・専攻の学位に相応しい学修成果であるかの検証は、本学の内部質保証システムの中で教育評価改善委員会にても点検・改善が継続されており、ホームページにも公開していることから、適切に学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開設。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

・授与する学位と整合した授業科目が配当されていることの可視化

本学では、全学部全学科・工学研究科全専攻の「教育課程編成・実施の方針」をホームページに公表している。

2016年3月31日に中央教育審議会が示す「3つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」によれば、「教育課程編成・実施の方針」は「学位授与の方針」を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学生の学修方法・学修過程の在り方を具体的に示すよう要請していることを受けて、本学では各学科の配当科目と「学位授与の方針」とを紐付けている。教育課程は、カリキュラム表という形で学生に提示されるが、その表の中で各科目は上記学位授与方針①から④の項目と結びついており、当該科目が①から④のどの力を身につけるために設定されているかがわかるようになっている（根拠資料 4-7【ウェブ】）。

つまり、学生は科目の修得、及び各学科・専攻の教育課程を修了することで、学位授与方針で示される学修成果を得られることになる。

・「学位授与の方針」、「教育課程の編成・実施方針」に則った教育課程を体系的に編成する体制

「学位授与の方針」「教育課程の編成・実施方針」に基づき適切な教育課程を編成するた

点検・評価報告書 様式

め、教学担当副学長を委員長とした教育評価改善委員会が設置されており、各学位課程にふさわしい教育内容や進級・卒業条件などが編成されるよう、機能を果たしている（根拠資料 4-8【工学院大学教育評価改善委員会規程】）。

この教育評価改善委員会は、上位にある全学的な内部質保証システムに関連づけられおり、企画担当副学長を委員長として構成されている内部質保証委員会において、「学位授与の方針」「教育課程の編成・実施方針」「入学者受け入れの方針」及び各種方針を点検しており、全体としてPDCAサイクルが有効に機能する仕組みが構築されている。

教育評価改善委員会は年間7回程開催され、各学科長・専攻長を中心として組織されている。各学科・専攻は、年度初めに学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、及び前年度の学習にまつわるデータ（科目履修者数、成績評価、アンケート結果等）を基に、次年度の教育課程を編成するにあたっての課題と改善の方針を示すことになっており、学科・専攻はその課題と方針に沿って、見直しの必要のある科目群や授業科目を抽出し、変更内容とその理由を添えて委員会の審議にかけることになる。ここで、科目群・授業科目の位置づけ、配当期、必要な学習量（単位数）の妥当性を、シラバスも参照しながら審議される（根拠資料 4-9【カリキュラム変更PDCAフォーマット】）。

そうした枠組みの中でカリキュラムを変更する際には、まず、カリキュラム全体がポリシーに沿っているかという視点で課題を抽出し、改善方針を各学科が示す方式を採っている。カリキュラム全体のマネジメントに意識を向けることにより、学生がより体系的に学べるカリキュラムとなることが期待される。

例えば、先進工学部生命化学科においては、「学位授与の方針」にある『基礎知識の習得』として「第Ⅰ群」を示し、また『汎用的解決能力の修得』では、地球や人間社会の多面的視野を養い技術者倫理やコミュニケーション能力の向上を目指すカリキュラムを提示し、『専門分野の知識習得』については、「第Ⅱ群」の基礎科目から始まり、「第Ⅲ群」の専門科目の有機化学、無機化学、物理化学、分析化学及び生物化学まで応用力、実践力を高めるカリキュラムを展開している。

また、工学研究科においても2019年度に「学位授与の方針」の「身につく力」の項目数を4項目に改めるとともに、修士論文及び博士論文の評価基準も定めた。

例えば、工学研究科情報学専攻修士課程では、「学位授与の方針」に定める『特定の専門領域における創成能力』として、修士論文の作成や学内外の活動を通じて創成能力を養うカリキュラムを展開し、特論演習科目のチェックシートを作成することで成績評価の客観性を強化した。また、当課程には「工学」と「情報学」の2つの学位が配置されているが、工学の学位は、社会システム工学、電気電子工学、人間工学等の関連分野の研究発展に寄与できる人材育成をめざしたカリキュラムを、また、情報学の学位は、情報科学、人間情報学、応用情報学等の関連分野の研究発展に寄与する人材育成を、というように明確な分野・方向性を示し、ホームページから検索できるように公表している（根拠資料 4-10【ウェブ】）。

教育評価改善委員会において全学科・全専攻のカリキュラムや進級・卒業条件などの点検と改善が為された上で、時間割編成ワーキンググループにて次年度の時間割が編成される。時間割編成ワーキンググループでは、各学部学科と教育推進機構との調整を行うシステムを作り、教養教育と専門教育が適切に配置できる体制となっている（根拠資料 4-11【工学院大学時間割編成ワーキンググループ内規】）。

・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化

科目の年次・学期配当及び学びの過程を可視化するため、教育課程の体系・教育内容・授業科目区分・授業形態については、学生便覧・学修便覧（根拠資料 4-12【ウェブ】）に示しており、上述のように科目ごとに学位授与方針との関連性を示し、加えて、科目の位置づけ、具体的な教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準は科目ごとのシラバスに示している（根拠資料 4-13【ウェブ】）。

また、実際の授業内容とシラバス記載内容との整合性確保の点検が行われていなかった課題を解決するため、別途行われる授業アンケートにて、シラバスの記載内容との整合性を点検する設問項目を追加した。また、適切な教育課程を編成する一貫として、2019 年度のシラバスから実務経験のある教員による内容の公表を始めた。

学習の順次制に配慮した授業科目の配置例としては、学生の社会的及び職業的自立を図るため、キャリアについて早期から意識付けさせており、1 年時には、「総合文化アカデミックスキル」や「ロジカルライティング」等のキャリア教育科目を配置した上で、1・2 年時には低学年でのインターンシップを実習する科目として「インターンシップA」「インターンシップB」を配置しており、3 年次のインターンシップ実習科目である「学外研修」へ繋げている。工学研究科建築学専攻においては、2009 年度から一級建築士試験の受験資格における実務経験確認制度に対応したインターンシップ制度も導入された。

また 2019 年度から、経済同友会が主催するインターンシップに学部 2 年生を派遣した。コロナ禍に見舞われ 2020 年度はインターンシップを中止せざるを得なかったものの、2021 年度以降は実施に至ることができ、2025 年度も派遣している。

・課程修了時に求める学習成果（国際的視野・異文化環境での適応力）

また本学では、課程修了時に求める学修成果として、専門的知識・技能に加え、国際的視野、異文化環境での適応力、実社会での課題対応力を掲げている。これに対する対応する授業形態として、海外学修を組み込んだ複数の教育プログラムを体系的に実施している。

学部段階における中核プログラムである「ハイブリッド留学プログラム®」（根拠資料 4-14【ウェブ】）は、専門教育と海外生活・語学学修を統合した教育手法であり、以下の期間で実施されている。

- ・先進工学部 2 年生対象：約 8 週間（6～8 月）
- ・情報学部 2 年生対象：約 8 週間（6～8 月）
- ・建築学部 3 年生対象：約 13 週間（9～12 月）
- ・工学部 1 年生対象：約 8 週間（2～3 月）

また、先進工学部機械理工学科 3 年生を対象として実施してきた「創造工学海外研修」では、海外の教育機関において現地教員の指導のもと、フィールドワーク等を含む実践的な学修を行い、専門分野の応用力と国際的視点の涵養を図っている。本プログラムは、機械理工学科 3 年生を対象としていたが、2025 年度より他学部学生にも参加を呼びかけ、履修機会の対象を拡張した。これにより、専門教育と国際経験を結び付けた実践的学修の機会を、学科横断的に提供する取組へと展開している。

語学力向上を主目的とした語学研修においても、語学授業に加え、渡航先の文化や社会的

背景を学ぶ授業も実施している。これにより、語学能力の向上のみならず、異文化理解および国際的視野の涵養を図る教育機会として位置付けている。

これに加え、より高度な国際的学修機会として大学院生を対象に「ディプロマツト留学プログラム」を実施している（根拠資料 4-15【ウェブ】）。本プログラムは、一定の語学力および学習意欲を有する学生が海外大学で学修経験を積む機会を提供するものであり、海外における学術環境での学修経験を通じて、専門分野および周辺領域分野に対する理解を深め、帰国後の研究活動や研究発表への発展につなげることを意図した教育機会である。これにより、大学院段階における専門性の深化および研究活動への接続を図る教育方法の一環として位置づけられている。

また、協定校との交換留学制度については、主として建築学専攻の大学院生を対象として実施しており、海外大学における専門科目履修やスタジオ教育・設計等を通じて、専門分野の学修内容を拡張する機会を提供している。専攻分野の教育研究上の特性に即した形で海外学修を位置付けることにより、専門性の深化および国際的視点の涵養を図る教育方法として機能している。

なお、本学では、ICT を活用した遠隔授業の一例として、米国メリーランド大学バルティモアカウンティ校（UMBC）と連携したオンライン英会話授業を実施している。本授業はコロナ禍における遠隔教育の必要性を背景に導入されたが、その教育的有効性を踏まえ、現在も継続して実施している。ICT を活用した対話型授業として提供され、履修学生には正式な単位認定を行っている点が特徴である。英語によるコミュニケーション能力の向上に加え、海外大学の教育環境をオンラインで体験する学修機会を提供するものであり、遠隔授業を教育方法として有効に活用している例である。

上記の通り、各学部の「教育課程の編成・実施方針」の内容は「学位授与の方針」に沿って明確にされており、また誰もが容易に参照できるホームページという方法で公表していることから、適切に「教育課程の編成・実施方針」を定め、公表していると判断できる。さらに精度の高いカリキュラム・アセスメントの検討が今後の課題であるが、前述したカリキュラム全体のマネジメントを行う際に履修者数、成績評価のデータはもとより、授業アンケートや後述する学生生活アンケートのデータも活用しながら改善を図っていく。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICT を利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

・教育課程編成にあたり、授業形態及び授業方法の適切性が確認される仕組み

教育評価改善委員会において各学科・専攻の教育課程の見直しを行う際は、科目の授業形態も審議される（根拠資料 4-16【カリキュラム変更フォーマット】）。本学は学則上、講義形式の授業は 15 時間の授業をもって 1 単位、演習・実験・実習及び実技形式の授業は、30 時間の授業をもって 1 単位と定めており、各学科・専攻から提出されたシラバス等から当該科目の授業形態の妥当性も問われることになる（根拠資料 4-17【ウェブ】）。また上記フォーマットには、当該科目が「学位授与の方針」に寄与する項目と割合を記入する必要がある。

すなわち、評価項目②で触れた教育課程全体の見直しと各科目の見直しの仕組みは有機的に結び付けられており、授業形態・実施方法が、「学位授与の方針」と「教育課程の編成・実施方針」に応じたものになる仕組みとなっている。

このような仕組みのもとで決定された授業形態・実施方法の効果は、年 4 回実施される授業アンケートや成績分布等で測られることになる。また、上述したようにその結果を年度初めの教育評価改善委員会で提供し、課題の抽出と改善の方針に役立てている。

・ICTを活用した教育手法の提供と、学修者本意の学びを重要視した時間割編成及び授業形態

本学の授業は、その特性に応じて、対面、ハイブリッド、遠隔同時双方向、オンデマンドのいずれか、あるいは複数の形態を組み合わせた方法で実施されるが、授業形態の種別に寄らず、全ての授業において、KU-LMS という学習管理システムを使用することになっている。KU-LMS では、授業資料のダウンロード、学生・教員間の質問のやり取り、レポートの提出、テスト等を行うことができ、本機能は本学教育課程の根幹をなすひとつであるため、学生はもちろん、教員にもマニュアルを配布し、習熟を促している（根拠資料 4-18【学生版授業受講マニュアル、教員版受講マニュアル】）。

遠隔に限らず全ての授業形態において学習管理システムを導入している理由は、2022 年度に行われた時間割改編に端を発している。2020 年度のコロナ禍をきっかけに遠隔授業が多く導入されたが、ICT 機器を有効に活用することで、従来の対面授業と比して授業内の学生の様子や反応を教員が確認しやすくなることや、学生にとっても、授業コンテンツを事後に確認できることなど、利点も徐々に掴めるようになった。その上で、対面授業の特性や長所とも組み合わせることで工夫次第では非常に効果的且つ利便性の高い学びのスタイルを達成できることに気付かされた。そこで、2022 年度のカリキュラム及び時間割編成に向けて、「カリキュラム・時間割編成タスクフォース」を立ち上げ、発展的な教育スタイルを模索し、今後の授業のスタイル、時間割編成を立案した。

この時間割改編は、「より魅力ある時空間的利便性が高い教育の場」「社会が求める技術と柔軟な教育環境の提供」を、最先端 ICT 技術と、教育課程の改編も伴う授業時間割の大幅な

見直しとの組み合わせによって実現したものである。

具体的には、時間割上 1 時限目と 6 時限目にオンデマンド授業を配置し、2～5 時限目には対面、ハイブリッド、遠隔同時双方向の授業を配置している。オンデマンド授業については実際の学習は学生各々の都合に合わせて空き時間に行えば良く、例えば一般教養を学ぶ総合文化科目は、座学による大人数の対面で学習するよりもオンデマンドの優位性を活かしつつ時間を有効に使い、必要に応じては何度も見返して学習することが効果的であるという考え方のもと、それらはオンデマンドで行われている。一方、本学が長く培ってきた教育の特色として「確かな技術と専門知識の修得」があげられ、実際に機器に触れ、設計図を描き、自ら手を動かして技術を身に付けることが不可欠であり、そのことを踏まえ、実験・実習・演習の授業は対面にて実施されており、科目の特性に応じた方法で授業を展開している。

◆本学の授業形態 ※[]内は 2025 年度の開講割合。

- ・対面授業：[84%]
- ・ハイブリッド型授業：[1%]
- ・遠隔（同時双方向型）授業：[2%]
- ・遠隔（オンデマンド型）授業：[13%]

目下のところ上述のような対面授業に偏った授業形態割合となっており、適切なバランスであるとは言い難い。学生の利便性や能動的な学びを促せるよう、ハイブリッド型授業や遠隔オンデマンド型授業の割合を上げ、全体のバランスを改善していくことが今後の課題である。

このような考え方のもと、各授業がより効果的に行われることを目指し、2022 年度以降、授業担当教員全員を対象に、毎年、授業実施方針説明会(根拠資料 4-19【説明会資料】)を実施している。この説明会では、上記マニュアルのポイントや変更点についての言及だけでなく、授業アンケート結果を基に選出したベストティーチャーが授業を運営する上で工夫している内容の講演を行っており、各教員に対して教育効果が上がる授業の手法を広く共有している。

・学生が意欲的かつ効果的に学習できているか等、授業の目的が効果的に達成されていることの状況把握

上記の時間割改編により、学生が授業を受講する際の空間的・時間的な負担を軽減することにつながり、従来の授業のように一方的に受講することに縛られるだけの学生生活ではなく、学生自らが能動的に多くの出会いや経験、意見交換、学修をするための機会と空間と時間を提供することが可能となった。2025 年度は、時間割改革から 4 年目となるが、授業アンケートで得られた結果からその効果の一例を示すことができる。授業アンケートは例年、年 4 回実施され、評価項目は「目標設定」「授業計画」「内容理解」「準備・熱意」「授業運営」「工夫・安全」「能動性喚起」「汎用性」「一科目一週間当たりの学外学習時間」(9 項目)からなる。対面のみで授業が行われていた 2019 年度に比べ、全ての項目で数値(平均

値)の上昇が確認できるとともに、2025年度は7項目で(2018年度以降)過去最高の結果となった。とりわけ、「能動性喚起」の数値上昇は、上述の時間割改革の狙いである「学習者の主体性と自立力の涵養」を叶えている可能性を示唆していることなどから、学生が意欲的かつ効果的に学習できていることが読み取れる(根拠資料4-20【授業アンケート結果】)。

・学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等 (ICT活用面)

学生の多様性を踏まえた誰もが学びやすい学習環境を整えるという点においては、すでに触れた KU-LMS の全授業での利用をあげることができる。この仕組みを活用することにより、学生はどんな状況であっても場所や時間に縛られず授業資料にアクセスすることができる。また学生には漏れなく Google アカウントを付与しており、Google Meet を用いた同時双方向授業やハイブリッド授業が展開されている。そのため、本学には新宿と八王子とにキャンパスがあるが、新宿と八王子で連続して授業が行われる場合でも場所の都合で一方の科目を受講できない、という状況はほとんど生じない。

・学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等 (国際的学修分野)

本学では、学生の学修段階、専門分野、語学力、学修目的等の多様性を踏まえた教育機会を体系的に整備している。国際学修の分野においては、語学力向上を主な目的とする語学研修、専門教育と海外生活を統合したハイブリッド留学プログラム、実践的な学修を行う創造工学海外研修、大学院段階で専門科目履修や研究を行うディプロマット留学プログラムや、交換留学など、学修段階や教育目的に応じた複数の制度を設けている。

語学研修では、語学授業に加え、渡航先の文化や社会背景を学ぶ内容を含めることで、語学力のみならず異文化理解の涵養を図っている。ハイブリッド留学プログラムは語学力の水準にかかわらず参加可能な設計で「まずは海を渡る」ことを主眼に国際学修への導入機会として機能している。創造工学海外研修については、2025年度より機械理工学科のみならず他学部他学科の学生にも参加を呼びかけるなど履修機会の対象拡張を行い、専門分野の異なる学生に対しても実践的な国際学修の機会を提供している。

さらに、大学院を対象とするディプロマット留学や、建築学専攻大学院生を主に対象とする交換留学制度など、専門性や学修段階に応じた高度な国際学修機会も提供している。これらの取組は、学生の能力、関心、将来志向に応じた学修機会を提供する仕組みとして機能しており、学生が自らの学修段階や目的に応じて適切な教育機会を選択できる環境を整備している。

また、UMBCとのオンライン英会話授業は、海外渡航を伴わない形で実施されるため、渡航費や滞在費の負担を要さず、経済的理由等により海外留学への参加が難しい学生に対しても国際的な学修機会を提供する役割を果たしている。これにより、学生の経済的状況や個別事情の違いに配慮した学修機会の確保という観点からも、多様性に対応した教育方法として機能している。

・学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等 (学習支援センター)

また、多様な学習歴に対応する仕組みとして学習支援センターがある。当センターは数学、物理、化学、英語の4科目に対応しており、高校までの未学習分野や通常授業のフォロー、

および授業についていくための学力の底上げを目的とした指導を行っている。指導の形態は個別指導と集団指導の 2 つを大きな柱としており、本人の状況に応じた指導を受けることが可能になっている。入学時にまず、入学者全員を対象に行う習熟度調査の結果を用いて学習支援センターでの指導を促しており、その後の主体的な学びを実践できることを狙いとしている。加えてオンデマンド教材も充実させており、2025 年度はこの教材をあらゆる学生に利用してもらおうと、学生が自ら申し込みをせずとも全ての学部生が利用できる仕組みを構築した。

このような指導の成果は報告書にまとめ、学生の学修の定着度等を学部・学科と情報共有しながら自己点検を行っている。また、毎年、FDSD 研修の位置づけで成果報告会も実施するなど、学内で広く活動の成果を示しており、2025 年度は 9 月と 3 月に実施した（根拠資料 4-21【2025 年度学習支援センター成果報告会資料】）。

このように多様な学びに対応できるインフラを整えつつ、シラバスには、当該授業科目の各回で行われる内容はもちろんのこと、学位授与方針との関係、具体的な到達目標、前提条件、授業方法と授業の狙い、ICT 活用、成績評価の方法、フィードバック方法などが記されており、具体的な学びの指針を明確に学生へ示している。加えて、事前・事後の学習時間も明記されており、どれだけの学習量が求められるかを明確に示している。

その上で、授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置として、学期はじめには各学科ともガイダンスを開催し、学生に向けてきめ細かな履修指導を行っている。学生個々の GPA や単位修得状況を鑑みつつ個別の面談も行っており、効果的な学修指導を行き渡らせている。

なお、学生の学習進捗確認については、2025 年度入学生より導入した学修ポートフォリオによる学生自らの確認と、学期はじめに実施される学科ガイダンスや個別面談で行われる。学修ポートフォリオへの記載内容や面談記録は学生ポータルを用いて行われるが、その記載内容は当該学科の教員や教務課、学生支援課の職員が閲覧でき、学生個々の状況に応じた多方面からのサポートを行っている（根拠資料 4-22【学生ポータル画面サンプル】）。

・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置

単位の実質化を図るための措置として、カリキュラム上の各科目には標準履修学年が示されており、学生の 4 年間の履修計画を示唆している。その中で、予習・復習を含めた学生の学修時間を確保するため、CAP 制により 1 年間に履修できる単位数は年間 49 単位を上限と定めており、通算 GPA が 3.5 以上、かつ前年度修得単位数が 40 単位以上の学生については年間 59 単位までの履修を認める特例措置も設けている（根拠資料 4-23【ウェブ】）。

さらに単位を実質化するため、卒業要件には含まれない資格科目（教職科目や学芸員科目）も通常履修期（前期・後期）に開講される授業は、2021 年度入学生から全ての科目を CAP の範囲内とする方針を 2019 年度の教育評価改善委員会で決定した。しかし、文部科学省中央教育審議会に設置されている大学分科会において取りまとめられた「教学マネジメント指針」（2020 年 1 月 22 日開催、第 152 回大学分科会）では「CAP 制の運用について大学に委ねられる部分は非常に大きい」とした上で、「卒業要件とは別に法令等に基づき免許・資格の取得に必要な単位の取得を目指す学生」について「CAP 制の適用を除外することも考えられる」との言及があった。それを踏まえて 2020 年度の教育評価改善委員会にて改めて議論を

深めた結果、学生の免許・資格の取得を後押しすることを重要視するため、教職科目や学芸員科目はCAP 範囲外にする扱いとなった。

その一方、外部アセスメントも導入すべく、2016 年度から TOEIC の団体受験を実施（学部 1 年生は必須）し、外国語の授業の効果分析や改善に役立っている。また 2018 年度から大学入学前にどれだけの力があるのか確認するための検査 GPS(Global Proficiency Skills program) を導入しており、今後社会で必要になるであろう「問題解決する為の力を批判的・創造的・協働的思考力」を測定することに役立っている。

2023 年度からは TOEIC 受験を学部 1・2 年生に強く推奨している。本学のカリキュラムは全学部全学科で英語科目を必修として配置しており、とりわけ学部 1 年生に対しては受験を必須としている。これにより、授業内容の改善はもちろんのこと、カリキュラムを見直す際のデータとして活用されている。

・学生の積極的な学修機会の確保（総合文化科目の抽選履修制度廃止）

また、本学のカリキュラムには広い知識、多様な関心、柔軟な感性を養うために総合文化科目が全学部全学科に配置されているが、教室のキャパシティの問題もあり抽選を行うことで受講者数を制限せざるを得なかった。そのため、学生は自分が希望する科目を履修できない場合も多くある。一方、教務課での分析結果によると、学生の科目受講希望度と成績評価とは相関が見られるため、学修成果を高めるためにこの状態を解決することを目論んでいた。

そのような中で 2022 年度より、上述したカリキュラム・時間割改革の一環として、総合文化科目はオンデマンド授業として実施することになった。それに伴い実質的に教室のキャパシティを気にする必要はなくなった。ただ、オンデマンド授業とはいえ受講者数の著しい偏りを防ぐ必要があるので、過去の受講者数の推移を勘案し、教員が適切な教育を行える受講者数に収めることと、学生が希望する科目を受講することとの両方を実現できるよう課題解決した上で、2024 年度から総合文化科目については抽選制度を廃止した。これに伴って、今後の社会において求められることの再確認や、学生の興味関心に響く授業内容の模索など、総合文化科目の位置づけ自体を見直す検討に及び、この検討を契機に新たな演習科目「技術者を志す私たちの総合文化プロジェクト」を 2024 年度から新設した。初年度の受講者数は 10 名、2025 年度は 45 名で、受講した学生達は環境問題等様々なテーマを題材に学生同士が討論することを通して、多面的な観点から考える柔軟な思考力を身につけることにつながった。

・学生の積極的な学修機会の確保（学部学生の大学院科目先行履修制度の変更）

学部 4 年生の学生を対象に、履修上限 10 単位まで、在学中に大学院科目履修を認める制度を 2006 年度から導入している。導入当初、3 年次前期終了時点の修得単位数と成績上位 5%以内の学生であることを条件に所属学科が履修の可否判定を行っていたが、学生に成績順位を公表していない関係で、申請時に学生自身が制度適用可能か否かわからないという問題があったため、2020 年度より「学部学生の大学院科目先行履修制度に関する内規」を制定した。以降、成績上位 5%の制約を廃止し、申請学生毎に所属学科が判定する運用を行

点検・評価報告書 様式

ってきた。2022 年度以降は大学院設置基準改正に伴い、履修上限単位数を 15 単位まで可能に改正した。

さらに当制度に関して、2024 年度の教育評価改善委員会にては、全学一律の判定基準が定められていないことや、学科毎に判定基準が異なるため進学先の専攻内で不公平が生じること、受講申請は 3 年次末までなので制度を活用できない学生がいること、といった顕在課題について議論を深め、以下のような取り扱いとなる規程改正を行った。

- ・指導教員が正式決定した後も相談・科目取消ができるよう、履修登録期間中は先行履修科目の取消を可能とする。
- ・4 年生になってから研究に興味を持ち進学を希望する学生への先行履修機会を設けるため、申請・判定を前期/後期の計 2 回実施する。

その結果、2025 年度は延べ 267 名より申請があり、245 名が所属学科より許可された。

・指導計画に沿った適切な研究指導

工学研究科各専攻においては、以下の通り、研究指導計画を明示した上でそれに沿った指導を行っている。

修士課程では、入学した年の 5 月末に、指導教員と相談しながら各年次の研究目標をたて、「修士論文・目標設定」を作成し、指導教員に提出することになっている。修士課程 1 年の前期・後期、2 年の前期末には、「修士論文・自己達成度チェック」に自分の目標設定に対する達成度チェックを行い、指導教員に提出する。修士課程修了時には、修士論文の提出と同時に「修士論文・研究達成度評価」を指導教員に提出する（根拠資料 4-24【ウェブ】）。

博士後期課程では、入学した年の 5 月末に、指導教員と相談しながら、各年次の研究目標をたて、「博士論文・目標設定」を作成し、指導教員に提出することになっている。博士後期課程 1 年の前期・後期、2 年の前期・後期、及び 3 年前期の各学期末には、「博士論文・自己達成度チェック」に自分の目標設定に対する達成度チェックを行い、指導教員に提出する。博士後期課程修了時には、博士論文の提出と同時に「博士論文・研究達成度評価」を指導教員に提出する。また、2 年次には公開による中間発表を義務とし、最終年度までには学術雑誌への審査付論文をそろえ、最終年度には学内外の専門家による論文公開発表会を実施するなどの教育を行っている。また、大学院専攻長会議、教育評価改善委員会での審議を経て 2020 年度から、博士後期課程コースワークがカリキュラム編成され、各専攻内に特殊演習科目が開講されるに至っている（根拠資料 4-25【ウェブ】）。

上記の通り、学生の学修活性化を促進し、効果的な教育プログラム作成のための様々な措置を講じ、自己点検・評価が行えていると判断できる。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っている

か。

- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

・成績評価及び単位認定にかかる公正な基準・手続きと学生への明示

各学科・専攻の卒業に必要な総単位数と区分ごとの単位数、及び進級に必要な総単位数と区分ごとの単位数は学則により定められており、同様に学則並びに成績評価規程に基づき、科目ごとに適切な単位認定がなされている。また、成績評価の適切性について、シラバスに示す「具体的な到達目標」、「成績評価方法」を用いて単位認定を行っている。「具体的な到達目標」は、「何ができるようになるのか」、「どのような知識を得ることになるのか」を「学位授与の方針」、「教育課程の編成・実施の方針」との整合性に留意し、到達可能な具体的内容を示すようにしている。

成績評価方法について、学部は GPA 制度を 2015 年度から導入し、2019 年度からは履修指導の指標として学科ごとに学生の GPA 分布状況を公表している（根拠資料 4-26【GPA 分布図】）。さらに大学院においても 2019 年度から GPA 制度を導入した。

なお、試験については、学事日程における授業回数と試験日程確保や、複数クラスに分かれる同一科目における成績評価の一律性を担保することを踏まえ、2020 年度からは、複数クラスに分かれる同一科目試験を合同且つ一斉に実施する「合同定期試験期間」と、それに該当しない科目の試験を実施する「学期末筆記試験期間」を制度化した。この制度運用開始から 6 年を経ているが、学生にも大きな混乱は生じておらず安定的に稼働しており、上述の学事日程上の事情等を踏まえると、現状最適な制度であると言える。なお、やむを得ない理由により、試験を受験できなかった学生を対象として、追試験も制度化しており、受験機会を平等に担保している（根拠資料 4-27【ウェブ】）。

上記の成績評価及び単位認定にかかる基準等は学生便覧にて学生へ示している。その上で、成績評価の発表は年に 4 回行われており、その評価に疑義がある場合の方法や受付期日は学生ポータルを通して告知している（根拠資料 4-28【学生ポータル掲示】）。

・既修得単位や実践的な能力を修得している学生に対する適切な単位の認定

他大学出身者が本学に 1 年次で入学した場合においては、学則に基づいて単位認定を行っており、学生告知は上記同様、学生ポータルを通して行っている。単位認定については他にも、東京理工系四大学（芝浦工業大学、東京電機大学、東京都市大学、工学院大学）と大学コンソーシアム八王子の単位互換制度でも行われている。

東京理工系四大学の単位互換制度は、「東京理工系大学による学術と教育の交流に関する協定」に基づき運営され、2025 年度は本学への受け入れ 4 名 7 科目、他大学への送り出し 5 名 14 科目を行った（2024 年度は受け入れ 17 名 39 科目、送り出し 1 名 2 科目。2024 年度の受け入れの多くは本学の総合文化科目である）。大学コンソーシアム八王子における 2025 年度の受け入れは 1 名 1 科目、送り出し 1 名 2 科目であった。

実践的な能力を修得している者に対する単位認定としては、インターンシップがある。本学は全学的に「インターンシップ A/B」「学外研修」という科目を教育課程の中に配置しており、将来のキャリアに関連した職業体験を通して、実践的な能力の一端を身につけると

もに学習意欲の喚起や高い職業意識を育成することを科目設置の目的としている(根拠資料 4-29【ウェブ】)。「インターンシップ A/B」の受講者数は 34 名(2024 年度は 22 名)、「学外研修」は 66 名(2024 年度は 73 名)であった。

・学位授与における厳正な手続き

学部における学位の授与は、学則および教授総会規程により学長が構成員の意見を聴いて決定することになっている。学位と学位授与方針の関係はすでに評価項目①で述べた通りであるが、学位授与(卒業)に必要な単位数の条件ならびに卒業論文・卒業研究の評価基準に基づき、厳格に学位の授与を判断している(根拠資料 4-30【ウェブ】)。

大学院における学位の授与は、大学院学則により学長が構成員の意見を聴いて決定する。学位と学位授与方針の関係は学部と同様であるが、学則および学位論文の評価基準に定められた条件にしたがって学位の授与条件が満たされているか判断される。学生に対しては学修便覧等で周知している。

・大学院修士課程、博士後期課程の早期修了制度の手続きの整備

工学院大学大学院学則にて修了要件における在学期間を短縮することが可能であると定められているにも関わらず、博士後期課程においてはカリキュラムの構成上不可能であり、その承認過程や単位数等の条件緩和有無についての明記もされておらず、運用が不明瞭であった。

2024 年度の大学院専攻長会議、大学院委員会にて議論を重ね「大学院生の早期修了に関する規程」が制定された。「特殊演習」を含む 6 単位以上の修了要件は変わらないが、新たに早期修了が見込まれる学生については、指導教員からの申請を受けて早期修了を実現できることになった。この申請に際しては「早期修了に向けた履修申請書」を新たに設け、2025 年度から適用している。

以上のことから、単位認定及び学位授与の措置は客観性、厳格性を担保し、適切に講じていると判断できる。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等の明確化(学修ポートフォリオ導入)

本学ホームページには「学修成果の評価の方針(アセスメント・ポリシー)」が公表されており、学修成果の評価の目的及び具体的なプランについて明確に示している。

「学位授与の方針」と各学科・専攻の教育課程各科目との関係により、学生は教育課程の科目を修得することで学位授与方針に示されている能力を積み上げていくことになる。そ

点検・評価報告書 様式

の上で、学修成果の把握を強化する具体的な方策として、2025 年度より導入された学修ポートフォリオをあげることができる。導入に際しては、全学的な教育方針と教育施策の企画・開発及び教育改善に係る情報収集・研究を担う教育開発センターが主導し検討を行ってきた。

検討にあたっては、教学マネジメント指針で定義されている内容を土台として、本学に適した形を模索し、学生が学位授与方針と教育課程の編成方針に基づく学習目標を立て、振り返り期に達成度と課題を言語化する形とした。

実運用する中で見えてきた課題と将来の展望については、2025 年 10 月 28 日に行われた FSDS 研修を通して全学的に共有された。本研修の中で本学の学修ポートフォリオの目的は「(学生が) 学ぶ意識や意欲を高め、学修成果を自ら説明できるようになること、さらに、将来の学びの方向性やキャリアを主体的に描き、その学修成果を、自信をもって就職活動の場でも説明できるようになること」と提示された。学修ポートフォリオについては次年度も改善に向けて検討を続ける予定である。

大学院、とりわけ修士課程においては、時期ごとの目標設定と進捗状況の確認を記入し、指導教員へ提出することを従来から義務付けている。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価する措置を講じていると判断できるが、今後は卒業時の最終的な学修成果の提示、すなわちディプロマサプリメントの導入が長期的な検討課題である。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

●教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等の明確化と学習成果の測定

教育課程及びその内容、教育方法に関わる点検・評価の基準、体制、プロセス、周期等は、内部質保証委員会において用意される自己点検・評価書、及び「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」に基づいたアセスメント・プランにしたがって教育評価改善委員会において行われる。

その上で、各学科・専攻は、上記自己点検・評価報告書及び科目履修者数や成績データ、授業アンケート結果等を基に現行の教育課程の課題を洗い出し、改善の方針を提出することになっている。改善の時期やプロセスは「教育評価改善委員会におけるカリキュラム変更審議について」で示されている通り、学部においては例年 5 月～10 月、大学院においては 5 月～翌年 2 月にかけて、委員会で承認された各学科・専攻の改善方針に基づいて行われる。

・教育方法や学生生活の改善・向上へ向けた取り組み（学生代表意見交換会、各種アンケート等）

自己点検・評価の客観性を高めるべく学生の意見を取り入れるため、第3章にても先述のとおり、例年9月に学生代表意見交換会を実施している。2025年度は9月25日に「大学からの情報発信のあり方について」をテーマに行われた（根拠資料4-31【ウェブ】）。ここで収集された意見は、学生の学びを支える学生便覧のあり方の議論へと繋がり、教育評価改善委員会で審議された（根拠資料4-32【2025年度第6回教育評価改善委員会資料】）。その議論の成果は2026年度入学生の学生便覧に表現されることになり、次年度以降、改善の効果を測っていくことになる。

また、教育手法の点検として、2001年度から実施している授業評価アンケートが挙げられる。そのアンケート結果は各教員に示され、各学部学科の教室会議及び教育開発センター会議で協議されている。

その上で学修成果の測定結果の活用として、授業アンケートの結果に基づき、受講学生の満足評価も高く、教育的に質の高い特長的な授業を展開している教員を「工学院大学ベストティーチャー」として選出・表彰し、その授業手法を参考とすべく、FDS D研修として全教員を対象に模範授業を実施している。

さらに、2022年度の授業時間割編成の大幅な改革を受けてその初年度から学生生活アンケートも実施しており、この結果を分析し、学生の学修のみならず、生活面の満足度向上につなげるよう、様々な検討を進めている。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを講じていると判断できる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

●分析を踏まえた長所

コロナ禍で急激に変化した大学での学修環境は、学びの新たな姿を模索する重要な契機になり、元々備えられていた最先端の学修環境で、新たな社会をリードする人材が自発的に育まれるよう、2022年度にカリキュラム及び時間割編成を大幅に改編することとなった。それを可能にするのは、「学修内容に合わせた授業方式」「学生生活の時間的空間的利便性の追求」であり、本学の新たな独自の学びのスタイルとなった。

大学で身につけた専門的な知識や技術を社会で活かすためには、多様で柔軟な思考と確かな技術的素養を合わせ持つ必要があり、教員が一方向的に教え込むことで一時的に獲得したつもりになった知識だけでは通用しない。学生が自発的・効率的に知識と技術を吸収し、様々な考え方を持つ多くの教員や先輩や友人と意見を交わし、視野を広げるためのキャンパスとなるよう、先述の通り、授業のスタイルや時間割編成を改編するに至っており、「学生が主体的に大学で過ごす時間をより長く、授業がないときも行きたくなる大学となり、最先端の学修環境で社会の「もの・こと」づくりを担う優れた人材へと自発的、能動的に育まれる」ことが今後の本学の学びのスタイル、特色と言える。

そういった特色ある教育の真価や効果をはかるためにも、学生の学修成果が可視化されることが重要であり、これまで様々なアンケートを実施するなど、改善活動を継続している。加えて、2025年度から学修ポートフォリオが導入され、学生自らが学修成果を確認できる

仕組みを整えたことは今後の発展に向けた大きな長所のひとつとなるであろう。

●分析を踏まえた問題点

2025 年度から仕組みとして学修ポートフォリオを導入したものの、学生・教員ともに、その重要性の浸透度合は道半ばであり、学修成果の真実を把握するためにも、「可視化のための可視化」という形骸的な状態に決して陥ることなきよう、真に「学生の学修成果が高まるような可視化」として定着させていかなければならない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

●改善・発展方策

先述した通り、2025 年 10 月には、学修ポートフォリオ導入後はじめてとなる、学修成果の可視化にまつわる状況や問題点及び改善策を探るための FSDS 研修会を開催した。定期的に点検・評価し、改善活動を進め、全学的に「学生の学修成果が高まるような可視化」に向けた意識を高め、合意形成していく。

●全体のまとめ

先述のとおり、本学では「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」を踏まえた教育活動を展開しており、学位課程において概ね、適切な教育が実施されているといえる。今後は、特色として挙げた「学修内容に合わせた授業方式」「学生生活の時間的空間的利便性の追求」をより一層有効なものとするべく学生生活アンケートの分析等を経て改善を継続し、学びや創造活動に積極的で好奇心旺盛、真摯な姿勢で何事にも取り組む学生があふれるキャンパスとなるよう、本学の目指す教育理念の実現に努めていきたい。

4. 学長からの改善指示

- ・本学が考える学修成果について、教育課程との関連等も踏まえつつ、正課・正課外の活動を含めた観点から体系的に整理し、明確に示すこと。
- ・学位授与方針（DP）に基づく学修成果の把握・評価について、制度や仕組みの整備にとどまらず、全学的に活用され、教育改善に結びつく実効的な制度設計・運用を図ること。
- ・学修成果の可視化が、教育内容・方法の改善にどのように反映されているのかについて、学部・学科間の取組状況を整理し、全学的な説明が可能となるよう改善を進めること。
- ・習熟度調査の結果が芳しくない学生や、入学後の成績が不振な学生について、学習支援センターの利用率向上につながる実効性ある方策を講じること。あわせて、その利用実績を把握し、継続的な改善を図ること。

点検・評価報告書 様式

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
先進工学部	https://www.kogakuin.ac.jp/admissions/requirement/application.html
工学部	
建築学部	
情報学部	
大学院 工学研究科	https://www.kogakuin.ac.jp/admissions/graduate/index.html
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
工学院大学入学試験委員会規程	工学院大学入学試験委員会規程
工学院大学入学試験問題の作成および採点に関する取り扱い内規	工学院大学入学試験問題の作成および採点に関する取り扱い内規
工学院大学学則	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002ftb-att/reg2025.pdf
工学院大学大学院学則	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002ftb-att/reg_graduate2025.pdf
工学院大学大学院専攻長会議規程	工学院大学大学院専攻長会議規程
工学院大学教授総会規程	工学院大学教授総会規程
工学院大学入学資格審査委員会規程	工学院大学入学資格審査委員会規程
工学院大学大学院入学資格審査実施要項	工学院大学大学院入学資格審査実施要項
備考：	

第5章 学生の受け入れ(本文)

[評定 : S・A・B・C]

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

●学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。

本学では、建学の精神「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」および理念「無限の可能性が開花する学園」に基づき、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針との整合を踏まえて、学生の受け入れ方針（アドミッションポリシー）を学位課程ごとに設定し、WEB サイト等で公開している。

大学全体の学生の受け入れ方針として、以下の内容を定めている。

工学院大学では、多面的基礎学力（数学や英語基礎的運用能力）を有する人物を入学者として受入れます。

志望する分野の科学技術をチームで共に学び、国際社会の中でそれを生かす意欲と関心とを有する人物を入学生として求めます。

この大学全体の方針に基づき、学士課程では学部・学科ごとに、修士課程・博士課程では専攻ごとに、より具体的な学生の受け入れ方針を設定している（根拠資料 5-1）。

●学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。

2020 年度から、学生の受け入れ方針として、各学部が求める学生像や、入学前に身につけておくべき基礎学力・資質・能力、具体的な履修教科・科目を明示するようにした。また、卒業・修了後に想定される進路を例示し、入学者に求める学生像を広く伝えている。例えば、先進工学部の入学者受け入れ方針は以下のとおりである。

先進工学部では、最先端の科学技術を開拓し、持続可能な社会の構築に貢献する技術者・研究者の育成を目指しています。高等学校等で学習する内容（特に数学・理科・英語）に関して十分な知識・技能を有し、多様な人々と積極的にコミュニケーションを取りながら協働して課題に取り組むことができる思考力・判断力・表現力を有し、最先端の科学技術に強い興味・関心を持ち、大学院進学も念頭に置いた学修・研究を通して持続可能な社会

の構築に貢献したいと考える意欲あふれる学生を求めます。

先進工学部が求める学生像

専門分野の最先端の知識と最先端の専門技術に強い興味・関心を持ち、学修・研究を通して持続可能な社会の構築を目指す意欲がある学生。

自身が有する知識・技能を基に課題を発見・設定し、多様な人々と積極的にコミュニケーションを取りながら論理的に考え解決を目指す人材に成長する意欲がある学生。

真摯な姿勢で学修・研究に取り組み、多様な意見を認めつつ、技術者・研究者として自己研鑽に励む意欲がある学生。

先進工学部への入学を志望する人は、高等学校等の課程で履修する内容（特に数学・英語・理科）を理解し、高等学校等卒業程度の知識・能力等を身につけておくことが望まれます。

求める知識・技能の水準に関しては、入試科目・出題範囲、選考方法を具体的に示す形で入試要項、web サイト等に記載し、受験生に広く周知している。また、2027 年度入試からは、入学者選抜の基本方針として、各入学者選抜の評価・判定方法を web サイトで公表する予定である。

工学研究科は、2023 年度に修士課程、博士後期課程の方針及び専攻ごとの方針を改定し、公表している。

各学部の入学者受け入れの方針を見直す際は、入学試験委員会で点検・確認を行った上で、教育評価改善委員会及び教授総会で審議の上、学長が決定することになっている。また、研究科の入学者受け入れの方針については、大学院専攻長会議及び大学院委員会で審議の上、学長が決定することになっている。

以上のことから、学生の受け入れ方針を適切に設定し、公表していると判断する。

(根拠資料 5-1、5-2、5-3、5-7)

●学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。

学士課程では学生の受け入れ方針に基づき、多様な学生募集方法を設けている。

「一般選抜」として、S 日程入試、A 日程入試、B 日程入試、M 日程入試及び大学入学共通テスト利用（前期日程入試、後期日程入試）、英語外部試験利用入試、「総合型選抜」として、自己推薦型選抜、探究成果活用型選抜、総合評価型選抜、海外帰国生徒特別選抜、国際バカロレア特別選抜、外国人留学生選抜、附属高校高大接続選抜、編入学、「学校推薦型選抜」として指定校制推薦に区分することができる。

「一般選抜」では、知識・技能が求める水準に到達しているかを重視し、各学部・学科が掲げる分野の基礎学力を修得していることを評価すべく、学部・学科ごとに試験教科・科目を設定し、筆記試験の得点を選抜の基準にしている。また、従来から記述式の問題を導入しているため、思考力・判断力・表現力も評価する入学者選抜となっている。

点検・評価報告書 様式

「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」では、知識・技能を備えた上で、思考力・判断力・表現力並びに主体性、多様性、協働性を有しているかを重視し、ルーブリックをもとに面接試験を実施している。2021 年度入試から導入した探究成果活用型選抜では、一次選考で基礎学力の確認に加え、探究成果の書類審査を行い、二次選考でプレゼンテーション、面接等により総合的に判定している。探究成果活用型選抜は 2022 年度の学習指導要領から必須化されている探究活動を評価する入学者選抜として、高校時の探究活動と学習成果を活用する入試として独自の選抜方式である。2023 年には、この探究成果活用型選抜が文部科学省の「令和 4 年度大学入学者選抜における好事例集」に選定され評価された。本学では高等学校と連携し、高校生が日ごろ取り組んでいる探究活動の発表・交流の場を構築している。この経験や成果を生かして大学進学後も専門分野を学びながら技術者・研究者を目指す意欲のある入学者の確保にもつながった。また、2026 年度入試からは、先進工学部生命化学科、応用化学科、応用物理学科において、選考方法の一部に理科実験などを取り入れ、実験を通じて観察力、考察力、洞察力や学力の三要素を評価し、レポート作成や実験に関するプレゼンテーション、面接における口頭試問などによって選抜する総合評価型選抜を導入した。本学はこのように学力に偏重しない多面的視点からの選抜を設定している（根拠資料 5-3、5-4）。

大学院入試は、「一般入試」、「社会人特別選抜」、「外国人留学生入試」、修士課程においてのみ「学内推薦入試」、「大学院接続型コース推薦入試」、「公募制推薦入試」、「協定大学特別推薦入試」を設けている。入試種別により選抜方法は異なるが、書類審査、学力試験、面接試験等により判定している（根拠資料 5-6、5-7）。

入学者選抜の実施計画については、大学の包括的な最終責任者である学長の下、担当副学長及び入学広報部が中心となり、実施の前年度から体制を整備している。学部入試では、入学試験委員会、入試判定会議を核とし、各学部・学科での会議と連携し、大学院入試においては、大学院専攻長会議を核とし、各専攻での会議と連携し、実質的な議論を行っている（根拠資料 5-8、5-9、5-10）。

合格判定については、各学部・学科、研究科各専攻において、それぞれの入学試験における試験結果等を基に合格判定案を作成している。例えば、工学部では、学科会議での検討結果を受けて、各学科長・幹事が学部長と調整した上で、学部の入試判定会議において入学者選抜を実施している。建築学部では、学部での判定は、学部教室会議で行うこととしているが、判定のスピードを確保するために、学部入試判定会議（学部長・学科長・幹事、入試委員で構成）に判定を委任する仕組みをとっている。情報学部では、学部長・学科長・幹事会議で合格者の判定を行い、その結果を元に教室会議で議論し最終的な判定を行っている。

学部入試では、受験生に対する配慮から可否の速報性を重視し、学部長、学科長、幹事、出題委員などからなる入試判定会議で審議し仮決定を公表した後、学長が教授総会に意見を聴いて最終決定している。大学院入試においては、大学院専攻長会議での審議を経て、学長が大学院委員会に意見を聴いて決定している（根拠資料 5-11）。

一般選抜、学力試験を課す総合型選抜においては、公正な入学者選抜の実施のため監督実施要領（根拠資料 5-12:監督要領）に基づき、監督者に監督業務の流れ、留意点、想定さ

れる事例と対応措置等について、事前に周知・徹底している。また、面接試験を実施する入試においては、ルーブリック評価や面接にあたっての心得等を事前に周知・徹底している（根拠資料 5-13、5-14）。

2017 年度より受験生から成績開示請求があった場合には、学部一般選抜の不合格者を対象に、入学試験の成績（各科目の得点・合格点）の開示を開始した。

また、2020 年度入試から、一般選抜における出題ミス防止の観点として、第三者機関による入試問題及び解答のチェック実施し 2022 年度には「工学院大学入学試験における出題ミス対応マニュアル」の整備を行った（根拠資料 5-15）。

2023 年度には、「工学院大学入学者選抜における不正行為対応マニュアル」を整備し、ホームページの「入学試験受験上の注意」において、不正行為の項目を追加し、注意事項を分かりやすく示している（根拠資料 5-16、5-17）。

●入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。

入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者については、出願にあたり、入学広報部に問い合わせるよう web サイト、募集要項等で周知している。2026 年度入試からは、web サイトから受験上の合理的配慮申請ができるように改善を行った。特別な配慮を必要とする志願者には、必要に応じて事前面談の実施、出身学校での学習や生活上の配慮等、支援内容を聴取するなどを行った上で必要な配慮措置を確認し、対応を決定している。

また、疾病・負傷などやむを得ない事情により、当日の試験を欠席する場合、別日程へ振替を行う追試験・振替試験日の設定ができるようにし、志願者の受験機会を確保する仕組みを整備しており、公正な受験環境、機会を提供する仕組みを構築している（根拠資料 5-2）。

●すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

本学では、学部、大学院の入学者選抜に関する情報について、web サイトをはじめ、入試ガイド、募集要項、大学院案内、大学院募集要項等を通じて提供している。学部の入学者選抜に対しては、オープンキャンパスを 5 月（オンライン）、6 月（八王子キャンパス）、8 月（新宿キャンパス）、9 月（オンライン）に計 4 回開催しており、オープンキャンパスに参加出来なかった志願者向けに、大学見学プログラム（キャンパス自由見学、学生によるキャンパスツアー）や WEB 個別進学相談の機会を作り、本学を志望する志願者に対し、広く情報提供できる仕組みを構築している（根拠資料 5-2）。

なお、大学院については、内部進学を促進させるための大学院進学ガイダンスの実施や本学の LMS 上のオンデマンド動画（大学院入試制度ガイダンス、大学院奨学金ガイダンス、各専攻の紹介動画等）を掲載し情報提供を行っている。

これらにより、志願者が本学の入試制度や選抜方法、過去問題等について必要な情報を把握できるよう努めている。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

● 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

教育・研究上の諸要件や教育の質保証の観点から踏まえ、学生に対する適切な教育環境の確保を前提として入学定員及び収容定員を設定し、学則に定めている（根拠資料 5-18、5-19）。過剰に学生数が多くなならないよう、また定員数を割ることのないよう、過去数年にわたる入試実績データに基づき、各学部・学科、研究科の管理・責任の下、学部入試は教授総会、大学院入試は大学院委員会で慎重に合格判定を行い、入学者数及び在籍学生数を適正に管理している。

学部の定員については、入学時点での入学定員に対する入学者数比率は、学部単位で算出すると、5年間平均で、先進工学部 1.09、工学部 1.06、建築学部 1.03、情報学部 1.09 となっており、適正な水準を維持している。文部科学省が 2016 年度から定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて、また 2017 年度から学部の新設等の認可基準について、それぞれ厳格化の方針を打ち出したが、本学ではそれ以前から、上記のとおり入学定員及び収容定員と在籍学生数について、適切に管理している。また、修士課程の入学時点での入学定員に対する入学者数比率は、5年間平均で、工学研究科 1.17 となっており、超過傾向ではあるが、概ね適正な水準を維持している。

2025 年度の入学定員充足率及び収容定員充足率については、全学部の平均値は、入学定員充足率 1.14、収容定員充足率 1.11 である。また、工学研究科修士課程の収容定員充足率は 1.31 である。

一方、博士後期課程の収容定員充足率については、2019 年度に制定した「工学院大学大学院博士後期課程論文投稿支援補助規程」、「工学院大学助手規程」の成果もあり、徐々に改善が見られているが、2025 年度は収容定員充足率 0.71 と未充足状態が続いている。定員未充足の改善のため、博士後期課程の母体となる、修士課程の入学者を増加させるための施策として、大学院進学を促進させるための大学院進学ガイダンスの実施や本学の LMS 上のオンデマンド動画（大学院入試制度ガイダンス、大学院奨学金ガイダンス、各専攻の紹介動画等）を掲載し、学生が閲覧できる環境の構築を行った。その結果、修士課程の入学者は増加傾向にあり、2023 年度 329 名、2024 年度 338 名、2025 年度 389 名となった。さらに 2025 年度には、他大学の博士後期課程への入学試験日の調査を行い、受験機会拡充の検討を行った。これまで博士後期課程への出願は 2 月のみであったが、2027 年度入試からは 9 月と 2 月の出願を可能とした。

以上のことから、適切な定員を設定して学生の受け入れを行っており、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると判断できる。また、博士後期課程の定員未充足の解消についても継続的に検討を続けている（根拠資料 5-20、5-21）。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

●学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

本学では、学生の受け入れに関わる事項について、学生の受け入れ方針を、教育評価改善委員会を通して点検するとともに、入学者選抜の実施方法およびこれに関連する諸課題については、入学試験委員会および大学院専攻長会議において全学的に点検・評価を行っている。また、入学広報部では、学生受け入れに関わる目標と実績について、期中と年度末において本学執行部に部署実施報告を行い、情報共有を行っている。

また、毎年度、自己点検・評価報告書を内部質保証委員会に提出し、「学生の受け入れ」の課題と適切性について点検・評価を行っている。(5-22)

●点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

点検・評価の結果を踏まえ、入試種別ごとの募集人数や試験科目の設定については、毎年度、入学試験委員会において検討を行い、必要に応じて見直しを行っている。指定校制推薦については、毎年度、学部・学科ごとに過去の推薦実績や入学後の成績などをもとに入学試験委員会で指定校の検証を行い、見直しを実施している。

入試種別ごとの募集人数や試験科目の適切な設定は、毎年度、各学部・研究科にて策定したものを、入学試験状況と在籍学生の学修状況、具体的には入試種別による学力差や入学後の留年率・退学率等をあわせて検証し、改善・向上を進めている。

各種入試制度の見直しについては、毎年度行われる点検・評価をもとに、次年度に向けた検討を行っている。例えば、2025年度入試において、2024年度入試まで減少傾向が続いていた一般選抜A日程入試の併願数を4学科まで可能とする変更を行ったことで、2025年度入試では、A日程入試の志願者数が5,693名となり2024年度(4,298名)より765名増加させることができた(前年比115.5%)。さらに、2026年度入試では、一般選抜英語外部試験利用入試の併願数変更に加え、一般選抜において複数の入学試験方式を受験する場合、2回目以降の出願からは入学検定料を半額へ割引く制度の導入、新規の総合型選抜として総合評価型選抜を導入するなど、学生受け入れの改善、向上に向けた取り組みを図っている。これらは、入学試験状況の分析をはじめ、各部門と協働しデータを活用・検証しながら進めている。

以上のことから、多様な学生を受け入れるための適切性について定期的な点検・評価を実施しており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる(根拠資料5-22)。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

●分析を踏まえた長所

本学では、学生の受け入れ方針に基づき、学部では、一般選抜、総合型選抜等の多様な入学者選抜を整備し、学力に偏重しない多面的な視点から学生を受け入れる体制を構築している。これにより、志願者の学力のみならず、意欲や適性等を総合的に評価する選抜を実施している。こうした学生受け入れに関する取り組みは、文部科学省の「令和 4 年度大学入学者選抜における好事例集」において紹介されており、一定の外部評価を得ている。さらに、社会状況の変化等を踏まえながら、新たな入学者選抜方法の検討を継続的に行っている点も、本学の学生受け入れにおける長所の一つである（根拠資料 5-4）。

また、修士課程については、社会情勢などによる進学者数の変化を考慮し、2018 年 12 月に文部科学省に収容定員変更の届出をして受理された。3 専攻の入学定員を変更し、2019 年度からの修士課程の入学定員は、260 名から 280 名とした。また、先進的なデジタル教育の強化により情報学専攻修士課程への志願者増加に伴い、2023 年 7 月に大学院の収容定員に係る学則変更の届出を提出し受理された。2024 年度より情報学専攻の入学定員は 30 名から 50 名となり、あわせてシステムデザイン専攻の学生募集停止の報告を行った。2024 年度より修士課程の入学定員は 280 名から 290 名と増加になり、進学希望者への対応を行った。

これにより、毎年の点検・評価と学生受け入れに関する改善を行い、適切に入学者選抜を実施している。

●分析を踏まえた問題点

本学では、学生の受け入れ方針に基づいた多入学者選抜を整備し、委員会等を通じて点検・評価を行っている。一方で、各入学者選抜方法の実施結果や在籍学生の学修状況等については、検証は行われているものの、その成果や課題を体系的に整理し、分かりやすく示す点については、さらなる充実の余地がある。また、修士課程への進学希望者は毎年増加傾向になっているが、博士後期課程では、定員未充足の状態が継続しており、さらなる改善を図る必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

●改善・発展方策

これまで、高等学校や他大学の動向を踏まえながら、入学者選抜の方式を新設・改善を図り、適正な学生確保を進めてきている。さらなる改善のため、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を点検し、本学を希望する志願者に対し、より効果的な入学者選抜方式・体制構築のため、入学試験結果や在籍学生の状況に関するデータの整理・分析を進め、これらのデータを入学試験委員会、大学院専攻長会議を中心に全学的に共有し、改善に反映させる仕組みを強化に努めたい。また、本学を希望する志願者に対し、より分かりやすい情報提供のため、web サイト等による情報提供の充実、改善を図り公正かつ透明な学生募集活動を進めたい。

●全体のまとめ

学生の受け入れ方針に基づき、多様な入学者選抜制度を整備し、適切な体制のもとで学生の受け入れが実施されていることを確認した。入学者選抜の成果や課題について、データに基づく整理・検証をより充実させる必要があることを踏まえ、今後も点検・評価と改善の取組を継続的に進めることで、学生の受け入れの質のさらなる向上を図っていく。

以上のことから、本学の学生の受け入れは概ね適切に行われていると判断でき、引き続き改善・向上に向けた取組を進めていくことが重要である。

4. 学長からの改善指示

- ・博士後期課程の定員充足を目指すため、関係部署が連携のうえ、修士課程への進学率向上に向けた取組を推進すること

点検・評価報告書 様式

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
工学院大学教員資格認定基準 大学院工学研究科教員資格基準 工学院大学大学教員候補者選考内規	
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部への運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料
全体（注1）		182	94	大学基礎データ（表1）
学部・学科等	先進工学部	41	21	
	工学部	30	16	
	建築学部	29	15	
	情報学部	34	18	
備考：				

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

注1 [全体]：専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係る数は[学士課程]表に記載するので、本表の欄は「-」（ハイフン）を記入してください。

注2：「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[修士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
工学研究科修士課程	139	101	139	0	大学基礎データ(表1)
備考：					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

点検・評価報告書 様式

[博士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
工学研究科博士後期課程	67	64	65	2	大学基礎データ(表1)
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
工学院大学ティーチングアシスタント規程	
工学院大学スチューデント・アシスタントに関する規程	
備考:	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
工学院大学教員資格認定基準	
大学院工学研究科教員資格基準	
工学院大学大学教員候補者選考内規	
備考:	

第6章 教員・教員組織(本文)

評定：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

●大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性

本学では、大学教員として求める教員像を明確にするため、「工学院大学教員資格認定基準」、「大学院工学研究科教員資格基準」、及び「工学院大学大学教員候補者選考内規」を定めている。例えば「工学院大学教員資格認定基準」では、教授となるために必要な学位や研究業績、教育上の能力を詳細に規定しており、専門分野の学術的な力量だけでなく、大学教育を担うにふさわしい教育能力を求めている（根拠資料 6-1：工学院大学教員資格認定基準）。これにより、教員が担う責任と役割を制度的に明確化している。

教員組織の編制については、法令で定められた必要数を満たすことはもちろん、各学部・学科・機構ごとに教育研究上の特色や必要性を踏まえ、適切な教員配置を行っている。特に学生と教員の比率（S/T 比）の平準化を重視し、2024 年度には人事委員会において、教員一人当たりの学生数を考慮した 2025 年度教員採用計画の検討を行うなど、実態に即した組織編制を進めている（根拠資料 6-2：【第 1 回人事委員会資料】2025 年度教員 1 人当たりの学生数(ST 比)）

また、各学部や機構では「教員組織の編制に関する方針」や「求める教員像」を定め、中期的な人員計画や人材像を明示している。例えば、建築学部においては、「必要な分野の補充」「多様な教員の採用」「中期計画の策定」「教員間の連携強化」を方針に掲げ、特にデジ

タル教育や実務経験に優れた人材を積極的に採用していくことを計画している（根拠資料 6-3：【建築各部】2025 年度学部等事業計画及び実績報告）。このように、教育の将来構想と連動した組織的な採用方針を策定している点が特徴である。

学士課程における教養教育については、教育推進機構を設置し、学部横断的に教員を配置している。自然科学基礎、教養科目、語学・ジェネリックスキル、健康科目、教職課程科目の 5 つの領域をカバーする体制をとり、全学共通教育を担う独立した組織として、適切な運営と教員管理を行っている（根拠資料 6-4：教育推進機構について【ウェブ】）。

以上のように、本学は大学として求める教員像および編制方針に基づき、学部・機構単位の計画と全学的な調整のもとで教員組織を編制している。

なお、詳細は後述するが、基幹教員制度については導入に向けた学内調整を進めている段階であり、現時点では基幹教員の適切性の点検には至っていない。

●クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。

本学におけるクロスアポイントメント制度については、現在、導入に向けた学内調整を進めている段階であり、現時点ではクロスアポイントメントを用いての他大学や企業等の人材を大学教員（専任教員）として任用をした実績はない。そのため、クロスアポイントメントに基づく業務範囲の明確化や業務状況の把握については、制度導入後に具体的に運用を開始することとなる。

一方で、非常勤講師については他大学や企業等に所属する実務者を積極的に採用している。こうした非常勤講師は、各自の専門性や実務経験を活かし、教育課程の中で専門的な知識や実践的視点による知見を学生に提供している（資料 6-5：非常勤講師名簿（本務先記載））。

このように、本学は現時点ではクロスアポイントメント制度を活用した専任教員の任用には至っていないものの、非常勤講師として外部の人材を登用することで、教育研究の多様化と実践的な学びの充実を図っている。今後は、クロスアポイントメント制度の導入を見据え、制度設計と運用体制の整備を進めていく。

●教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながらかつ協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。

本学の建学の精神である「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」および理念「無限の可能性が開花する学園」を実現するためには、教員と職員の教職協働が不可欠であると考えている。そのため、学園の長期目標「VISION150」においても、「優れたガバナンスと教職協働による、簡素で合理的・効率的な組織・事務運営」を掲げ、組織的かつ効果的な教育研究活動の推進を目指している（根拠資料 6-6：長期目標「VISION150」）。

役割分担としては、教員は学生への授業や研究指導、自身の研究活動を通じて教育研究の質を担保し、学問や社会に貢献する。一方、職員は教育環境の整備や大学・法人の運営、経営推進を担い、教育研究活動を支える体制を確保している。それぞれの責任を明確にすることで、大学全体としての機能を有効に発揮できるようになっている。

教職協働の具体的な仕組みの一つとして、「学部長・部長会議」が挙げられる（根拠資料 6-7：学部長・部長会議規程）。この会議は、学部長や機構長といった教員組織の代表者と、事務部門を統括する部長とで構成され、「大学院および大学全般の重要事項について審議・

協議し、運営を円滑に進めること」を目的としている。これにより、教育研究活動にかかわる重要事項が教員と職員の双方の視点から検討され、協働と連携による合意形成と実行が可能となっている。

●授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

本学では、「学部教育の充実を図るとともに、優秀な大学院学生に教育指導を経験させることにより、将来の研究者としての資質向上を図り、キャリア形成と奨学を推進すること」を目的として、ティーチングアシスタント（以下、TA）制度を設けている（根拠資料 6-8：工学院大学ティーチングアシスタント規程）。

TA は、学部で開講する授業科目（卒業論文を除く）において、担当教員の指示のもと教育補助業務を行うものである。その活動を通じて、①教員による教授方法や授業運営を学ぶこと、②指導対象の学生に対して研究活動との関連を伝えること、③「教えるためによく学ぶ」姿勢を身につけ、自らの成長に資することが期待されている。

業務範囲については、規程やハンドブックにより明確化しており、担当できる業務と担当できない業務を区分している。具体的には以下のとおりである。

- ・担当できる業務：「事前準備」「学生支援」「授業支援」「事後片付け」
- ・担当できない業務：「授業の企画・立案」「授業における教員の代行」「成績評価」

このように、責任関係や役割をあらかじめ規程等で明確に定めたうえで、TA 従事者と担当教員には事前研修会を通じて周知を図っている。担当教員は授業開始前に TA 従事者と打合せを行い、具体的な指示や注意点を共有することが義務付けられている（根拠資料 6-9：【研修資料】2025_TA 制度について、資料 6-10：TA ハンドブック）。

また、TA 従事者には授業終了後に「TA 総合評価報告書」の提出を義務付けている。この報告書では、TA 自身が業務に対する自己評価や所感を記載し、それに対して担当教員が評価と改善点をフィードバックする仕組みをとっている。これにより、教育補助活動の質の向上だけでなく、TA 自身の教育的成長にもつながっている。

以上のように、本学では、明確な指導計画と役割分担のもとで TA を運用し、教育補助の適切な実施とともに、大学院生の教育的成長にも資する体制を整えている。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

●教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。

点検・評価報告書 様式

本学における教員の募集、採用、昇任に関しては、学則、規程および基準を整備し、明確な手続きに基づいて運用している。大学教員として求める資格や能力については、「工学院大学教員資格認定基準」、「大学院工学研究科教員資格基準」、および「工学院大学大学教員候補者選考内規」に定めており、教育上の能力や研究業績を備えた者を教員として採用することを基本としている（資料 6-1、資料 6-11：大学院工学研究科教員資格基準、資料 6-12：工学院大学大学教員候補者選考内規）。

専任教員の募集・採用にあたっては、公募制を基本とし、各学部・学科等において研究業績や教育上の能力に基づく書類審査と面接審査を行っている。特に面接においては模擬授業を課すなど、教育者としての適性を確認する独自の工夫も行い、教育・研究両面で高い能力を有する人材の確保に努めている。

教員採用の流れは、まず各学部・研究科が教員採用計画を作成し、人事委員会へ提出する。人事委員会では、将来構想や教員配置計画、S/T 比などを踏まえて協議が行われ、教員採用を承認された後に、公募を実施する。学部教授会で候補者を審議・承認し、全学教授会で人物・業績等について説明・審査が行われる。全学教授会では、教員適格審査委員会による専門審査を経て投票が行われ、学長がその結果を参考に理事長への推薦を決定する。最終的には理事長が任用を決定する。この一連の流れは「図表 6.1 大学における教員採用手順」に整理されており、採用手続きの透明性と公正性を担保している。

また、大学院工学研究科における教員の任用については「工学院大学大学院工学研究科教員任用規程」に基づき、大学院委員会での審査を経て決定される。

任期付きの特任教員、助教、助手等についても、それぞれ専用の規程（「工学院大学特任教員に関する規程」、「工学院大学の助教の任用に関する規程」、「工学院大学助手規程」等）が整備されており、制度的な裏付けのもとで配置が行われている（資料 6-13：工学院大学特任教員に関する規程、資料 6-14：工学院大学の助教の任用に関する規程、資料 6-15：工学院大学助手規程）。

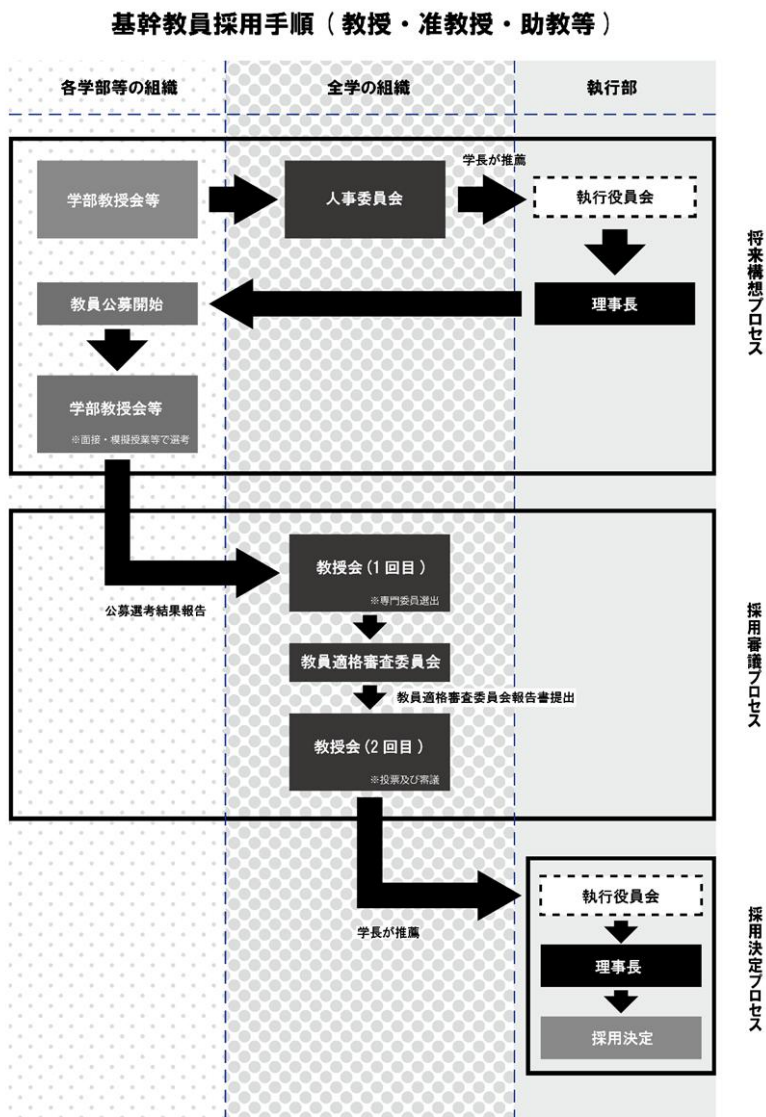
非常勤講師については、専任教員に準じた教育能力を有する者を採用しており、学部長・機構長が参画する学部長・部長会議での審議を経て学長が任用する流れとなっている。ただし、学則上は「教員の人事に関する事項」について教授会で審議することが定められており、現行手続きとの齟齬が生じている。この点については、早期に是正を行うことが確認されており、今後は学則に則った手続きに基づく運用が徹底される予定である（根拠資料 6-16：資料 6-16：工学院大学学則（教授会・教員人事抜粋））。

さらに、客員教授や非常勤特任教授についても、学則や「工学院大学大学教員資格認定基準」に基づき、学長が全学教授会の意見を聴取した上で理事長が任用を決定することとしている。昇任については、採用時に用いる「工学院大学教員資格認定基準」を準用し、全学教授会での申し合わせに基づき運用されている。

また、2016 年度からは教員人事評価制度を導入し、教育活動、研究活動、社会貢献活動、組織運営活動の 4 つの観点から目標設定・自己評価・面談を経て評価を行い、最終的に学長・学部長による評価調整会議で決定する仕組みを設けている（資料 6-17：2025 年度大学教員人事評価について（依頼））、資料 6-18：2025 年度教員人事評価_スケジュール）。

以上のように、本学では、募集、採用、昇任等について明確な基準と手続を整備し、学内規程に則った適正かつ公正な人事を行っている。

図表 6.1 大学における教員採用手順



●年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

本学では、教員採用にあたり年齢構成に偏りが生じないように配慮している。具体的には、各学部・機構が策定する教員採用計画の中で、教育研究の継続性を確保する観点から年齢バランスや将来性を考慮している。また、「専門分野別教員配置体制計画」を作成し、各分野の担当教員とその年齢構成を一覧化することで、年齢の偏りが生じないように確認・調整を行っている（根拠資料 6-19：2025 年度教育分野別教員配置体制）。

また、多様性への配慮については、『学校法人工学院大学における「女性活躍推進のための行動計画」』において「大学教育職員（教授、准教授、講師、助教）に占める女性割合を

10.0%以上とする」ことを目標に掲げている。この目標達成に向けて、採用段階から男女平等の理念を共有し、女性研究者・教員の積極的採用や、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいる。これにより、多様な発想を教育・研究に取り入れ、学問の質的向上を図ることを目指している(資料 6-20:学校法人工学院大学における「女性活躍推進のための行動計画」)。

さらに、今後は外国籍教員の採用にも積極的に取り組み、多国籍の教員や学生が学び研究できる教育環境の構築を進めていきたい。こうした多様性への取り組みにより、本学の建学の理念に基づく科学技術の発展に資する、柔軟で持続可能な教員組織の形成を図っている。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

●教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

本学では、教員の教育能力の向上を目的として、毎年度授業開始前に全教員(非常勤講師を含む)を対象とした「授業実施説明会」を開催しており、参加を必須としている。説明会では、①教学担当副学長による授業実施に関する全体方針、②授業・試験・成績に関する運用、③KU-LMS(学修支援システム)の活用方法、④ベストティーチャー受賞者による実践的な講演、⑤授業アンケート・学生生活アンケートの実施結果の共有、などを内容としている(資料 6-21_2025 年度授業説明会資料)。

また、説明会においては、FDハンドブック、授業マニュアル、教員の手引き、シラバスマニュアルなどを活用し、新任教員や初めて担当科目を持つ教員でも授業運営を円滑に進められるよう支援している。その他に、教育改善の一環として、学生による授業アンケートの結果をもとに、模範的な教育を行った専任教員および非常勤講師を「工学院大学ベストティーチャー」として表彰しており、その受賞者による模擬授業を説明会内で実施することで、優れた授業方法の共有と改善に役立っている(資料 6-22:2025 年度ベストティーチャー選出)。

これらの取り組みにより、教員間での授業改善事例の共有や、教育手法の標準化・高度化が進んでいるといえる。ただし、現状では説明会受講後のアンケートやフォローアップが十分に行われていないため、成果の定量的把握には至っていない。今後は、説明会参加後のアンケートや実施後のフィードバックを取り入れることで、取り組みの効果を把握し、さらなる教育改善へとつなげていくことが課題である。

●教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。

本学では、研究活動を戦略的に推進する部署として「研究推進部 研究推進課」を設置している。当課は、教員の研究活動支援の窓口として、科研費をはじめとする外部資金の申請・獲得を強力にサポートするとともに、受託研究や地域連携事業の推進を担っている。この体制により、研究活動の活性化と外部資金獲得が相互に結びつき、大学全体の研究基盤を強化する仕組みが整えられている（資料 6-23：学校法人工学院大学職務分掌規程）。

具体的には、科研費申請の支援を中心に、学内資金である「総合研究所プロジェクト研究費」や「工学院大学科研費採択奨励研究費」を活用し、外部資金獲得に挑戦する教員を後押ししている。これにより、競争的資金の採択件数や研究費総額が着実に増加し、研究環境の改善と新たな研究プロジェクトの立ち上げにつながっている。外部資金の獲得は、研究活動の質的・量的拡充を可能とし、教員の研究成果の社会還元にも直結している（資料 6-24：工学院大学総合研究所プロジェクト研究規程、資料 6-25：工学院大学科学研究費採択奨励研究費規程）。

さらに、教員の研究資質向上を目的として、教員海外研修制度（サバティカル研修制度）を設けている。本制度により、専任教員は一定期間業務を免除され、国内外の教育研究機関で自主的に研究活動に専念することができる。得られた成果や国際的ネットワークは帰任後に学内へ還元され、研究活動の高度化や外部資金獲得力の向上にもつながっている（資料 6-26：工学院大学教員のサバティカル研修規程）。なお、2024 年度には 2 名の教員が本制度を利用し、国際的な共同研究体制の強化や新たな資金申請への布石となる成果を挙げた。

このように、本学では研究活動の推進と外部資金獲得を有機的に結びつけることで、教員の資質向上と教育研究活動の活性化に実質的な成果を上げている。

●大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。

本学では、教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動、組織運営活動を適切に評価し、その結果を活用する仕組みとして、2016 年度より大学教員人事評価制度を導入しており、以後毎年度実施している。同制度は「大学教員人事評価規程」（2016 年 8 月施行）に基づいて運用されており、第 2 条には以下の目的が明記されている（根拠資料 6-27：大学教員人事評価規程）。

（目的）

「教育・研究活動における大学の基本方針を踏まえて、個々の大学教育職員のミッション（教育・研究・組織運営）を具体化し、ミッションの達成度を処遇（採用、配置、昇格、昇給、賞与配分等）に結びつけることにより、学校法人工学院大学が目指す『特色のある組織的教育・研究』活動を実現する。」

また、第 4 条では評価結果の活用方法を定めており、定期昇給や期末手当の査定、さらには教員資格の認定に活用することを明示している。

点検・評価報告書 様式

2024 年度には、自己評価の精度を高めるため、目標項目の均一化を図るキーワードの明示や自己評価指標の作成を進めるとともに、学長による教員評価研修を通じて制度理解の浸透を図った（根拠資料 6-28：評価項目調整研修スライド）。

このように、本学では大学の基本方針に基づいた教員人事評価制度を運用し、評価結果を人事処遇に反映させることで、教育・研究活動の活性化を促進している。加えて、教員一人一人は自らのミッション達成に向け、教育活動・研究活動を積極的に展開し、その質的向上に取り組んでおり、大学全体の教育研究力の向上に寄与している。

●教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

本学では、大学院生を対象とした TA 制度を導入している（詳細は前述参照）。TA に従事する大学院生は、雇用契約を締結する前に事前研修の受講を必須としている（資料 6-9）。事前研修では、①TA ハンドブックの内容確認、②研修動画の視聴、③確認課題への回答を実施している。課題については研修内容の理解度を確認するだけでなく、受講者が自ら考えて回答する形式を取り入れることで、一方的な情報伝達に終わらず、双方向的な学びとなるよう配慮している。これらの研修を通じて、TA が担当教員の指示のもとで教育補助業務を適切に遂行できるよう支援しており、授業運営の質的向上に資する体制が整えられている。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

●教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

本学では、教員組織に関わる事項について、各学部・学科、研究科、機構において定期的に点検・評価を実施している。点検・評価は、会議体での審議や学生アンケート、各種統計資料等、適切な根拠資料に基づいて行われ、その結果に応じて改善策が検討・実施される仕組みとなっている。

例えば、建築学部では「建築学部・建築学専攻運営会議」を中心に、学生の履修状況や進学・就職動向、授業アンケートの結果などをもとに現状を点検し、課題を抽出している。抽出された課題に基づき改善案を作成し、教授会や教室会議での議論を経て実施に移すというプロセスをとっている。これにより、教員組織の運営や教育課程の改善が具体的に進められている。他の学部・研究科・機構においても、同様に学内の会議体や自学部等事業計画を通じて点検・評価を行い、その結果を翌年度の計画や人事方針に反映させている（資料 6-29_建築学部・建築学専攻運営会議内規）。

このように、本学は教員組織に関わる事項について、各部局レベルでの点検・評価と改善を通じて現状把握と課題対応を適切に行い、教育研究活動の質的向上に資する仕組みを構築

している。

●点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学では、教員組織に関わる事項についての点検・評価結果を、各学部・学科、研究科、機構における改善・向上の取組に積極的に活用している。例えば、建築学部では運営会議や教授会において、学生アンケートや進路状況の分析結果をもとに授業担当教員の配置調整を行うとともに、建築 DX や都市環境分野など社会的要請の高い領域への教員採用計画を策定し、教育内容の拡充につなげている。

同様に、情報学部においては、学生の学修状況や就職先の動向を点検した結果、AI・データサイエンス分野へのニーズの高まりが確認され、これを踏まえて新規に教員採用を行った。これにより、学部内での教育・研究領域の強化が図られるとともに、学生のキャリア形成支援にも直結する成果を得ている。

また、点検・評価結果は、各部局の学部等事業計画に反映され、最終的には内部質保証委員会に集約される。これにより、大学全体として教員組織に関わる課題を共有し、必要に応じて全学的な改善策を講じる体制が確立されている。

このように、本学は点検・評価結果を単なる報告にとどめず、組織的な改善・向上の取組へと結び付けることで、教育・研究活動を支える教員組織の充実を実現している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

●分析を踏まえた長所

- ・教員像・資格・選考に関する基準が整備されており（教員資格認定基準、大学院教員資格基準、候補者選考内規等）、教育上の能力と研究業績を踏まえた教員確保の枠組みが明確である。
- ・法令上必要な専任教員数・大学院の研究指導体制を充足しており、学部・研究科の教育研究活動を安定的に展開できる教員組織を編制している。
- ・授業実施説明会（全教員対象）や授業アンケート、ベストティーチャー表彰、TA 制度の規程整備・研修等により、教育の質向上に向けた組織的取組を継続している。
- ・教員人事評価制度を導入し、教育・研究・社会貢献・組織運営の観点から目標設定・評価を行うことで、教員活動の活性化に資する仕組みを整備している。

●分析を踏まえた問題点

- ・各教員の担当授業科目・担当授業時間の把握・管理について、実態としては運用されているものの、根拠資料の整理や見せ方（一覧資料の明確化等）により、学内外に示す情報の整理に改善の余地がある。
- ・非常勤講師の任用手続について、学則に定める「教員人事は教授会で審議」との関係で、現行運用との整合性の観点から、手続の整理・是正を要する点がある。
- ・FD 関連の取組は実施されている一方で、授業実施説明会等の取組の効果を体系的に把握し、改善につなげる仕組み（フォローアップや検証の方法等）について、さらなる充実の

余地がある。

- ・クロスアポイントメント制度は導入準備段階であるため、導入後を見据え、業務範囲・評価・管理の方法等を含めた運用設計の具体化が課題となる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

●改善・発展方策

- ・各教員の担当授業科目や担当授業時間について、既存の管理実態を踏まえつつ、一覧性のある資料の整備や整理方法の明確化を進め、教員配置の妥当性をより分かりやすく示せるよう改善を図る。
- ・非常勤講師の任用手続については、学則に定める教授会審議との整合性を確保する観点から、関係規程や運用の整理を行い、制度と実態の一致を図る。
- ・FD 活動については、授業実施説明会等の取組の成果を把握するため、参加後のアンケートや振り返りの仕組みを検討し、教育改善につながるフィードバックを充実させる。
- ・クロスアポイントメント制度については、導入を見据え、業務範囲、評価方法、管理体制等を含めた制度設計を進め、教育研究活動の多様化と高度化につなげていく。

●全体のまとめ

本学では、大学として求める教員像や教員組織の編制方針を明確に定め、法令に基づく教員配置を確保するとともに、教育・研究・社会貢献を支える教員組織を整備してきた。教員資格基準や人事評価制度、FD 活動、TA 制度等を通じて、教員の資質向上と教育研究活動の質保証に向けた組織的な取組が継続的に行われている。

一方で、教員配置や人事手続、FD の成果把握等については、制度と運用の関係性をより明確に整理し、改善につなげていく余地がある。今後は、点検・評価結果を踏まえた改善を着実に進めることで、教育研究活動を安定的かつ発展的に支える教員組織の構築を図り、本学の理念の実現に寄与していく。

4. 学長からの改善指示

- ・基幹教員制度の導入に向けて制度設計の検討を進めること。
- ・FD・SD 研修について、統括的な役割を担う部署を明確化し、体系的な活動を行う体制を構築すること。
- ・非常勤講師の採用手続きについて、現在は教員以外の構成員を含む会議体で審議しているが、教員人事に関わる事項としての適切性について検証すること。

点検・評価報告書 様式

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
工学院大学学生支援方針	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/support.html
備考：	

第7章 学生支援(本文)

評価：S・A・B・C

1. 現状分析

基準 7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援(学習面)]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか(補習教育、補充教育、学習に関わる相談等)。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生(留年者、退学希望者等)に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか(機器貸与、通信環境確保のための支援等)。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応(授業動画の再視聴機会の確保等)を必要に応じて行っているか。

[修学支援(経済面)]

- ・学生に対する経済的支援(授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等)を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置(学生の交流機会の確保等)を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程(学士課程、修士課程や博士課程など)や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

・学生支援に関する大学としての方針について

工学院大学では、2017年3月に「学生支援ポリシー」を定め、2019年10月に「学生支援ポリシー」を「学生支援方針」と改めた。さらに2020年2月には大学としての障害者に対する姿勢を示す「工学院大学における障害者の支援等に関する規程」を制定した。

点検・評価報告書 様式

「学生支援方針」は、本学園の理念や建学の精神、育成を目指す人材像に則り、すべての学生に健やかで安全・安心、快適な学生生活を提供し、多様な価値観をもたらす人間的成長と自立の実現を目的として、大学ホームページでも公開している。また、学生支援方針に基づき、すべての学生に健やかで安全・安心、快適な学生生活を提供し、多様な価値観をもたらす人間的成長と自立の実現を目的に学生生活全般を支援し、かつ指導するため、学生支援委員会が置かれ、副学長（学生支援担当）を委員長としたうえで、教員と職員から委員が組織され、学生生活全般を支援している。

また、これまで、進路支援の方針は「学生支援方針」における一項としていたが、その考えと骨子を活かしながら独立した「キャリア形成支援・就職支援方針」を2025年度に制定した。制定においては、「学生支援方針」が掲げる包括的な学生支援の枠組みと整合性を図り、キャリア形成支援・就職支援に特化した、より具体的な指針としている両方針が連携し、学生一人ひとりが自身の未来を主体的に切り拓けるよう、より一層の充実した支援を目指す。

・学生支援体制の適切な整備

学生支援方針に掲げる項目のうち、修学支援、生活支援、健やかで安全・安心な学生生活に向けた支援を具現化する部署として、新宿キャンパスと八王子キャンパスに学生支援課を設置している。学生支援課の業務は、学校法人工学院大学職務分掌規程第32条において、次のとおり定められている。

- (1) 学生及び学生団体に関すること。
- (2) 学生のクラブ活動、課外活動に関すること。
- (3) 学生の災害対策及び連絡に関すること。
- (4) 学生相談に関すること。
- (5) 学生の健康管理に関すること。
- (6) 奨学生に関すること。
- (7) 学生アルバイト指導及び紹介に関すること。
- (8) 学寮の運営に関すること。
- (9) 学生関連委員会等に関すること。
- (10) 学生の賞罰事務に関すること。
- (11) 学生の福利厚生に関すること。
- (12) 安全推進室に関すること。
- (13) 大学後援会に関すること。
- (14) その他学生生活支援に関すること。

また、健やかで安全・安心な学生生活の提供を目的として、新宿・八王子両キャンパスに健康相談室と学生相談室を設置し、学生の心身の健康を管理している。健康相談室には看護師の資格を有する職員が、学生相談室には臨床心理士の資格を持つカウンセラーが常駐している。その他、修学支援コーディネーターを両キャンパスに配置し、互いに連携しながら学生の支援にあたっている。

・積極的な学生支援に関する情報提供

点検・評価報告書 様式

学生支援に関する情報については学園 HP に漏れなく掲載しており、定期的に更新している。また、学生ポータルサイト (Ku-Port) にはタイムリーな情報掲載も行っており、学生にとって有益な情報提供を積極的に行っている。一例を挙げると、学生の福利厚生充実を目的として 2026 年度から学外提携先を変更し、利用可能施設が大幅に拡大する告知は、2025 年 12 月に予告として Ku-Port に掲載し、学生団体向け研修会でも紹介するなど、認知度の向上を図っている。

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

補充教育については、推薦入学者対象に入学前教育を実施している。2020 年度より、12 月に習熟度調査 (数学・英語・物理・化学) をオンライン上で実施し、その結果をもとにレベル分けされた e-ラーニングの課題 (数学・英語・物理・化学) 全 10 回に取り組んでいる。学生は毎回、各教科課題の達成度を自己評価で報告し、入学後の調査・分析にも活用できるように記録を残している。また、2 月・3 月には入学前スクーリング (オンライン) を実施し、学科ガイダンス、保護者向けガイダンスを行った。上記以外に、すべての入学予定者に対し、「問題を解決する力」の現状を「思考力」「姿勢・態度」「経験」の観点で確認するアセスメントとして GPS-Academic を実施した (根拠資料 7-1)。

補習教育については、八王子キャンパスに基礎科目 (数学・物理・化学・英語) のサポートをする学習支援センターを設置している (根拠資料 7-2【ウェブ】)。センターでは、大学での専門的な学修の前提となる基礎科目 (数学・物理・化学・英語) を中心に、入学前に十分習得できなかった科目と大学の講義内容とを有機的に結びつけて授業する基礎講座と、ひとりひとりの疑問にとことん応える個別指導が行われ、学生の学ぶ力と意欲を育てる手助けを行っている。誰でも利用できるセンターであるが、入学時の習熟度調査の結果が一定の水準に達していない学生には、学科から受講を強く促している。2020 年度よりオンラインでのサービスも提供している。2024 年度は、①対面での個別指導、②オンラインでの個別指導、③学修管理システム (Course Power) の質問登録を利用した個別指導 (数学・化学・英語)、④対面またはオンラインを自由に選べる基礎講座、⑤学修管理システム (Course Power) 上のオンデマンド基礎講座を提供した。個別指導の予約は学生ポータルサイト (Ku-Port) 経由で行っている。

また、情報学部独自の学修支援制度として、スチューデント・アシスタント (SA) 制度がある。SA として選ばれた経験豊富な上級生が、下級生に対して勉強のコツや考え方、授業で生じた疑問点を一緒に解決する制度で、双方の学修を活性化し、効果的に教育を行うための策として講じている。

・障害のある学生に対する修学支援

障害者差別解消法への対応として大学の方針を示した「工学院大学における障害者の支援等に関する規程」を 2020 年 2 月に施行し、本規程に沿い、修学支援を実施している (根拠資料 7-3【ウェブ】)。2024 年 4 月、障害者差別解消法の法改正が施行され、私立大学においても合理的配慮が義務化されたことに伴い、教職員の理解を深めるため、2024 年度は FD/SD 研修を年間 3 回実施した。2025 年度は 3 月に、本学での修学支援の傾向と対応状況に関する FD/SD 研修を実施しており、教職員の修学支援に関する理解や対応力を深め、より

一層の意識醸成に力を入れていく。

また、修学支援の申請者に対する合理的配慮の提供において、専門的知見を取り入れるため、2024年4月より修学支援コーディネーターを新宿、八王子ともに配置し、より障害に適した対応を行っている。

2025年度の修学支援への相談は80件を超え、うち60件が具体的な支援へとつながっている。導入初年度の8件の対応から大幅に増えているが、2025年度は、両キャンパスをオンラインでつなぎ、担当職員、修学支援コーディネーターの定例ミーティングの実施や学科教員との連携強化を図り、これまでできていなかった申請後の学生との定期的な面談も実施した。建設的対話を通じ、障害のある学生の修学環境を整えることができている。さらに、修学支援に関する申請フローの整理を1年かけて学生支援委員会で審議し、2025年度から運用に至っている。

車椅子使用学生への対応として、新宿キャンパスでは、車椅子対応のエレベーターを導入し、八王子キャンパスにおいては、2018年に教室棟のバリアフリー化を行い、また、バリアフリーマップも整備している。

なお、2026年度に聴覚障害の学生の入学が予定されているため、新学期へ向けて現在、学科と協力しながら環境調整を進めており、受け入れ体制を整備している。

・留学生等の多様な学生に対する修学支援

本学では、研究生も含め約100名の留学生が在籍しており、大学生活全般のサポートや在籍管理を学生支援課にて行っている。留学生が入学手続きを完了した時点より、在留期限などを確認し、入学時からスムーズに大学生活を始められるよう、入学広報課、教務課と連携して対応を行っている。また、留学生の卒業後の進路に関しても、就職キャリア支援課と協力しながら、支援をしている。

留学生に、大学生活への意欲向上や有意義に過ごしてもらうことを目的に、毎年、全留学生向けにガイダンスを行っている。また、留学生交流を目的に、2025年度は留学生のスポーツ大会を企画・実施した。以前は、日本人学生有志の留学生サポーターが活動していたが、2024年度に活動中止したため、現在、日本人学生と留学生の交流の場を作ることができていない状況である。日本語力が不足している留学生は授業理解が進まず、周りからも孤立し、結果として不登校につながるが多いため、日本人学生と交流を持てる仕組みを作っていくきたい。

なお、留学生の在籍状況は毎月、文部科学省に報告をする必要があり、本学では毎月、窓口にて在籍確認をすることを留学生に課している。対面で話す中で、困りごとや不安などの相談に乗るとともに、状況把握に努めている。期日までに在籍確認に来ない学生に関しては、電話やメールなど様々な手段を用い連絡を取るようし、所在不明者の発生を防いでいる。また、在籍確認時に把握した問題については教員とも連携を取り、協力して対応を進めている。毎年、出入国在留管理庁が留学生受け入れ大学の在籍管理について選定を行っているが、2021年に慎重審査対象校となり、留学生の在籍管理方法の見直しなどを実施した結果、2022年度、2023年度は適正校（クラスⅡ）、2024年度、2025年度は適正校（クラスⅠ）に選定をされている。この選定は留年などに伴う在留資格の更新不可なども基準となるため、成績

不振者などの対応についても教員と協力し、力を入れていく必要がある。

・成績不振の学生の状況把握と対応

学科ごとに GPA の分布図を作成し、GPA のみならず単位修得状況と照らし合わせて、学生の状況把握に努めており、成績不振に該当する学生には、学科教員のみならず、教務課、学生支援課などの職員からもきめ細かな学修指導を行っている。

また、成績不振学生に対しては、各学科・教育推進機構にて、前期 4 月、後期 9 月に面談を行っており、問題を早い段階で把握、対応するための対策をとっている。

・休学者及び退学希望者の状況把握と対応

本学では全学部及び研究科において、休学や退学を希望する学生は教務課に申し出て、その後、所属学科幹事の教員の面談を受けることとしている。面談においては申し出の意思確認、申し出理由の妥当性の判断及び必要に応じて学修指導、生活指導などを行っており、面談担当教員の所見を関係する教職員は把握できる体制をとっている。

。

・自宅等の個々の場所で学修する学生からの相談対応、その他学修支援

新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020 年度よりオンライン授業を導入したが、これを一過性の対応とせず 2022 年度から、学生の成長・自立を加速する学びの改革「キャンパスライフイノベーション」をスタートさせ、従来の対面授業に加え、オンライン授業を有機的に組み入れた。1 限、6 限にオンデマンド授業を配置している点や一つの授業でオンデマンド授業と対面授業を組み合わせて実施（数学・物理・化学の専門基礎科目や一部の専門科目）している点などが特長となる。オンライン授業に限らず、全ての授業は学修支援システムの Ku-LMS を活用して行われ、授業教材のダウンロード、出席の登録、課題の提出、教員への質問等がシステムの主な仕様となっている。

また、2020 年度から、電話、メールでの連絡に加え、オンライン面談を取り入れ、学生相談室、奨学金の個別相談は、現在もオンライン対応を継続して行っている。また、証明書コンビニ発行サービスを 2020 年度に導入した。オンラインで申請し、学内の自動発行機はもちろん、全国のコンビニエンスストアで発行が可能となっている。

・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）

学生は全員、Wi-Fi 環境に接続することがオンライン教育を実現する上での前提となるため、本学では、入学時のガイダンスで学内 Wi-Fi 環境に接続する指導を 2021 年度以降、毎年行っている。

また、学内の Wi-Fi 環境の整備を進め、教室や学生ラウンジだけでなく、八王子キャンパスでは 2021 年 7 月に体育施設を、2022 年 3 月に 15 号館及び食堂や売店のある 18 号館の Wi-Fi を強化した。今後は新宿・八王子両キャンパスの研究室フロアの強化を予定している。また、学生は複数のシステムを使用するため、統合認証アカウントを発行し、シングル・サイン・オンで使用しやすい環境を整備している。

・奨学金その他の経済的支援の整備

本学では、大学独自の奨学金制度のほか、高等教育修学支援新制度（給付奨学金）や日本学生支援機構奨学金の貸与奨学金、民間・地方公共団体奨学金などを適宜学生に周知し、推薦を行っている。

大学独自の奨学金制度としては、

- ・ 経済的理由のために修学が困難な学生を対象とした貸与奨学金
「学園奨学金」、「学園百周年記念奨学金」や
- ・ 成績優秀な学生を奨励するための給付奨学金
「大学成績優秀学生奨励奨学金」、「工学院大学成績優秀私費外国人留学生奨学金」
- ・ 大学院への進学希望者を対象とした
「工学院大学大学院修士課程進学奨励学費減免」
「工学院大学大学院博士後期課程進学奨励学費減免」
- ・ 学部入試の成績優秀者を対象とした
「工学院大学入学試験成績優秀者奨学金」
- ・ 本学独自の制度「ハイブリッド留学」に経済的理由で参加ができない学生に向けた
「ハイブリッド留学奨学金」

などがある（根拠資料 7-4【ウェブ】）。

さらに、ハイブリッド留学は一部の学部において、2025 年度より日本学生支援機構海外留学支援制度の対象となったため、国際課と連携し、奨学金制度の有効活用を促し、学生の留学への参加を支援している。

高等教育修学支援新制度において、2025 年度より収入に関係なく 3 名以上の子供を扶養している世帯「多子世帯」に対象が拡大した。これまで以上に申請資格を持つ学生が増えたことにより、不備、確認不足など、問い合わせが激増した。学生への不利益を減らすため、春の定期採用においては、日本学生支援機構が設定する締め切り間際まで受付を延長した。その結果、2025 年度は 1,175 名が対象となり、2024 年度の 429 名から 2.7 倍となり、授業料の減免および給付奨学金を受給している。

学費納入においては、経済的理由により期限までの納入が難しい学生を配慮し、「工学院大学学費納入規程」「工学院大学大学院学費納入規程」で、納入期日に猶予を持たせている（根拠資料 7-5【ウェブ】）。

その他、

- ・ 在学中に家計支持者の死亡により修学が困難となった学生を対象とし、大学後援会の支援を受け、最終学年の学費全額を減免する「工学院大学後援会給付奨学金」制度
- ・ 学生が不時の支出に困った場合に 3 万円を上限として貸し付ける「工学院大学後援会学生応急貸付」制度
- ・ 災害により修学が困難となる学生及び入学志願者・入学予定者に対しては、「災害等の被災学生等の学費等減免に関する規程」により、学費（入学志願者にあたっては入学検定料、入学予定者にあたっては入学金・学費）を減免する制度を用意している（根拠資料 7-6【ウェブ】）。年々甚大化する災害に対し、相談窓口の設置の他、学生、保護者への被害状況の迅速な確認などを行っている。

点検・評価報告書 様式

・学生の相談に応じる体制の整備

新宿・八王子両キャンパスに健康相談室と学生相談室を設置し、学生の心身の健康を管理している。健康相談室では看護師の資格を有する職員が、学内で日々発生する学生の身体の不調や事故などによる怪我に対応して学生の間診票、健康診断結果を活用して適切な処置を行っている。学生相談室では、臨床心理士の資格を持つカウンセラーが主に精神面でケアが必要な学生の対応をしている。さらに、専門的かつ集中的な治療を必要とする場合は校医を通じて、医療機関を紹介している。2022年度には、健康相談室の目的や組織を記した「工学院大学健康相談室規程」を制定した。2024年4月の合理的配慮の義務化に伴い、今後は学生相談室、健康相談室、修学支援コーディネーター、学生支援課の連携をより強化し、組織的な対応を行う運営体制を構築していくことが、求められている。

学生相談室は、身近な存在として認知されるよう、開室時間や利用方法等について「学生相談室のごあんない」パンフレットの作成や、学園HPの各種記載内容の充実や学生ポータル上のChatBotの回答内容を充実させるなど、間口を広げて紹介している(根拠資料7-7【ウェブ】)。さらに、2022年度以降は学生ポータルに「学生相談室だより」を掲載し、学生相談室の利用促進を展開している。学生相談室では、相談者の状況に応じ、対面、オンライン、電話、メールと多様な形で対応している。相談内容は主に発達障害や勉強意欲の低下、就職活動で内定を得られないことでの孤立といった内容であったが、2024年度以降はこれらに加えて、合理的配慮の初期対応窓口として、問題収集と学生支援課や修学支援コーディネーターへの橋渡しの役割が増えてきている。合理的配慮に関しては申請件数が大幅に増えており、修学支援コーディネーターを交えた担当者ミーティングを定例化するとともに、学科教員とも連携を強化しながら対応していく。

各キャンパスにおける学生相談室の利用状況は、図表7.1、図表7.2のとおりである。

図表 7.1 新宿キャンパス学生相談室 相談件数 (2025年4月～2025年9月末)

	相談件数 (延べ)				合計	相談者内訳			
	合計	相談方法別				合計	相談者別		
		面談	メール	電話			学生	保護者	教職員他
件数/人数	204	159	11	34	221	145	16	60	
構成比	100%	78%	5%	17%	100%	66%	7%	27%	

図表 7.2 八王子キャンパス学生相談室 相談件数 (2025年4月～2025年9月末)

	相談件数 (延べ)				合計	相談者内訳			
	合計	相談方法別				合計	相談者別		
		面談	メール	電話			学生	保護者	教職員他
件数/人数	242	193	4	45	258	173	23	62	
構成比	100%	80%	2%	18%	100%	67%	9%	24%	

・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置の実施 (学生の交流機会の確

保等)

2025 年度に全学部 1～4 年生を対象として実施した学生生活アンケートの結果で、本学への進学納得度が高い学生の回答理由は「友人関係の良さ」と「授業の楽しさ」が前年度に続いて上位を占める結果となった。また納得度が高いほど「課外活動の楽しさ」を選択する割合が増える特徴も見られ、課外活動の充実は、進学納得度に影響すると考えられる。一方、課外活動不参加の理由について、「時間が足りない」の他、「タイミングを逃した」「興味ある課外活動がない」という結果も判明した。

その結果を受け、年度替わりのタイミングを狙い、課外活動活性化の検討を学生団体と一緒に始めると共に、課外活動の健全な運営支援を目的として、2026 年 1 月 30 日に課外活動の新リーダーに向けた研修会を実施した。研修会では大学のルールやサービスを紹介するだけでなく、次期リーダーとしての自覚や課外活動内での円満な人間関係を心がけてもらうための啓蒙活動を行った。また、2026 年度から開始する研究室や学生団体の合宿等に関するサービスの説明を行い、人間関係の構築につながる合宿やイベントなどの活性化を後押しした。

課外活動以外でも、歩け歩け大会やクリスマスパーティーなど学生主催のイベントを支援し、学生に交流の場を提供し、孤立化を防いでいる。

また、ICT を利用した遠隔授業を受講する場所として、学生ラウンジや空き教室を利用することを窓口等で案内し、人が集まる環境での受講を推奨することで学生の孤立化を防止している

・大学・大学院での学び・研究を活かしたキャリア形成支援・就職支援の実施

学生が工学院大学および工学院大学大学院での学修、研究活動、課外活動などを通じて自己成長し、自身の興味関心や適性をもとに主体性をもって、大学・大学院での学び・研究を活かし、卒業・修了後の人生を考えたいと、自分にあった進路選択ができるように支援している。

キャリア教育の実施として、科目ではキャリア形成意識の醸成を目的に、学部 1 年次は「工学院大学スタディーズ」や「ロジカルライティング」、学部 2 年次には「キャリアデザイン」を設け、両学年を対象に中・長期間の職業体験の機会を含む「インターンシップ A・B」を設けている。また、就職キャリア支援部が学部 1 年次の入学後、3 学部 7 学科の概論や入門などの授業内で「1 年生からのキャリア形成～大学生活の過ごし方～」としてガイダンスを実施している。

就職支援の実施として、学部 3 年・修士 1 年を対象に、学業・研究と就職活動を効率的にバランス良く実践できるようなプログラムを構成している。

「就職キャリアガイダンス」は各学科・各専攻の教員と連携しながら、学生が参加必須となるオリエンテーションや授業時間内で、学部全 15 学科及び修士全 5 専攻において個別に実施している。大学院進学も将来の選択肢の一つとして紹介し、就職活動のスケジュールやインターンシップ活用、内定を獲得した先輩のロールモデル紹介に留まらず、自身の学びや研究がより活かせる業界や職種を説明している。また、「業界・企業研究」「選考対策（書類選考・面接試験）」など、学生が目的やねらいを理解しながら進め、採用選考を通して学生自身が考えて納得した進路選択ができるような支援を行っている。

その他、年間を通じてキャリアコンサルタントの資格を持ったキャリアカウンセラーを配置し、学生の進路に関する相談や選考対策を受け付けている。また、「留学生のための就職ガイダンス」と定期的な相談会実施、保護者の参加も可能な「障害のある学生のための就職ガイダンス」を全学年対象に実施している。公務員志望者には「公務員セミナー（卒業生による公務員の仕事説明会-知ろう、公務員のリアル-）」や外部の資格予備校と提携した「公務員試験対策講座」を実施している。

これらの支援が、より満足度の高い就職につながり、学生の進路決定報告時アンケートによると、約 96.8%が第 3 志望までの企業等への就職が実現していると回答（2024 年度卒業生）している（根拠資料 7-8【ウェブ】）。

・大学院修士課程及び博士課程向け支援の構築

修士 1 年を対象に「チャレンジ支援プログラム」として、研究活動と就職活動の両立をしながら、チャレンジ企業（就職難関企業・超大手企業）への就職を目指し、実践講座と定期的な個別面談を実施している。実践講座では、大学院生ならではの選考対策やグループディスカッション対策、研究内容の伝え方を行う。

博士課程支援の充実に向けても取り組みを始め、キャリア支援に関するアンケートの実施による実態調査、社会人としての博士後期課程修了者登壇による大学院 FD・SD 研修会を実施した。また、外部パートナーとして株式会社アカリクと連携協力に関する協定を締結し今後の支援をより推進し充実させる（根拠資料 7-9【ウェブ】）。

・学生のキャリア形成や就職支援の方針・体制の充実

2024 年度より「就職キャリア支援部」となり、教育・研究組織の「キャリアデザインセンター」と、事務局組織の「就職支援部」の統合再編を行っている。キャリア形成支援（キャリア教育含む）・就職支援全体に関する検討や実施を行う委員会である「就職キャリア支援委員会」において、「キャリア形成支援・就職支援方針」を 2025 年度に制定した（根拠資料 7-10【ウェブ】）。これまで、進路支援の方針は「学生支援基本方針」における一項としていたが、その考えと骨子を活かしながら独立した方針としている。制定においては、「学生支援基本方針」が掲げる包括的な学生支援の枠組みと整合性を図り、キャリア形成支援・就職支援に特化した、より具体的な指針としている。その上で両方針が連携し、学生一人ひとりが自身の未来を主体的に切り拓けるよう、より一層の充実した支援を目指す。また、「就職キャリア支援委員会」における小委員会を各系列（機械系・化学系・電気系・建築系・情報系）で実施し、学科・専攻ごとの特徴が確認出来る進路実績（参考指標）や、情報提供の面から今後の具体的な支援施策の展開について確認を行った。

学生に対しては就職キャリア支援センターを新宿・八王子両キャンパスに設置し、系列担当の専任職員・キャリアカウンセラーに加え、臨床心理士の資格を有するカウンセラーを配置し、学生相談室と連携しながら合理的な配慮を必要とする学生にも、細やかな対応をしている。すべての支援をオンラインで対応できる体制を整え、窓口での対面対応と併用している。また既卒者からの相談に対しては、登録制で既卒者求人票の公開やハローワークのカウンセラーからの求人情報の提供などの支援体制を整えている（根拠資料 7-11【ウェブ】）。

・学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

2023年4月に学生支援委員会規程が改正され、課外活動の方針や予算については学生支援委員会にて審議することになり、それに伴い、体育会、文化会に所属する学生団体の顧問を務める教職員から構成される「顧問会議」や学生プロジェクトの公募、審査、補助する活動費等を審議決定していた「創造活動運営委員会」の規程も見直しを図った。「創造活動運営委員会」は「学生プロジェクト運営委員会」に名称を変更し、「顧問会議」とともに、各団体から出される意見・要望を吸い上げやすい体制づくりを進めている。

また、2022年度に収益事業を原資とする奨学金制度の見直しを行い、現在の課外活動の枠組みではできない新たな挑戦への支援を目的として「工学院大学学生チャレンジ活動奨励金」が創設され、2024年4月より活動の支援がスタートし、採択された「リサーチプロジェクト」、「工学院ハッカソン」の2件が活動を展開した。2025年度は新たに6企画の申請があり、「1/20の暮らしを探そう！『君たちだけの小人図鑑』と「食べられる研究成果あります」の2企画が採択され、2024年9月から継続活動している「パラカヌー競技での世界への挑戦」「リサーチプロジェクト」「木工体験教室『木工学院』」の3企画を含めて計5企画が現在活動中である。その中には今後学生プロジェクトへの申請を検討している企画もあり、2024年度に活動がスタートした学生チャレンジ活動奨励金の存在が一部の在学生の中で着実に根付いてきている。

学生による自主的・能動的な創造活動である学生プロジェクトには、採択された場合、活動費の一部を補助する等の支援をし、2025年度は9団体が活動している。2023年度から継続しているみつばちプロジェクトが採取した蜂蜜を使用したオリジナルビールの企画・製品化は、株式会社京王SCクリエイションとの産学連携で2025年度も話題となった（根拠資料7-12【ウェブ】）。このビールは、2025年10月2日～5日に開催された「せいせき秋のビールまつり」にて、期間・数量限定で販売した。さらに、このイベントの一環として、Science Create Projectが10月4日・5日の2日間、子ども向け科学実験ワークショップ「ふわふわはちみつビールスライムを作ろう」を実施した。他にも、VRプロジェクトが7月18日及び7月28日から8月3日にかけて、大阪夢洲で開催された「2025年日本国際博覧会（通称：大阪・関西万博）」に参加し、国籍や世代を超えた来場者と活発な交流を行った（根拠資料7-13【ウェブ】）。

学生の課外活動に関する予算配分について、従来の学生プロジェクト、学生チャレンジ活動奨励金の予算を見直し、「種別（A）特別重点支援」、「種別（B）学生プロジェクト」、「種別（C）学生チャレンジ活動奨励金」の3つの種別に整理し、2025年度より運用を開始した。

特に、「種別（A）特別重点支援」は、本学の発展に多大な貢献と顕著な成果をあげる活動に、重点的に助成を行う区分とし、第1段として、ソーラーチームが選定され、2025年8月にオーストラリアで開催された「2025 Bridgestone World Solar Challenge」において、チャレンジャークラス13位（日本勢2番手）の結果を残した。また、2026年1月には第2弾として「パラカヌー競技での世界への挑戦」が選定され、2月に行われる国際大会に出場し、自己ベストを更新することができた。

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制整備

ハラスメント防止については、すべての学生・教職員、そして学園に関わるすべての人が

点検・評価報告書 様式

安心して学び、働き、活動できる環境を守るため、「ハラスメント防止のためのガイドライン」、「学校法人工学院大学ハラスメント防止規程」（根拠資料 7-14【ウェブ】）を定めている。ガイドラインでは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの防止と対応に関する基本方針を定めている。本学では、「あらゆるハラスメントをしない・させない」という意識を共有し、すべての人が尊重される環境づくりを推進している。特に、管理職や教育・研究上の指導的立場にある者には、率先してハラスメント防止に努める責務があり、また、全ての構成員がハラスメントに関する正しい認識を持ち、防止のための行動をとることが求められている。

ハラスメントの未然防止のため、本学では「ハラスメント防止委員会」を設置し、教育・啓発活動を行っている。ハラスメントの疑いがある事案が発生した場合には、公平かつ迅速な調査を行い、適切な対応を講じる体制を確立しており、相談窓口は 1.相談員（学生相談室）、2.ハラスメント防止委員会事務局（対象により、4つの窓口を設置）、3.「e-mail」相談窓口を設置し、学生が相談しやすい体制を整えている。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

・学生支援に関わる事項の定期的な点検・評価の仕組みの構築及び実施

学生支援に関する大学の方針として、学生支援方針が制定され、学内外に明示するに至り、方針に沿って学生支援施策を定期的に点検・評価する機関として学生支援委員会を設置している。2025年度より上述の通りの学生の課外活動に関する支援を3つの種別に整備し、様々な学生団体や個人の企画の支援を可能にする仕組みを構築するなど、学生の課外活動支援の改善・向上に向けた取り組みは実施できている。

また、学生支援方針の一項であった進路支援について、より具体的な方針となる「キャリア形成支援・就職支援方針」を就職キャリア支援委員会において新たに制定している。同委員会では、各学科・専攻との連携体制を通じて定期的に点検・評価を行う小委員会も開催されており、学生の進路選択の質の向上を図る仕組みを整備している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

●分析を踏まえた長所

本学の学生の課外活動は、単に大会等で優勝することや上位の成績を収めることよりも、その活動を通して、日々の努力や仲間との協働、試行錯誤を繰り返す中で、学生が自らの可能性を広げ、社会に出た時に活かせる力（主体性や協調性、問題解決能力の向上など）を養うことができている。

これらの学生が課外活動を通じて活躍することにより、大学のブランド力向上にも寄与

している。

また、キャリア形成支援・就職支援においても、学科・専攻と連携した体系的な支援により、学生が自身の学びや研究成果を活かした進路選択を実現できている点が長所として挙げられる。

●分析を踏まえた問題点

2024年4月1日「改正障害者差別解消法」の施行により、私立の学校や企業等事業者も、合理的配慮が法的義務となった。本学における合理的配慮の取り組みは、「修学支援制度」として2020年度から取り組んでおり、法的義務をきっかけに、これまでの対応に加えて専門的な知見を取り入れた支援体制のため修学支援コーディネーターを配置した。しかし、支援申請数は、導入初年度の8件から現在では60件に届いており、今後もより組織的な対応を行う必要がある。これらの課題解決に向け、研修やセミナーに参加し、情報を収集しているが、他大学に比べ組織的な対応は特に遅れている。教職員の意識は既に一定程度は浸透してきており、今後は情報共有のシステム化が課題となってくる。

一方で、大学院進学率の増加傾向を踏まえた修士課程・博士課程学生、そして多様な背景を持つ学生に対する支援の最適化として、今後さらなる学科・専攻や部門間の情報共有体制の強化と支援施策の拡充が求められる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

●改善・発展方策

合理的配慮の義務化に伴う就学支援に関する体制の整備は整いつつあるが、教員との情報連携等において他大学の事例を集め、本学にとって適切な対応策を検討していく。

特にキャリア形成支援・就職支援においては、学生の多様化に対応した個別支援の高度化や、大学院生（修士課程・博士課程）・留学生を含む学生層ごとのニーズ分析に基づく施策の再編を進め、支援の実効性を高めていく。

●全体のまとめ

本学では、大学の理念、建学の精神、育成を目指す人物像に則し、学生支援に関する方針として「学生支援方針」を定めている。2024年度は、学生チャレンジ活動奨励金の運用が開始し、さらに学生の課外活動の支援の枠組みを拡大するなど、学生支援方針に沿った活動が展開することができ、概ね適切な支援が実施できた。2025年度は運用2年目となり、継続して活動する企画や新規採択される企画も複数あり、一定程度は本奨励金が在学生在に根付いてきた実感を持っている。

留学生、合理的配慮が必要な学生も含めて多様な学生、多様な価値観が大学の力を高めていくものである。また、学生支援施策も学生、社会の潮流によって変化を遂げていくものであり、今後も限られた資源の中で、変化に機敏に対応できる、学生により高い満足度を提供できる大学を引き続き目指していく。

今後も、キャリア形成支援・就職支援の充実を学生支援の重要な柱として位置付け、学び・研究成果を活かした進路選択を支える体制を継続的に改善し、学生の満足度と社会的評価の向上を図っていく。

4. 学長からの改善指示

- ・ 進学後・卒業後を見据えたロードマップを明確化し、学士→修士→博士への進学が将来の進路・キャリア形成とどのように関係するのかについて、学生に分かりやすく整理・提示するとともに、受験生に対しても情報発信を行い、本学への進学意欲の向上につなげること。
- ・ 新規の取組である学生チャレンジ活動奨励金について、学生の成長にどのような実質的効果をもたらしているのかを検証し、その結果を制度改善に反映させる仕組みを構築すること。

第 8 章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
教育研究等環境の整備に関する方針	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/env_arrange.html
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
研究活動に係る不正防止への取組み	https://www.kogakuin.ac.jp/research/collaboration/illegal_prevent.html
備考：	

第 8 章 教育研究等環境(本文)

[評定 : S・A・B・C]

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や I C T 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

●教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。

本学では、「工学院大学の教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、学生の学修環境および教員の教育研究環境の充実を継続的に推進している。本方針では、教育研究活動の基盤となる施設・設備、情報環境、学術情報サービス、安全衛生環境などの整備を体系的に位置づけ、ハード・ソフトの両面から環境の維持向上を図ることを明示している。方針は以下の 7 項目から構成され、教育研究活動の安定的かつ発展的な運営を支える基本枠組みとして機能している。

-
1. 施設・設備の整備
 2. 学術情報基盤の整備
 3. 情報通信環境の整備
 4. 研究活動支援の整備
 5. 研究倫理・公正の推進
 6. 安全衛生・環境保全の確立
 7. 点検・評価と改善
-

なお、本方針については、「冗長な文章を整理明確性の向上」「点検・評価に関する項目の明記」等を実現するため、学内手続きを今年度中に実施し、2026 年 4 月に改正を行う予定である。

また、2024 年に策定された中期計画「コンパス 2029」およびそれを受けた 2025 年度事業計画においては、「施設・設備」を重点項目として掲げ、老朽化が進む新宿キャンパスの大規模改修や八王子キャンパスの環境整備、中長期修繕計画の策定、オンラインキャンパス計画の試行などを明示している。さらに、関係部署ではこれらの方針に基づき、部署ごとの実施計画を策定し、施設・設備の整備を計画的に推進している。これにより、学生が安心して学び、教員が研究に専念できる環境の整備を着実に進めている（資料 8-1：中期計画「コンパス 2029」、資料 8-2：2025 年度事業計画）。

加えて、こうした整備計画の進捗や成果は、各年度の自己点検・評価および事業報告において確認され、教育研究環境の維持・改善に向けた継続的な取組へとつなげている。

なお、実際の整備事例として、情報環境の面では、キャンパスネットワークを 1989 年よ

り段階的に増強し、2024 年度にはバックボーン 10Gbps・支線 1Gbps の高速通信環境を維持するとともに、主要棟の無線 LAN を最新規格 Wi-Fi 6E 対応機器に更新し、通信速度を約 2 倍に向上させた。これにより、学内外からの仮想 PC 利用や遠隔授業などが円滑に実施できる環境が整備されている。

また、Microsoft 社との包括ライセンス契約により、学生が個人 PC で Office ソフトや Teams、OneDrive を利用可能とし、教職員との情報共有・連携を強化した。さらに、MathWorks 社との包括契約により、Matlab・Simulink 等の高度なソフトウェアを自由に活用できる学修環境を提供している（資料 8-3：Microsoft 365 利用案内）。

施設面では、新宿キャンパスにおいて 2025 年度から本格的な大規模改修を開始し、研究室フロア、事務フロアの移転を進めるとともに、ユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー対応や防災・衛生面の改善を進めている。なお、事務フロアについては、2025 年 11 月に移転が完了し、今後は研究室フロアの移転に向けて、学内で検討を行っている段階である。八王子キャンパスでは、劣化設備の更新、防犯カメラの増設、照明の LED 化などを適宜実施し、安全で快適な教育研究環境を維持している。また、アクティブラーニング室や PBL 型授業に対応した演習空間の整備により、学生の主体的学修を促進する環境を確保に努めている。

さらに、学術情報センター「工手の泉」の整備により、図書館機能の強化と ICT による学修支援を統合し、キャンパスを問わず学術情報にアクセスできる仕組みを構築した。これにより、「学術情報サービスの整備」方針に基づく教育研究基盤の高度化が実現している。

このように、本学は中期計画「コンパス 2029」と連動しつつ、教育研究等環境の整備に関する方針のもと、施設・設備、情報インフラ、研究支援、安全衛生などの各側面から、理念である「無限の可能性が開花する学園」の実現を支える環境づくりを進めている。今後も、AI・デジタル技術の進展や教育様式の変化を踏まえ、教育研究環境の継続的な改善・最適化を図っていく。

●学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境や ICT 機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。

ICT インフラについては 2018 年 2 月に新宿・八王子両キャンパスのコア L3 スイッチを刷新、2019 年 3 月に八王子キャンパス各号館、新宿キャンパス各フロアの L2 スイッチを刷新した。コロナ時の遠隔授業対応として、e-learning サーバおよび対外接続回線増強を行った。オンライン授業や BYOD 必携化に対応するため、2024 年度から 2025 年度にかけ八王子キャンパスに Wifi6/Wifi6E/Wifi7 対応のアクセスポイントを 506 台更新・追加設置し環境を整備した。新宿キャンパスのアクセスポイント整備もキャンパスリニューアル計画とともに更新・追加を実施しており、2026 年 3 月時点で更新計画全体の約 20%(80 台)の更新が完了している。

●学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

情報倫理教育に関しては INFOSS 情報倫理コンテンツを用意し e-learning を通じて学習できる環境を提供している。(学生および教職員が受講できる同コンテンツは毎年更新されており、情報倫理のみならず、著作権や個人情報保護等も含む包括的な内容となっている。)

また学部新入生オリエンテーション時には富士通ラーニングメディアによる「学生のための情報モラル&情報セキュリティ」を受講させ、ネット社会の利便性と危険性を理解させている。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

●教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。

「学術情報センター工手の泉」（以下、「センター」と記載）では、図書その他の学術資料を以下のとおり体系的に整備している。

2025年4月1日現在における蔵書数は、図書140,425冊、雑誌642種（和雑誌360種、洋雑誌282種）、電子ジャーナル7677誌（国内167、海外7510）、データベース9種、電子ブック10681タイトルである（根拠資料ウェブ）。このほか、電子図書館システムも導入され、紙媒体の資料収集から電子資料を中心とした資料収集に移行しつつある。

このほか、建築分野の特別コレクション「今和次郎コレクション」「竹内芳太郎コレクション」「伊藤ていじコレクション」「ヒチコックコレクション」を保有し、国内外から閲覧・調査を受け入れている。

図書・雑誌資料は国立情報学研究所におけるNACSIS-CAT/CATP形式に対応した図書館システムにより管理されており、本学の各学部の特性に合わせた資料の配架を適切に行っている。

また学部別のパスファインダー（資料活用の手引き）を提供するとともに、検索サービスの利用講習会を習熟度別に開催するなどして学術コンテンツの利用促進を図っている（根拠資料ウェブ）。

●図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

センターには職員2名、委託職員20名を配置している。兼任職員には情報システム部の事務職員を配置し、ICTサービスとの連携が円滑に実施できる体制を整えている。兼任職員並びに委託職員の9割以上が司書資格保有者である。また、図書館関係団体が主催する研修会にも積極的に参加し、最新情報の取得に努めている。

新宿ライブラリは新宿キャンパス中層棟2階・3階にあり、専有面積は1,428㎡、座席数は173席である。八王子ライブラリは八王子キャンパス2号館4階にあり、専有面積は1,244㎡、座席数264席である。新宿ライブラリは2023年に旧新宿図書館の全面改装を行い学習環境のDXに対応する設備を整えた。18面マルチモニタによるデジタルツインに対応した設

備、アクティブラーニングに対応した空間など、様々な手法を用いて学修できる施設となっている。八王子ライブラリは2017年に竣工した新2号館内に移転した。閲覧席やグループ学習室が充実しているが、移転から年数が経過しつつあるため、設備更新計画を策定中である。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

●研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。

本学では、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、教育研究活動を支える基盤として、教員の研究活動に必要な環境や条件の整備を行っている。同方針では、研究活動を支える施設・設備、研究支援体制、安全衛生環境等を体系的に位置づけ、長期的な視点に立って環境整備を進めることとしており、本学の研究支援に関する基本的な考え方の拠り所となっている。

研究費に関しては、競争的研究費の獲得を重視し、外部資金獲得を見据えた支援を行っている。特に、教員の科研費申請を起点とした外部資金獲得意識の向上および研究基盤の強化を目的として、学内資金である「総合研究所プロジェクト研究費」および「工学院大学科研費採択奨励研究費」について制度の見直しを行い、大型競争的資金や科研費をはじめとする外部資金獲得につなげる取組を進めている。これにより、外部資金申請に向けた準備的研究や研究体制の構築を支援している。

また、民間資金を含む多様な外部資金獲得の機会を確保するため、産学連携活動にも取り組んでいる。国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が主催する国内最大規模の産学マッチングイベント「イノベーション・ジャパン 2025」においては、2025年度に5件の研究テーマを出展し、企業等とのマッチングを通じた共同研究や研究開発資金獲得の可能性を広げる取組を実施した。こうした展示会等への参加は、研究成果の社会的発信とともに、民間資金獲得に向けた取組の一環として位置づけられている。

さらに近年では、研究成果の事業化や社会実装を視野に入れたスタートアップ（SU）関連支援も行われており、研究開発型スタートアップを通じた研究開発資金の獲得につながる可能性も生じている。これらの取組は、競争的研究費とは異なる経路による研究資金獲得の手段として認識されている。

施設・設備の面では、2017年7月に発生した八王子キャンパス13号館での火災を契機と

して、研究室・実験室等を対象としたインスペクション（安全衛生点検）を実施し、研究環境における安全管理体制の見直しを行った。これらの点検活動は一過性の対応にとどまらず、2025年度においても継続的かつ強化した形で実施されている。

あわせて、本学では、大型の研究施設・設備や複数の研究室で利用される共有機器について、研究力の維持・向上に資する観点から整理・選定を行い、その維持・補修を計画的に進める取組を行っている。大型施設設備については、更新・修繕を個別対応にとどめるのではなく、戦略的に管理していくことが重要であるとの認識のもと、研究活動の継続性や高度化に資する設備の安定的な利用を確保するための検討を進めている。

研究時間の確保に関しては、教員が一定期間研究に専念できる機会を確保するため、教員海外研修制度（サバティカル研修制度）を設けている。本制度は、海外の大学・研究機関等において研究活動を行う機会を提供するものであり、研究の高度化や国際的な研究交流の促進を目的として運用されている。一方で、教育、学内業務、社会連携活動等の増加により、研究に十分な時間を確保することが難しい状況が顕在化しており、研究意欲があっても実質的に研究に専念できない環境が存在していることが現状として認識されている。

人的支援の面では、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）、スチューデント・アシスタント（SA）等の制度を整備し、教育研究活動を支援する体制を構築している（根拠資料 8-4：ティーチングアシスタント規程、資料 8-5：総合研究所リサーチ・アシスタント規程、資料 8-6：工学院大学スチューデント・アシスタントに関する規程）。特に TA 制度については、単なるアルバイト的業務にとどまらず、学部教育の質の向上とともに、TA 自身の教育的成長にも資する制度として位置づけている。毎年度、TA ハンドブックを作成・配布し、研修動画の視聴および課題提出を通じた TA 研修を実施しているほか、授業実施方法の多様化を踏まえ、教員・受講学生・TA の三者にとってより有益な授業運営となるよう、TA 制度の見直しも行っている。また、研究推進部を中心に、研究費執行管理、契約手続、知的財産の取扱い、産学連携に関する相談対応など、専門的知見を要する業務を支援している。また、外部機関や弁理士事務所等と連携し、教員が研究成果の社会実装や知的財産化を検討する際の支援体制も整備している。

一方で、若手研究者の育成・支援については、学内研究費制度や研究環境整備を通じた一定の対応は行われているものの、研究時間の確保やキャリア形成を体系的に支援する仕組みについては十分に整備されているとは言い難い状況にある。他大学においては、若手研究者向けの重点的研究費配分、授業負担軽減、メンター制度等の取組が進められており、本学においても、これらの先進事例を踏まえた対応の必要性が認識されている。

以上のことから、現状では、本学において教育研究活動を支援するための環境や条件は一定程度整備されており、各教員の研究活動を支える体制が構築されていると判断する。今後、教育研究活動のさらなる促進を図る観点から、研究環境および支援体制の充実に向けた取組が求められる。

●研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

本学では、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みに関して「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）に基

点検・評価報告書 様式

づき、「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を制定している。不正使用に関しても、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定）」に基づき、従来からあった「工学院大学における競争的資金等の取扱いに関する規程」を「工学院大学における公的研究費の管理・監査の体制に関する規程」に改正している。2021 年にはガイドライン改正があり、本学規程も不正使用防止対策を強化したものに改正した（資料 8-7：研究活動における不正行為への対応等に関する規程、資料 8-8：工学院大学における公的研究費の管理・監査の体制に関する規程）。

次に、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施については、SD・FD 研修として定期的に行っている。また、本学は一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の本会員となっており、本学専任教員には、APRIN 提供の研究倫理教育 e ラーニングの受講を義務づけている。さらに修士課程生には「研究活動における責任と安全」の授業を通じて JSPS（日本学術振興会）の e ラーニングの受講を義務づけている（一部直接 JSPS の受講をする場合あり）。

最後に、研究倫理に関する学内審査機関の整備としては、「ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会規程」に基づき、倫理審査委員会が設置されており、2025 年度は同委員会を 3 回開催している（資料 8-9：ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会規程）。

教員等が、研究不正に対しての理解、コンプライアンスの重要性を認識しており、2019 年度以降、研究不正事案は発生していない。

以上のことから、現状では研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断する。

コンプライアンス教育の徹底を図るために、専任教員に対して e ラーニング講座を受講後、5 年を経過した専任教員に対して、eAPRIN 研究倫理教育 e ラーニングの受講を継続的に実施していく。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

●教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、教育研究活動を支える施設・設備、情報環境、安全衛生環境などについて、各年度の事業計画および自己点検・評価を通じて定期的に点検・評価を実施している。これらの点検は、部署実施計画に基づく年 2 回の進捗報告を通じて行われている（根拠資料 8-10：【学事部】部署実施計画）。

こうした点検・評価の結果は、翌年度以降の事業計画や部署実施計画の見直しに反映されており、実際に無線 LAN 更新の早期着手や大規模修繕の優先順位見直しなど、具体的な改善

点検・評価報告書 様式

措置に結びついている。また、情報環境面では、学生や教職員から寄せられた利用状況や意見を分析し、Microsoft 365 や仮想 PC 環境の利用拡大など、運用面での改善を図っている。

一方で、老朽化設備の更新時期と予算確保との調整、学内各組織間における点検基準のばらつき、デジタル教育環境の利用実績の定量的把握など、今後の課題も明確化している。これらの課題については、内部質保証委員会において情報共有を図り、教育研究環境の一層の最適化に向けた改善を引き続き進めていく方針である。

●点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学では、点検・評価の結果をもとに教育研究等環境の改善・向上を図るため、具体的な課題を抽出し、翌年度以降の部署事業計画や事業計画の見直しに反映している。部署実施計画における進捗報告および内部質保証委員会での検証を通じて、改善が必要な項目については優先度を明確にしたうえで対応を進めている。

実際の改善事例として、無線 LAN システムの老朽化に関する点検結果を踏まえ、2024 年度には新宿および八王子両キャンパスにおいて Wi-Fi 6E 対応機器への更新を実施し、通信速度と安定性の大幅な向上を実現した。また、施設面では新宿キャンパスの大規模改修計画に基づき、機能維持が困難な設備の優先的更新を進め、教育研究活動の安全性と快適性を確保している。さらに、情報環境面では、点検・評価を通じて把握した利用者の要望を踏まえ、Microsoft 365 や仮想デスクトップ環境などの運用改善を行い、学生・教職員双方の利便性向上につなげている。

これらの取組は、教育研究等環境の整備方針に基づく PDCA サイクルの一環として機能しており、点検・評価の結果を改善に反映させる仕組みが定着しつつある。一方で、改善効果の定量的な検証や学内での情報共有方法の標準化など、今後の課題も明確となっている。

本学は、これらの課題を踏まえ、教育研究等環境の質的向上を継続的に推進することにより、学生・教員がともに充実した教育研究活動を行える環境づくりをさらに進めていく方針である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

●分析を踏まえた長所

本学では、「教育研究等環境の整備に関する方針」に基づき、中期計画「コンパス 2029」および年度事業計画と連動させながら、施設・設備、ICT 環境、学術情報基盤、研究支援体制等を体系的かつ計画的に整備している点が評価できる。

特に、キャンパスネットワークの高速化や Wi-Fi6E 対応機器の導入、新宿キャンパスの大規模改修、図書館機能の高度化など、具体的な整備実績が示されており、学生の学修環境および教員の研究環境の向上に実質的に寄与している。

また、研究倫理体制の整備、公的研究費管理体制の強化、TA 制度や研究支援体制の整備など、研究活動を支える制度面の基盤も概ね整備されている。さらに、部署実施計画および自己点検・評価を通じて改善事例が具体化しており、教育研究等環境に関する PDCA サイクルが一定程度機能している点も長所として挙げられる。

●分析を踏まえた問題点

教育研究等環境は概ね整備されているものの、いくつかの課題等も認識される。

第一に、老朽化設備の更新と財政的制約との調整、設備更新の優先順位付けについては、より中長期的かつ戦略的な管理体制の高度化が求められる。

第二に、研究時間の確保や若手研究者支援の体系化については、一定の制度は存在するものの、他大学の先進的事例と比較すると十分とは言い難く、研究活動の持続的活性化に向けた制度設計の強化が課題である。

第三に、ICT 活用や施設整備の効果について、利用実績や教育研究成果との関連を定量的に把握・検証する仕組みはなお発展途上にあり、改善効果の可視化の充実が望まれる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

●改善・発展方策

本学では、教育研究等環境の整備に関する方針および中期計画「コンパス 2029」に基づき、施設・設備、ICT 環境、学術情報基盤、研究支援体制の整備を計画的に推進している。今後は、これらの取組を一層実効性の高いものとするため、以下の点を中心に改善・発展を図る。

第一に、施設・設備の更新については、老朽化の進行状況および教育研究への影響度を踏まえた中長期的・戦略的な更新計画をより明確化し、財政計画との整合を図りながら持続的な環境整備を進める。

第二に、研究活動のさらなる活性化に向けて、研究時間の確保や若手研究者支援の在り方について検討を深め、研究環境の質的向上を図る。特に、研究支援制度や人的支援体制の充実を通じて、教員が安定的に研究活動を展開できる環境を整備する。

第三に、ICT 環境や施設整備の効果について、利用実績や教育研究成果との関連を把握する指標の整備を進め、整備効果の可視化と検証を強化する。これにより、教育研究等環境整備に関する PDCA サイクルの高度化を図る。

●全体のまとめ

本章では、本学における教育研究等環境の整備状況について検証を行った。その結果、教育研究等環境の整備に関する方針および中期計画に基づき、施設・設備、ICT 基盤、学術情報サービス、研究支援体制、安全衛生環境等が体系的に整備されており、学生の学修および教員の教育研究活動を支える基盤が概ね確立されていることを確認した。

また、自己点検・評価および部署実施計画を通じて、無線 LAN 更新や大規模改修などの具体的改善が実施されており、点検結果を環境整備に反映する仕組みも一定程度機能している。

一方で、設備更新の戦略的管理、研究時間確保や若手研究者支援の強化、整備効果の定量的検証など、今後の発展に向けた課題も認識された。

以上のことから、本学の教育研究等環境は、理念および中期計画に沿って概ね適切に整備・運用されていると評価できるが、今後は内部質保証の枠組みと連動させながら、環境整

備の質的向上と実効性のさらなる強化を図ることが重要であると総括できる。

4. 学長からの改善指示

- ・オンラインキャンパス及びリカレント教育について、実施を前提とした体制整備（担当部署の明確化を含む）を進めこと。

- ・教育と研究が両輪であることを踏まえ、本学における研究の役割および位置付けを改めて整理し、研究にも十分に注力できる環境整備および各種研究支援の充実を図ること。

- ・

- ・

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
社会連携・社会貢献方針	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/social_collabo.html
備考：	

第9章 社会連携・社会貢献(本文)

[評定 : S・A・B・C]

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

●大学の理念等を踏まえて社会連携・社会貢献に関する方針を定めているか。(独自の視点)

社会連携・社会貢献の方針は、2019年11月に制定された後、方針の点検・見直しは行われていなかった。これは、本方針に関わる部署が多岐にわたり、また事務組織の変更により主管部署が明確でなかったことが要因である。なお、点検・評価については、関連部署がそれぞれ関係する取組を個別に実施してきた。

しかし、改定前の方針は、歴史や理念の説明および取組(地球社会・科学技術・人材育成・ものづくり等)の列挙が中心であり、大学として「何を・どのように・なぜ進めるか」という方針としての軸が不明確であった。このため、2025年度第1回内部質保証委員会において、方針の見直しを大学執行部の責任で行うことを確認した(資料9-1:第1回内部質保証委員会議事録)。

改定にあたっては、「方針文書としての形式の統一」「基準9との整合性」「本学の特徴(技術・地域・国際・高大連携)」を満たすことを基本とし、「理念～方針～評価」の構成を明確にしたうえで、点検・評価に関わる部署を特定した。方針は、大学執行部および関係部署(経営企画部、研究推進部、学長室国際課、入学広報部)で協議のうえ見直しを行い、教授総会の審議を経て、2026年4月に方針を改正する。

改正された方針では、建学の精神「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」に基づき、教育・研究活動を通じて培われた知識・技術を社会に還元し、社会の発展と課題解決に寄与することを目的として、6項目(①社会連携・②産学官連携・③地域貢献・④国際化・⑤高大接続・⑥点検評価)から構成している。各項目には責任部署を明確にし、定期的に点検・評価・改善を行う体制を整備している。なお、改正後の方針は以下のとおりである。

社会連携・社会貢献に関する方針(改正後)

工学院大学は、「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」という建学の精神に基づき、教育・研究活動を通じて培われた知識・技術等を広く社会に還元し、社会の発展と課題解決に寄与することを目的として、社会連携・社会貢献に関する方針を次のとおり定める。

1. 社会との連携と知的資源の活用

学外の教育研究機関、企業、自治体、地域社会等との連携を推進し、社会の多様なニーズ

を的確に把握する。教育研究組織を活用して社会的要請に応えるとともに、教育研究成果を社会に有効に還元する体制の充実に努める。

2. 知識・技術の社会還元と産学官連携の強化

研究開発、技術移転、共同研究等を通じて、学術的知見や技術を社会および産業界に提供し、科学技術の進展と社会の発展に貢献する。また、科学技術の普及・啓発活動を推進し、社会全体の技術的・知的基盤の向上を図る。

3. 地域社会および地球社会への貢献

新宿区、八王子市などの自治体、地域団体、企業等との協働を通じて、地域課題の解決、人材育成および地域活性化を図る。さらに、地球規模の課題に対して工学的アプローチで取り組み、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する。

4. 国際的視野に立った社会貢献の推進

グローバル化の進展を踏まえ、海外の大学、研究機関、国際機関、産業界等との連携を強化する。学生・教職員の国際的交流、共同研究、研究成果の国際的発信および知識・技術の国際的提供を通じて、国際社会の発展に寄与する。

5. 理工系分野に関心を持つ次世代人材の発掘・育成（高大接続の推進）

高等学校等との教育連携を通じて、理工系分野に関心を持つ次世代人材の発掘・育成を推進し、高大接続を強化し、将来の科学技術を担う人材の育成を図る。

6. 点検・評価と改善

上記方針を実現するために、関係部署が連携して社会連携・社会貢献活動を推進し、これらの取組の適切性および成果について定期的に点検・評価を行う。点検・評価の結果を踏まえ、更なる改善・向上を図り、社会との信頼関係を一層深める。

以上のとおり、本方針は大学の理念・目的および基準9の趣旨に沿った内容であり、教育・研究・社会貢献の三位一体による大学の社会的使命を明確に示すものである。

また、本学では、社会連携・社会貢献に関する方針とは別に、「国際化推進の基本方針」を定めており、本方針のうち「4. 国際的視野に立った社会貢献の推進」の具体化に向けた取組を進めている。一方で、「国際化推進の基本方針」については、現時点では体系的な見直しを行っていないことから、今後、早期に点検・評価を実施する予定である。

●社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。

【1. 社会との連携と知的資源の活用】

本学では、「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、企業、自治体、研究機関、地域社会等との連携を通じて、教育研究活動を通じて培われた知識および技術を社会に還元する取組を行っている。これらの社会連携は、大学が有する知的資源を一方向的に提供するものではなく、社会的ニーズを把握し、それを教育研究活動へ還流させる循環型の連携プロセスとして位置付けている。

具体的には、企業等との共同研究や受託研究、技術相談・技術指導を通じて、社会や産業界が抱える技術的課題に対応している。これらの取組については、公式な相談・申込み窓口を設けることで、学外からの相談や要請を組織的に受け入れる体制を整備している。加えて、産学共同研究センター(CORC)を基盤として、外部資金の受入や産学連携研究の推進体制を構築し、研究成果の社会実装につなげる制度的基盤を確立している(資料 9-2:産学連携のお申込みについて、資料 9-3:産学共同研究センター(CORC))。

また、本学は、大学見本市(イノベーション・ジャパン)や CEATEC、たま未来連携 EXPO 等の産学連携展示会において研究成果や技術シーズを積極的に公開し、企業や自治体との対話を通じて新たな連携機会の創出を図っている。これらの取組は、研究成果を社会に提示する場であると同時に、社会的ニーズを把握し、今後の教育研究活動へ反映させる契機として機能している(資料 9-4:展示会展出について)。

さらに、産学連携教育プログラム(ISDC)では、企業が提示する実践的な課題に学生が取り組み、企業との議論や評価を通じて社会課題への理解を深めるとともに、その成果を教育研究活動へ直接還元する仕組みを構築している(資料 9-5:ISDC プログラムについて)。

以上のことから、本学では、社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関や地域社会等との連携を通じて、大学が生み出す知識および技術を社会に還元するとともに、教育研究活動の高度化につなげる取組を継続的かつ組織的に行っていると判断できる。

【2. 知識・技術の社会還元と産学官連携の強化】

本学では、「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、研究開発、技術移転、共同研究等を通じて、大学が生み出す知識および技術を社会および産業界に提供し、科学技術の進展と社会の発展に貢献する取組を行っている。また、科学技術の普及・啓発活動を推進し、社会全体の技術的・知的基盤の向上を図ることを目的として、学外機関や地域社会等との連携を進めている。

具体的には、産学官連携による研究成果の社会還元を目的として、展示会や技術説明会等への出展を行っている。国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)等が主催する「イノベーション・ジャパン」や「新技術説明会」などにおいて、本学教員の研究成果や技術シーズを紹介し、企業等とのマッチングを通じた共同研究や技術移転の機会創出に取り組んでいる。これらの活動は、研究成果を社会に向けて発信するとともに、産業界との具体的な連携につなげる場として位置づけられている。

また、自治体との連携による社会還元の取組として、平塚市と包括連携協定を締結し、地域課題をテーマとした実証的な取組を行っている。その一例として、海洋環境や資源循環に関わる研究成果を活用した「海の肥料化」に関する実証実験を実施するとともに、地域住民との交流を通じて、研究活動の社会的意義を共有する取組を進めている。こうした活動は、大学の知的資源を地域社会に還元する具体的な取組として位置づけられる。

さらに、本学では、中小企業を中心とした産業界への知識・技術の提供にも取り組んでいる。多

摩信用金庫をはじめとする金融機関や関係団体が主催する講演会等に教員が参加し、中小企業向けに技術動向や研究成果に関する講演を実施している。また八王子商工会議所とは「出前研究室制度」という制度を設けている。これらの取組は、企業等が抱える課題に対し、大学の専門的知見を提供する機会として位置づけられている。

加えて、本学では、研究成果を社会に還元するための基盤として、研究成果の知的財産化にも取り組んでいる。知的財産は、学術論文として公表される研究成果にとどまらず、発明、技術ノウハウ、試作物、データ、設計情報等も含むものとして捉え、教員の研究活動を通じて得られた多様な成果について、特許等の知的財産として整理・管理し、共同研究、技術移転、事業化等につなげることを視野に入れた対応を行っている。これにより、研究成果を一過性の発表にとどめるのではなく、継続的な社会還元につなげるための基盤整備として位置づけている。

また、新たな知や技術の社会還元の方策の一つとして、スタートアップ(SU)・起業を通じた社会実装にも取り組んでいる。研究成果の事業化にあたっては、知的財産としての整理・活用を前提としつつ、外部資金を活用しながら、起業支援に関わる体制や環境の整備を進めており、大学の研究成果を社会に還元する多様な経路の一つとして位置づけている。

このほかにも、本学では、産学官連携活動や社会連携事業を通じて、教員の専門的知見や研究成果を社会に還元する取組を継続的に実施している。これらの取組は、大学が有する知識・技術を社会と共有し、産業界や地域社会との連携を強化するための基盤となっている

【3. 地域社会および地球社会への貢献】

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域社会との連携を重視するとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資する取組を通じて、地域社会および地球社会への貢献に取り組んでいる。大学が有する知識・技術を地域や社会の課題解決に還元すると同時に、その成果を教育研究活動へと還流させることを基本的な考え方としている。

具体的には、新宿・八王子の両キャンパスが所在する新宿区および八王子市をはじめとする自治体と連携し、防災、環境、まちづくり等の分野において、教育研究活動や地域向けの取組を展開している。新宿区との連携においては、新宿駅周辺防災対策協議会等が主催する帰宅困難者一時滞在施設運営訓練に参画し、地域の防災力向上に資する取組を継続して実施している。2025 年度には本学を会場として当該訓練が実施され、教員および学生が運営や検証に関与することで、防災・減災に関する専門的知見を地域の実践的課題に活かす機会となった。これらの取組は、自治体や関係機関との協働を通じて、大学の知識・技術を実社会に還元する具体的な事例として位置づけられる(資料 9-6:新宿駅周辺防災対策協議会帰宅困難者一時滞在施設運営訓練の実施について)。

また、本学では、環境・エネルギー・資源循環分野等における教育研究活動を通じて蓄積された知識・技術を、地球規模の社会課題に応用する取組を進めている。その一環として、2025年4月に全キャンパスの使用電力を実質 100%再生可能エネルギーへ切り替え、年間約 5,500 トンの CO₂排出削減が見込まれるなど、大学運営そのものを通じた環境負荷低減にも取り組んでいる。こうした実践は、脱炭素社会の実現に向けた社会的要請に応えるものであり、工学分野を中心とする本学の教育研究活動とも密接に関連している(資料 9-7:工学院大学全キャンパスの使用電力を実質再生可能エネルギー化)。

以上のことから、本学では、地域社会および地球社会の双方を視野に入れ、社会連携・社会貢

献に関する方針のもと、学外機関や地域社会等との連携を通じて、大学が生み出す知識および技術を社会に還元する取組を組織的かつ継続的に行っていると判断できる。

【4. 国際的視野に立った社会貢献の推進】

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針および国際化推進の基本方針に基づき、国際的な視野に立った教育研究活動を展開し、大学が生み出す知識・技術を国際社会へ還元する取組を推進している。海外の大学・研究機関等との連携を通じて、教育研究の成果を国境越え、共有するとともに、国際社会が直面する課題への貢献を目指している。

具体的には、国際学術交流の中核的な取組として、International Symposium on Advanced Technology (ISAT) を継続的に開催している。ISAT は、本学および海外協定校の教員・学生が研究成果を発表・共有する国際的な学術交流の場として機能しており、2025 年度には本学を会場として ISAT2025 を開催した。同シンポジウムには、台湾、ベトナム、フィリピンをはじめとする海外大学からの参加者を含む 435 名が参集し、本学の研究成果や技術シーズが国際的な学術コミュニティに向けて発信された。これにより、専門分野における知的資源が国際社会で活用される機会が創出されている(資料 9-8: ISAT-24_closing celemony.pdf)。

また、ISAT を契機として参加大学間でコンソーシアム協定が締結され、国際的な学術交流および教育研究連携を継続的に推進する枠組みが形成されている。これにより、単発的な交流にとどまらず、本学の教育研究成果が国際的なネットワークの中で継続的に共有・発展される基盤が整備されている(資料 9-9: ISAT コンソーシアム協定書)。

教育面においては、本学独自の取組として、海外協定校での学習と本学カリキュラムを組み合わせた「ハイブリッド留学」を実施している。本取組は、学生が本学に在籍したまま海外協定校に留学し、本学の教育課程に沿った学修を継続しながら、英語を中心とした国際的な学習や異文化体験に取り組むことができる制度である。参加学生の満足度は高く、TOEIC 等による英語力の向上や国際的なコミュニケーション能力の涵養に寄与しており、国際社会で活躍できる人材育成の一環として位置付けられている(資料 9-10: ハイブリッド留学について)。

さらに、大学院段階においては、ディプロマット留学や協定校との教育研究交流を通じて、学生が海外大学の研究環境に接続する機会を確保している。これにより、研究活動や専門教育における知見の国際的共有が進められており、本学の教育研究成果を国際社会へ還元する仕組みとして機能している(資料 9-11: ディプロマット留学について)。

加えて、2025 年度のハイブリッド留学(米国)においては、職員 5 名が現地に渡航し、約 10 日間の SD 研修を実施した。現地では、学生支援体制、危機管理対応、プログラム運営状況等を点検・確認し、その成果を帰国後の運営改善に反映している。これは、国際教育プログラムの質保証を通じて、教育の質を高め、結果として社会に還元される教育成果の向上を図る取組として位置付けられる(資料 9-12: 2025 年度ハイブリッド留学 SD 研修報告)。

以上のことから、本学では、社会連携・社会貢献に関する方針のもと、国際的な学術交流および教育研究連携を通じて、大学が生み出す知識および技術を国際社会へ還元する取組を組織的かつ継続的に行っていると判断できる。

【5. 理工系分野に関心を持つ次世代人材の発掘・育成】

本学は、設立以来、「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」という建学の精神

のもと、一貫して理工学分野を中心とする教育と研究を展開しております。また、当初より高等学校との連携を重視して、2018年4月、学長の下に高大連携室を設置、活動を開始し、2020年度より入学広報部で高大連携事業をとおして理工系分野に関心を持つ次世代人材の発掘・育成を行っている。

●社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

【1. 社会との連携と知的資源の活用】

本学における社会連携・社会貢献の取組は、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、学外機関や地域社会との連携を通じて、大学が有する知的資源を社会に還元することを目的として実施されている。これらの取組は、地域や社会が直面する課題への対応に資するとともに、大学の存在価値を社会の中で具体的に示す点で意義がある。

具体的には、企業等との技術相談、共同研究、受託研究を通じて、産業界が抱える技術的課題の解決に直接寄与しているほか、研究成果や技術シーズを展示会等で公開することにより、社会実装や新たな連携の契機を創出している。また、産学連携教育プログラム(ISDC)においては、企業が提示する実社会の課題に学生が取り組む教育を実施しており、社会課題に対応できる実践的な人材育成を通じて、教育研究成果の社会還元を図っている。

さらに、本学では大学運営そのものを通じた社会貢献にも取り組んでおり、その一例として、2025年度より全キャンパスの使用電力を実質再生可能エネルギーへ切り替える取組を実施している。この取組は、脱炭素社会の実現という地球規模の社会課題に対する大学としての具体的な実践であり、環境負荷低減への直接的な貢献であるとともに、本学の工学的知見や環境分野の教育研究とも連動した取組として位置付けられる。

これらの社会連携・社会貢献の取組を通じて、本学は、知識や技術の提供にとどまらず、社会課題解決の担い手としての役割を果たしており、その活動は地域や社会からの信頼の醸成につながっている。以上のことから、本学における社会との連携および知的資源の活用に関する取組は、地域・社会の課題解決に貢献するとともに、大学の存在価値を高めるものとして評価できる。

【2. 知識・技術の社会還元と産学官連携の強化】

本学では、展示会への出展、自治体や企業との連携、技術移転や知的財産の活用等を通じて、大学が生み出す知識や技術を社会に還元する取組を行っており、これらは地域や社会の課題解決に資する可能性を有するものとして位置づけられている。

例えば、神奈川県平塚市との包括連携協定に基づく取組みでは、海洋環境や資源循環といった地域課題をテーマに実証実験を行うなど、大学の研究成果を地域社会の具体的な課題と結び付ける取組が進められている。また、地域住民との交流を通じて、研究内容や技術の社会的意義を共有する機会が創出されており、大学が地域の知的拠点として機能する一端を担っていると考えられる。

さらに、イノベーション・ジャパンや新技術説明会等への出展を通じて、企業や関係機関と研究シーズを共有する取組は、社会や産業界が抱える課題に対し、大学の知識や技術を提示する機会となっている。こうした活動は、直接的な課題解決に至らない場合であっても、大学の研究力や

専門性を社会に示す場として機能しており、大学の存在価値を可視化する取組の一つとして捉えられている。

また、研究成果を論文発表にとどめず、発明、技術ノウハウ、試作物等を知的財産として整理・管理し、技術移転や事業化につなげる取組は、研究成果を継続的に社会へ還元するための基盤となっている。これにより、大学の研究活動が社会との接点を持ち続ける仕組みが形成されており、社会課題の解決に寄与する可能性を高めるとともに、大学の存在価値を支える要素の一つとなっている。

以上のように、本学における知識・技術の社会還元および産学官連携の取組は、地域や社会の課題と大学の研究活動を結び付ける役割を果たしており、大学が社会において果たす意義や役割を示すことにつながっていると考えられる。

【3. 地域社会および地球社会への貢献】

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域社会との連携および地球規模の課題を意識した取組を通じて、地域や社会が直面する課題への対応に資する活動を推進している。これらの取組は、大学が有する知的資源や専門性を活かし、社会的要請に応える点に意義がある。

具体的には、新宿・八王子の両キャンパスが所在する地域との連携事業を通じて、教育・研究活動で培われた知識や技術を地域社会に還元している。とりわけ新宿区との連携においては、新宿駅周辺防災対策協議会等と協働し、帰宅困難者一時滞在施設運営訓練への参画など、都市部における防災・減災という喫緊の地域課題に対応する取組を実施している。これらの活動には教員の専門的知見が活かされるとともに、学生も運営や検証に関与しており、地域の防災力向上に寄与する実践的な取組として位置づけられる。

また、本学では、持続可能な開発目標(SDGs)の達成を視野に入れ、環境・エネルギー分野に関する教育研究活動を背景として、大学運営を通じた環境負荷低減の取組を進めている。全キャンパスにおける実質再生可能エネルギー化などの取組は、脱炭素社会の実現という地球規模の課題に対する大学としての具体的な実践であり、研究成果や技術的知見が社会と接続していることを示すものである。

これらの取組は、自治体との制度的な連携、教員の研究成果の地域・社会への実装、ならびに大学運営を通じた社会課題への対応が相互に連動する形で展開されており、本学が地域社会および地球社会における技術的知の拠点として機能していることを具体化している。

以上のことから、本学における地域社会および地球社会への貢献に関する取組は、地域防災や環境課題をはじめとする社会的課題の解決に貢献するとともに、大学が果たす社会的役割と存在価値を明確に示すものとなっており、大学の存在価値を高める取組として評価できる。

【4. 国際的視野に立った社会貢献の推進】

本学における国際的な教育・研究交流を通じた取組は、国際社会が直面する多様な課題に対して、工学分野の知的資源をもって関与する姿勢を示すものであり、社会課題の解決に資する知的基盤の形成に寄与している。

具体的には、海外の大学や研究機関等との連携を通じて教育研究活動を国際的に展開しており、本学教員が参画する国際プロジェクト「地域のバイオマスを利用した省エネ型エビ養殖システ

ム高度化実証研究(ベトナム)」では、現地をフィールドとした実証研究を通じて、環境負荷低減や資源の有効活用といった地球規模の課題に対応している。これらの取組は、本学が有する工学的知見や技術を国際社会に還元する具体的な事例として位置づけられる(資料 9-13:ベトナムでバイオマスを利用したエビ養殖システム実証実験を開始)。

また、ISAT(International Symposium on Advanced Technology)をはじめとする国際学術交流の継続的な実施により、本学の研究成果は多国間の研究者・教育機関と共有され、国際的な学術ネットワークの中で活用されている。加えて、ISAT を契機としたコンソーシアム協定の締結により、単発的な交流にとどまらない制度的な連携基盤が形成されており、本学の知的資源が国際的な知の循環の中で継続的に活用される環境が整備されている。

さらに、大学院段階における研究志向型の国際学修機会の提供や、国際教育プログラムの質保証を目的とした職員 SD 研修の実施を通じて、教育研究活動およびその運営の両面から国際的な水準の向上が図られている。これにより、学生および教職員が国際的な環境の中で協働し、社会課題を多角的に捉える機会が創出され、工学的視点に基づき国際社会の課題に向き合う人材の育成につながっている。

これらの取組は、研究成果の国際的発信や学術交流にとどまらず、本学が有する知的資源を国際社会の知的交流基盤の中で活用し、国際的な学術環境の発展および次世代人材育成に資する活動として機能している。

以上のことから、本学の国際的視野に立った社会連携・社会貢献の取組は、国際社会における課題解決に間接的に貢献するとともに、工学分野における知的成果を国際社会へ還元する高等教育機関としての役割を具体化するものであり、大学の存在価値を国際的文脈において高める取組であると判断できる。

【5. 理工系分野に関心を持つ次世代人材の発掘・育成】

理工系分野に関心を持つ次世代人材の発掘・育成の一環として、東京都立戸山高等学校、豊島岡女子学園中学校・高等校、東京都立多摩科学技術高等学校、東京都立立川高等学校、東京学芸大学附属高等学校、東京都立科学技術高等学校などと教育連携に関する機関間協定を締結するなど、スーパーサイエンススクール(SSH)の探究活動支援を通じて、理工系分野に関心を持つ次世代人材の発掘・育成を推進している。

一例として、「東京都内 SSH 指定校合同発表会」を本学が後援して開催し、SSH 指定校を中心に探究活動の成果に関する口頭発表やポスター発表を行っている(根拠資料 9-14:高大連携について)。

また、高等学校との連携を重視して、高等学校教育への多様な支援を積極的に推進している。協定校を中心に本学が保有する理工学に関わる教育資源を活用して、学校教育現場での声を反映しつつ教育支援や交流活動を実践している。一例として、高校生を招き、DX 実践ラボ(令和 5 年度文部科学省「大学・高専機能強化支援事業」に選定)を使用したワークショップを開催した。本ワークショップは、本学教員が講師となり、ICT を活用した探究的な学びにより、高校生が新しい知識・技能・視点を持つことを目指し実施した(根拠資料 9-15:DX 実践ラボにて東京学芸大学附属高等学校とデータ分析ワークショップを実施)。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

●社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

【1. 社会との連携と知的資源の活用】

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針に基づく取組について、産学連携事業、自治体等との連携事業、教育研究活動を通じた社会連携の状況を、各事業・活動の実施状況を通じて把握している。

具体的には、企業等との共同研究・受託研究、技術相談、展示会への出展、産学連携教育プログラム(ISDC)などの取組について、関係部署において実績や進捗状況が整理され、学内ニュースや報告等を通じて共有されている。これにより、各取組の実施状況や成果が確認されるとともに、社会的要請への対応状況や取組の意義について把握が行われている。

また、社会連携・社会貢献に関する取組は教育研究活動の一環として位置づけられており、関係部署間での情報共有を通じて、成果が上がっている取組や今後の検討を要する点について認識を共有するよう努めている。

一方で、社会連携活動全体を横断的に捉える統一的な評価指標の設定や、社会的影響を定量的に把握・可視化する仕組みについては、なお整備の途上にある。また、海外共同研究や教員個別の社会連携活動について、全学的な視点で網羅的に把握・整理する体制についても、今後の検討課題として認識している。

以上のことから、本学では、社会との連携および知的資源の活用に関する取組について、各活動の実施状況を通じて現状や成果、課題の把握を行っている一方、評価手法や把握体制の高度化に向けた課題を認識しており、引き続き改善に取り組む必要があると判断できる。

【2. 知識・技術の社会還元と産学官連携の強化】

本学では、社会連携・社会貢献に関する取組について、関係部署を通じて実施状況の把握や点検を行っている。展示会への出展、自治体や企業との連携、共同研究、技術移転、知的財産の活用等については、各取組の内容や実施状況を整理することで、知識・技術の社会還元に関する活動の全体像を把握することに努めている。

例えば、イノベーション・ジャパンや新技術説明会等への出展、自治体との包括連携協定に基づく取組、企業等との共同研究については、実施件数やテーマ、連携先等を把握することで、大学が社会や産業界とどのような分野で接点を持っているかを確認している。これにより、社会連携活動の実施状況を継続的に把握する基礎的な枠組みが形成されている。

また、研究成果の知的財産化については、論文発表に限らず、発明、技術ノウハウ、試作物等を対象として整理・管理が行われており、特許出願や技術移転の状況を通じて、社会還元に向け

た取組の一端を把握している。これらの情報は、研究成果の社会展開の状況を確認するための基礎資料として活用されている。

一方で、各取組が地域や社会の課題解決にどの程度寄与しているか、また、大学の存在価値向上にどのようにつながっているかについては、定量的・定性的な評価を横断的に行う仕組みが十分に確立されているとは言い難い状況にある。現状では、個別の取組単位での把握が中心となっており、成果や課題を総合的に整理・分析する観点の必要性が認識されている。

【3. 地域社会および地球社会への貢献】

本学では、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域社会および地球社会への貢献を目的とした取組について、各活動の実施状況を通じて現状把握に努めている。自治体との連携事業や教員による地域貢献活動、環境・エネルギー分野における取組などについては、関係部署において個別に活動状況が把握されており、一定の成果が認識されている。

特に、新宿区との連携による防災・減災に関する取組については、帰宅困難者対策訓練等への継続的な参画を通じて、地域課題への対応状況や大学としての関与のあり方が確認されている。また、環境負荷低減に向けた再生可能エネルギーの導入等、具体的な実績を伴う取組については、地球社会に関わる課題への対応として一定の成果を上げている取組として位置づけられている。

一方で、これらの地域社会および地球社会への貢献に関する取組については、個別事例ごとの把握にとどまっており、活動全体を横断的に整理し、社会的影響や成果を体系的に評価・可視化する仕組みについては、今後さらに検討の余地があると認識している。今後は、地域貢献活動の蓄積や広がりや踏まえつつ、成果や課題をより明確に把握できる点検・評価の在り方について、検討を進めていく必要がある。

【4. 国際的視野に立った社会貢献の推進】

本学では、国際的視野に立った社会連携・社会貢献の取組について、海外大学等との教育研究交流や国際的な教育プログラムの実施状況を通じて、その内容や進捗状況の把握に努めている。国際学術交流事業、協定校との連携事業、国際教育プログラム等については、関係部署や国際交流委員会等の会議体を通じて、活動状況の共有と確認が行われている。

特に、国際学術会議 ISAT については、開催の都度、参加者数、参加国・機関の構成、発表件数等が整理されており、国際学術交流の規模や継続性について把握がなされている。また、ディプロマット留学やハイブリッド留学といった国際教育プログラムについても、参加状況や運営上の課題が報告され、事業の実施状況や教育的意義について確認が行われている。

さらに、2025 年度のハイブリッド留学においては、職員による現地 SD 研修を実施し、学生支援体制や危機管理対応、現地運営状況等の確認を行っている。これにより、国際教育プログラムの運営実態に関する把握が進み、今後の運営改善につなげるための基礎的な検証が行われている。

一方で、海外共同研究や教員個別の国際連携活動については、全学的に横断して整理・把握する共通指標やデータ収集体制が十分に整備されているとは言えず、国際的視野に立った社会貢献活動全体の成果や社会的意義を統一的に評価・可視化する仕組みについては、今

後の課題として認識している。

【5. 理工系分野に関心を持つ次世代人材の発掘・育成】

先に挙げた協定校との高大連携活動のほか、本学は東京都理化教育研究会と協定を締結し、研究会の活動を支援している。東京都理化教育研究会は都内にある高校の物理・化学・地学の教員による研究会である。活動支援をとおして、聞かれる高校教員の多様な現場の声や本学の高大連携活動への評価を入学広報部の事業計画に反映している。入学広報部は、事業計画の中間報告会で、事業の進捗具合を報告している。

●点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

【1. 社会との連携と知的資源の活用】

本学では、社会との連携および知的資源の活用に関する取組について、これまでの実施状況や点検・評価を通じて得られた知見を踏まえ、取組内容の改善および発展に向けた検討を行っている。産学連携事業や自治体等との連携事業については、各取組の成果や課題を整理し、社会的要請や産業界の動向との関係を踏まえながら、より効果的な知的資源の活用のあり方について検討を進めている。

その結果として、ISDC の継続実施や展示会出展機会の拡充、産学共同研究センター(CORC)の機能を活用した外部連携の推進など、過年度の実績を踏まえた取組の発展が図られている。また、全キャンパスの実質再生可能エネルギー化は、社会的要請を踏まえた大学運営上の改善として位置づけられており、社会課題への対応と大学の知的資源の活用を結び付けた具体的な成果の一つである。

さらに、点検・評価を通じて把握された社会的課題や産業界のニーズを踏まえ、建設分野における BIM と AI を組み合わせた教育・研究・社会連携の取組を、2026 年度より新たに実施することとしている。本取組は、本学が有する工学分野の専門性を活かし、社会との連携を一層深化させるとともに、知的資源の社会的活用を高度化するものとして位置づけられている。

一方で、社会連携・社会貢献活動全体の成果をよりの確に把握し、次の改善につなげるためには、社会連携成果を測る指標の整備や、情報の集約・整理体制の構築、社会的影響を評価する仕組みの充実が課題である。今後は、これらの課題について内部質保証の枠組みと連動させながら検討を進め、社会との連携および知的資源の活用に関する取組の質的向上につなげていく。

以上のことから、本学では、点検・評価の結果を踏まえ、社会連携・社会貢献に関わる取組の改善・向上に継続的に取り組み、より効果的な活動へと発展させていると判断できる。

【2. 知識・技術の社会還元と産学官連携の強化】

本学では、社会連携・社会貢献に関する取組について、実施状況の把握や点検を通じて得られた情報を活用し、取組内容の改善や運営方法の見直しを行っている。展示会への出展、自治体や企業との連携、共同研究、技術移転、知的財産の活用等については、各取組の実施後に内容を振り返り、次の取組につなげるための検討が行われている。

例えば、研究成果の知的財産化においては、単に特許出願を行うことを目的とするのではなく、研究成果の特性や将来的な社会実装の可能性を踏まえた戦略的な権利化を意識した取組が行

われている。出願対象とする技術の選定や、権利化の範囲・方法については、過去の出願事例や技術移転の状況等を踏まえながら整理が行われており、研究成果をより効果的に社会還元につなげるための改善が図られている。

また、展示会や技術説明会への出展についても、点検・評価の結果を踏まえた改善が行われている。具体的には、出展後の振り返りを通じて、研究成果の見せ方や説明方法の工夫、説明体制の見直しなどが行われている。これにより、研究シーズをより分かりやすく社会に伝えるための改善が図られている。あわせて、出展先の特性や来場者層を踏まえ、どのような技術や研究成果を出展することが適切かといった観点からの検討も行われており、産業界や社会との接点をより効果的に創出するための取組が進められている。

さらに、自治体や企業との連携事業についても、実施後の振り返りを通じて、連携テーマの設定や役割分担の在り方等について検討が行われており、次の連携につなげるための改善が図られている。一方で、これらの改善は個別の取組単位で行われることが多く、社会連携・社会貢献全体としての成果や課題を横断的に地域社会および地球社会への貢献を目的とした社会連携・社会貢献の取組について、これまでの実施状況や点検・評価を通じて得られた内容を踏まえ、取組の改善や今後の展開に向けた検討を行っている。

【3. 地域社会および地球社会への貢献】

本学では、地域社会および地球社会への貢献を目的とした社会連携・社会貢献の取組について、これまでの実施状況や点検・評価を通じて得られた知見を踏まえ、取組の改善および発展に向けた検討を行っている。地域社会との連携事業や、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に資する取組については、各活動の実施状況を振り返り、社会的要請や地域・国際的な課題との関係を整理したうえで、より効果的な取組のあり方について検討している。

その結果として、自治体との連携事業の継続的な実施、環境・エネルギー分野に関わる研究の推進、全キャンパスにおける実質再生可能エネルギー化の実施など、社会的要請を踏まえた取組の発展が図られている。これらは、地域課題や地球規模課題への対応を意識した活動として、大学の知的資源や運営実践を社会に還元する具体的な成果の一つと位置づけられる。

また、地域との協働や学内実践を伴う取組については、継続性や実効性の観点から内容や方法の見直しを行い、次期の活動計画や新たな取組の検討につなげている。こうした検討結果は関係部署間で共有され、今後の活動の企画や実施に反映することで、地域社会および地球社会への貢献に関する取組が継続的かつ発展的に展開されるよう努めている。

一方で、地域社会および地球社会への貢献に関する取組全体について、その成果や社会的影響をよりの確に把握し、次の改善につなげていくためには、地域貢献活動に関する成果指標の整備、教員個別の地域・社会貢献活動の情報集約、社会的影響を評価する仕組みの構築といった点が課題として認識されている。今後は、これらの課題について内部質保証の枠組みと連動させながら検討を進め、地域社会および地球社会への貢献に関する取組の質的向上につなげていく。

以上のことから、本学では、点検・評価の結果を活用し、地域社会および地球社会への貢献に関する取組の改善・向上に継続的に取り組み、より効果的な活動へと発展させていると判断できる。

【4. 国際的視野に立った社会貢献の推進】

本学では、国際的視野に立った社会連携・社会貢献の取組について、国際交流や国際的な教育・研究プログラムの実施状況を踏まえ、その内容や成果に関する点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組を進めている。海外大学等との教育・研究交流、本学独自の留学プログラムである「ハイブリッド留学」、国際的な教育・研究プログラムについては、学生の学修状況や運営面での課題等を整理し、次年度以降の取組の改善につなげている。

具体的な改善事例として、国際学術会議 ISAT については、長年の継続実施を通じて国際学術交流の意義や課題が蓄積・共有された結果、単年度の交流にとどまらない連携体制の必要性が認識され、2025 年度には参加大学間でコンソーシアム協定が締結された。これは、過年度の実施状況の点検・評価を踏まえ、国際連携の枠組みを制度的に強化した取組である。

また、ハイブリッド留学においては、2025 年度に職員による現地 SD 研修を実施し、学生支援体制や危機管理対応、現地運営状況等を確認した。その結果は、留学プログラムの運営改善や安全管理体制の強化に反映されており、国際教育の質保証を高める取組として位置づけられる。これは、点検・評価の結果を具体的な運営改善につなげた事例である。

さらに、国際連携活動全体についても、協定校の位置付けや連携内容を整理し、重点的に連携を進める大学の明確化など、国際連携の在り方の見直しを進めている。これにより、国際的な教育・研究交流がより実効性の高いものとなるよう改善が図られている。

一方で、国際的視野に立った社会貢献活動の成果を定量的に評価する指標の整備や、研究成果の国際的な波及効果を可視化する評価手法については、今後の課題として認識している。今後は、これらの課題について内部質保証の枠組みと連動させながら検討を進め、国際的社会貢献活動の改善・高度化につなげていく。

以上のことから、本学では、点検・評価の結果を活用し、国際的視野に立った社会連携・社会貢献の取組の改善・向上に継続的に取り組み、より効果的な活動へと発展させていると判断できる。

【5. 理工系分野に関心を持つ次世代人材の発掘・育成】

学校教育現場の声を反映し、学校への支援を積極的に推進している。協定校を中心に本学が保有する理工学に関わる教育資源を活用し、教育支援や交流活動を実践している。一例として、高校生を招き、DX 実践ラボ（令和 5 年度文部科学省「大学・高専機能強化支援事業」に選定）を使用したワークショップを開催した。本ワークショップは、本学教員が講師となり、ICT を活用した探究的な学びにより、高校生が新しい知識・技能・視点を持つことを目指し実施した（根拠資料 9-15）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

●分析を踏まえた長所

- ・社会連携・社会貢献の方針の見直しにより枠組みの体系化を図っている。

社会連携・産学官連携・地域貢献・国際化・高大接続・点検評価の 6 項目で整理し、責任部署を明確化する方向で整備が進んでいる。

- ・産学連携の受入・推進体制が整っている

点検・評価報告書 様式

技術相談・共同研究・受託研究について、公式窓口を設けるとともに、産学共同研究センター（CORC）を基盤として外部資金受入・連携推進の体制を構築している。

- ・研究成果の社会発信と連携創出が進んでいる

イノベーション・ジャパン、CEATEC、たま未来連携 EXPO 等で研究シーズを公開し、社会的ニーズの把握と新たな連携機会の創出に結び付けている。

- ・地域課題・地球課題への実装的な貢献がある

新宿区等との防災・減災の取組（帰宅困難者一時滞在施設運営訓練等）や、全キャンパスの実質再生可能エネルギー化など、大学運営を含めた具体的実践が確認できる。

- ・国際的な枠組みを通じた知の還元が進んでいる

ISAT の継続開催、コンソーシアム協定の締結、ハイブリッド留学・ディプロマット留学、職員 SD 研修等により、国際的な教育研究交流と質保証が進展している。

- ・高大連携による次世代人材育成が本学の特色として展開されている

SSH 指定校等との協定締結や探究活動支援、合同発表会の後援、DX 実践ラボを活用したワークショップ等を通じ、理工系分野に関心を持つ次世代人材の発掘・育成に取り組んでいる。

●分析を踏まえた問題点

- ・方針の点検・見直しが長期間行われてこなかった

2019 年制定以降、主管部署が明確でなかったこと等により、方針の軸や推進・点検体制の整理が遅れていた。また、国際化の方針についても、同様であり、早期の見直しが必要である。

- ・点検・評価の全学的な運用は整備途上

改正案では責任部署や点検評価の位置付けを明確化しているが、改正後は、定期点検・評価→改善の運用を確実に回し、実効性を担保する必要がある。

- ・横断的な成果把握（評価指標・可視化）が不十分

個別活動の実績把握は進んでいる一方で、社会連携活動全体を横断する統一指標、社会的影響の定量・体系的可視化の仕組みは未整備である。

- ・教員個別活動・海外共同研究等の網羅的把握に課題

国際連携を含む教員個別の活動について、全学的に情報を集約し、成果と課題を統合的に整理・分析する体制の高度化が求められる。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

●改善・発展方策

本学では、社会連携・社会貢献活動を多面的に展開しており、産学官連携、地域貢献、国際交流、高大接続等の各領域において一定の成果をあげている。今後は、これらの活動をより戦略的かつ持続的に発展させる観点から、以下の方策を重点的に進める。

第一に、社会連携・社会貢献に関する方針（改正案）の確実な運用と定期的な点検・評価の実施である。2026 年 4 月施行予定の新方針に基づき、責任部署を明確化したうえで、各領域の活動状況を定期的に確認し、内部質保証の枠組みと連動させながら改善につなげる体制を実効的に機能させる。

点検・評価報告書 様式

第二に、社会連携活動の成果を可視化する評価指標および情報集約体制の整備である。共同研究件数や外部資金額といった量的指標のみならず、地域課題解決への寄与度、教育効果、社会的波及効果等の観点を含めた指標の検討を進め、全学的に活動を横断的に把握できる体制を構築する。これにより、個別活動の成果を大学全体の価値向上へと結び付ける。

第三に、国際化推進の基本方針の体系的見直しである。国際的視野に立った社会貢献を一層推進するため、国際連携の重点分野、協定校の位置付け、教育研究成果の国際的発信の在り方等を整理し、現行の取組との整合性を図る。あわせて、国際的社会貢献活動の成果を把握・評価する枠組みの整備を進める。

第四に、高大連携を含む次世代人材育成機能の強化である。SSH 支援や DX 実践ラボの活用などの取組を継続するとともに、高校現場から得られた知見を教育改善や入学広報戦略に還元し、理工系分野への関心拡大と将来的な人材育成につなげる。

以上の取組を通じて、社会連携・社会貢献活動の成果について可視化を図るとともに、課題を改善につなげることで、活動の質的向上を図っていく

●全体のまとめ

本学は、建学の精神「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」に基づき、教育研究活動を通じて培われた知識・技術を社会に還元する取組を、多面的かつ継続的に展開している。産学官連携による研究成果の社会実装、地域防災や環境負荷低減への実践的貢献、国際的学術交流の推進、高大接続を通じた次世代人材育成など、本学の特色を活かした社会連携活動が確認できる。

一方で、社会連携活動全体を横断的に把握する評価指標の整備や、国際化推進の基本方針の体系的見直しなど、マネジメント面での課題も認識している。今後は、改正予定の社会連携・社会貢献方針のもと、内部質保証の枠組みと連動させながら、点検・評価と改善を着実に実施することで、活動の実効性および社会的影響を一層高めていく。

以上のことから、本学の社会連携・社会貢献活動は、大学の理念に沿って概ね適切に実施されており、今後は、活動の成果が見える形で整理を図り、改善につなげながら、社会連携・社会貢献活動を継続的に発展させていく段階にあると判断できる。

4. 学長からの改善指示

- ・本学における「社会連携」および「社会貢献」の位置付けを明確に整理するとともに、全学的な視点から、実施している各種活動を体系的に整理すること。
- ・社会連携・社会貢献について、責任体制（実施担当部署を含む）を明確化すること。

点検・評価報告書 様式

第 10 章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	中期計画 「コンパス2029」	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6p-att/midterm_plan_compass2029.pdf
学長選出・罷免に関する規程	工学院大学学長選任規程 学校法人工学院大学理事会運営規程	工学院大学学長選任規程 学校法人工学院大学理事会運営規程
役職者の職務権限に関する規程	学校法人工学院大学職務分掌規程 職務権限規程細則	学校法人工学院大学職務分掌規程 職務権限規程細則
教授会規程	工学院大学教授総会規程 工学院大学学則	工学院大学教授総会規程 工学院大学学則
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	理事会および評議員会名簿	理事会および評議員会名簿
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	学長選考委員会名簿	学長選考委員会名簿
職員採用規程	就業規則 事務職員任用規程	就業規則 事務職員任用規程
監査法人又は公認会計士による監査報告書	監査報告書 独立監査人の監査報告書	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/financial/fbb28u0000002ocj-att/2024_16_re2.pdf
事業報告書	事業報告書 2024	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o8n-att/business_report_2024.pdf
備考：		

第 10 章 大学運営・財務 (1) 大学運営(本文)

[評定 : S・A・B・C]

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

●大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。

本学では、2017 年度の創立 130 周年を契機として、将来に向けた長期目標「VISION150」を改定し、これからの時代にふさわしい現代の「工手（21 世紀の工手）」の育成を目指す方向性を明確化した（根拠資料 10(1)-1：長期目標『VISION150』 ウェブサイト）。その具体化の施策として、2012 年度から 2017 年度を対象とする第一期中期計画「コンパス 2017」（根拠資料 10(1)-2：中期計画「コンパス 2017」）、続いて 2018 年度から 2023 年度を対象とする第二期中期計画「コンパス 2023」を策定し（根拠資料 10(1)-3：中期計画「コンパス 2023」）、大学運営の基本方針として推進してきた。さらに 2024 年度には、第三期中期計画にあたる「コンパス 2029」を策定・公表し（2024 年 10 月）、数理・データサイエンス・AI 教育の充実、老朽化が進む新宿キャンパスの大規模修繕、事務効率の DX 化、学修効果の可視化など、高等教育における喫緊の課題への対応方針を学内外に明示した（根拠資料 10(1)-4：中期計画「コンパス 2029」）。

この他大学では、大学として取り組むべき施策や方針を学長が示す「学長方針」を掲げている。学長方針は、大学執行部の一員である副学長や学長補佐に対し、それぞれの担当領域において実行する事柄を示している。

これら「VISION150」「コンパス 2029」、学長方針など大学運営に関する方針は、学長企画会議、学部長・部長会議等において方向性が共有された後、教授総会および各学部・学科・機構・研究科レベルの会議、各課の会議(ミーティング)等を通じて教職員全体に周知されている。

さらに、毎年度初めには教職員を対象とした経営方針説明会を開催し、理事長・学長から直接、当該年度の方針や重点施策について説明がなされる機会を設けている。また、年始の仕事始めに合わせて理事長による年頭挨拶を実施し、大学の理念や将来構想の共有を図っている。これらの説明会等に参加できない教職員に対しては、録画映像等による情報共有の機会を設け、全学的な理解促進を図っている（根拠資料 10(1)-5：【教職員ポータル掲載】2026 年年頭の挨拶(理事長、学長、校長))。

点検・評価報告書 様式

また、「コンパス 2029」や学長方針などの運営方針を踏まえ、毎年度事業計画が策定され、各部門では事業計画に基づく具体的な実行計画として部署実施計画を作成し、部門構成員への周知とともに、その実現に向けた業務を遂行している。

以上のように、本学では、大学の理念・目的および将来を見据えた中・長期計画を、大学運営に関する方針として体系的に策定するとともに、その内容を教職員が共通理解できるよう、段階的かつ多層的に共有する体制を整えている。

●関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。

本学では、学校教育法および私立学校法などの関係法令、ならびに法人・大学の運営方針に基づき、学長・副学長・学部長・教授会等の権限と責任を学則および関連規程により明文化して整理・明確化したうえで、大学運営を適切に行っている。

まず、学長の選任は、ガバナンス強化とリーダーシップ発揮を目的として、理事会が定める学長ミッションに基づき学長選考委員会が候補者を選考し、理事会が任命する方式を採用している（根拠資料 10(1)-6：工学院大学学長選任規程）。学長は学識に優れ、大学の校務を統括する者とされており、その具体的な職務遂行の方向性は、学長選考時に理事会が提示するミッションによって明確に示されている。たとえば 2023 年度での選考にあたっては、教育・研究の推進、教学組織のマネジメント、ダイバーシティ推進、中高大連携、ガバナンス体制の確立などを柱とした「次期学長が達成すべきミッション」が提示されている（根拠資料 10(1)-7：次期学長に求める要件及び次期学長が達成すべきミッション）。

学長には、教学面における人事・予算に関する権限が付与されており、副学長、学長補佐、学部長、研究科長などの大学執行責任者の任命権、専任教員の採用権などを有している。これにより、学長のリーダーシップのもとで大学運営が一体的に推進される体制となっている。また、「工学院大学学長選任規程」第 9 条においては、学長の要件と職務を明確に定め、理事会との協働のもとで法人と大学の連携的な運営を行うことが規定されている（根拠資料 10(1)-6）。

また本学では、学校教育法に基づき副学長を置き、さらに、学長が大学の運営上必要と認めるときは、学長補佐を置くことができるようにしている。副学長および学長補佐は、それぞれの担当分野において校務を担っており、学長とともに大学執行部として位置付けている。一方で、これらの役割および職務については、規程上必ずしも十分に明文化されていないところがあったことから、2025 年度に見直しを行い、既存の規程を再整備した。

教授会については、各学部に設置される「学部教授会」と、全学的事項を扱う「全学教授会」がある。

学部教授会は、各学部の内規に基づき運営されており、学籍、教員人事、教育課程など、学部に関わる重要事項について審議を行っている（根拠資料 10(1)-8：建築学部教授会内規）。

一方、全学教授会は学長が招集し、各部門から付議された議案について意見を聴取する場として位置づけられている。学則第 13 条第 1 項において、教授会は学長の意思決定に先立ち意見を述べることができると規定されており、第 2 項では、学長の求めに応じて教育研究に関する事項を審議できることが定められている（根拠資料 10(1)-9：学則）。

点検・評価報告書 様式

このように、教授会は法令および学則に基づく意見・審議機関として位置づけられ、最終的な決定権は学長に帰属する一方で、学内の合意形成を図るための自由かつ透明性のある議論の場として機能している。以上のように、本学では、関係法令および大学運営方針に基づき、学長や教授会などの役職者・組織の権限と責任を規程上明確化し、選任から意思決定・執行に至るまでの手続きを適正かつ透明に行っている。今後も、学長のリーダーシップのもと、ガバナンス体制の一層の強化と説明責任の徹底を図っていく。

●法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

本学を設置する学校法人工学院大学では、「学校法人工学院大学寄附行為」に基づき、法人及び大学の組織並びに役職者の権限と責任を明確化している。寄附行為第 8 条においては、「学長は、その在職中理事となる」と定められており、経営と教学を連携的に推進する体制が制度上担保されている。また、同条では「学識者及び教育研究又は組織運営に高い見識や豊富な経験を有する者から理事となる」と規定しており、法人運営における専門性と多様性を確保している（根拠資料 10(1)-10_学校法人工学院大学寄附行為）。

法人の最終意思決定機関である理事会は、「学校法人工学院大学理事会運営規程」に基づき運営されており、理事会の権限・職務、開催手続、議決事項、議事録作成等を明確に定めている。理事会は、法人の基本方針や教育研究上の重要事項、財務・人事・リスク管理等を審議・決定する機関として、定期的で開催されている（根拠資料 10(1)-11_学校法人工学院大学理事会運営規程）。

理事・監事・評議員の選任については、「理事選任規程」「監事選任規程」「評議員選任規程」に基づき、関係法令に則った手続が整備されている。これらの役職者の候補者選定にあたっては、「指名委員会規程」に基づき、理事会および評議員会から選出された外部有識者を含む委員によって構成される指名委員会が、候補者の選考・答申を行っており、選任過程の透明性と公正性が制度的に確保されている（根拠資料 10(1)-12：学校法人工学院大学理事選任規程、資料 10(1)-13_学校法人工学院大学監事選任規程、資料 10(1)-14_学校法人工学院大学評議員選任規程、資料 10(1)-15：学校法人工学院大学指名委員会規程）。

また、監事は理事会に出席し、理事の業務執行や法人運営の適正性を監査・報告する権限を有しており、会計監査および業務監査を通じて法人組織内の牽制機能が適切に機能している（根拠資料 10(1)-13）。

さらに、本学園の中長期的なガバナンス方針は「VISION150」においても示されており、「優れたガバナンスと教職協働による、簡素で合理的・効率的な組織・事務運営」を推進目標の一つに掲げている（根拠資料 10(1)-1）。この理念のもと、法人は教育・研究機能の強化とともに、透明性・説明責任を重視した運営を進めている。

以上のように、本学園では、寄附行為及び関連規程により法人組織および役職者の権限と責任を明示し、適正な手続のもとで役職者の選任・運営を行うとともに、監事監査を通じたチェック体制により、法人ガバナンスの透明性・健全性を確保している。

評価項目②**予算編成及び予算執行を適切に行っていること。**

<評価の視点>

・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

●予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

本学の予算編成は、法人において決定される次年度の予算編成方針に基づき、適正な手続のもとで行っている。2026 年度の予算編成方針は、基本金組入前当年度収支差額での黒字確保を目標とするとともに、予備費の計上、部門別の予算枠設定、ゼロベースによる予算見直しを基本として定められている（根拠資料 10(1)-16_2026 年度予算編成方針）。

本学の予算は、学生の教育・研究を行うために経常的に必要な「経常予算」と、学園の価値や魅力向上を目的として一時的・臨時的に計上される「事業予算」に区分して編成している。大学部門の予算については、学長室学長企画課が全体の取りまとめを担っている。

予算編成の過程においては、大学各部門が作成した予算申請を学長企画課に提出し、当該申請内容について、部署単位または学部単位でヒアリングを実施している。その結果を踏まえ、大学執行部において必要な調整を行ったうえで、大学部門の予算案を学部長・部長会議に付議し、審議・承認を得ている。承認された大学部門の予算案は財務部に提出され、法人部門および附属中高部門の予算案とあわせて調整を行い、理事会および評議員会の審議を経て最終決定されている。

予算執行については、教員個人の研究費、受託研究等による外部資金、ならびに大学部門各部署の予算ごとに、伝票起票を行い、所管部署の決裁を経たうえで、法人部門である財務部において執行されている。伝票起票を行う各部署において確認を行うとともに、財務部においても最終的な決裁・決済段階で、目的予算との適合性、勘定科目の妥当性、金額の精査等を行う体制を整えており、複数段階でのチェック機能が確保されている。

また、予算執行状況や執行に伴う効果については、財務システムを活用して随時把握・管理できる仕組みを構築している（図 10.1 参照）。

図 10.1 学内における執行管理の仕組み

予算主管	目的	科目	内訳	予算	当月	累計	予算残高	執行率
学長事業企画課	学長室の管理	教) 消耗品費支出	一般消耗品	70,000	0	0	2,000	0.0%
				70,000	0	0	3,000	0.0%
		管) 消耗品費支出	一般消耗品	70,000	0	4,350	3,650	91.0%
				70,000	0	4,350	3,650	91.0%
		管) 通信運搬費支出	通信料	70,000	0	11,228	5,774	1.8%
				70,000	0	11,228	5,774	1.8%
		管) 旅費交通費支出	日帰交通費	73,500	0	25,272	3,228	18.0%
				73,500	0	25,272	3,228	18.0%
		管) 委託保守費支出	一般委託	50,000	0	0	3,000	0.0%
				50,000	0	0	3,000	0.0%
		管) 雑費支出	その他雑費	10,000	0	39,406	3,594	4.2%
				10,000	0	39,406	3,594	4.2%
		大学共用備品支出	10万円以上の教育用機	25,500	0	25,500	0	100.0%
				25,500	0	25,500	0	100.0%
				30,000	0	26,754	3,246	17.8%
			50,000	0	22,986	7,014	62.0%	
	教育に関する研修等	教) 消耗品費支出	一般消耗品	50,000	0	22,986	7,014	62.0%
				50,000	0	22,986	7,014	62.0%
		教) 消耗図書費支出	書籍・資料・雑誌	30,000	0	25,250	3,748	84.2%
				30,000	0	25,250	3,748	84.2%
		教) 通信運搬費支出	通信料	70,000	0	11,464	3,536	47.0%
				70,000	0	11,464	3,536	47.0%
		教) 旅費交通費支出	日帰交通費	5,000	0	882	3,118	17.0%
				5,000	0	882	3,118	17.0%
		教) 印刷製本費支出	印刷物	20,000	0	0	3,000	0.0%
			20,000	0	0	3,000	0.0%	
教) 委託保守費支出		一般委託	35,000	0	25,000	0	100.0%	
			35,000	0	25,000	0	100.0%	
教) 諸会費支出		研修会等参加費	88,625	0	0	3,623	0.0%	
			88,625	0	0	3,623	0.0%	
教) 雑費支出		その他雑費	50,000	0	11,231	3,669	0.9%	
		50,000	0	11,231	3,669	0.9%		
管) 委託保守費支出	一般委託	10,000	0	0,000	0	100.0%		
		10,000	0	0,000	0	100.0%		
管) 諸会費支出	年会費	1,375	0	1,375	0	100.0%		
		1,375	0	1,375	0	100.0%		
事業予算 (2020年)	教) 消耗品費支出	備忘性の高い物品	30,000	0	28,298	1,702	47.8%	
		学長裁量予算	85,000	0	28,908	2,103	58.9%	
		学生交流推進事業	30,000	0	11,960	3,040	52.3%	
		高大連携事業	30,000	0	30,222	3,778	83.0%	
		コロナ対応予算 総業	75,020	0	29,926	3,920	115.0%	

各学部等から申請のあった事業予算については、学長室学長企画課が取りまとめ、財務部と連携しながら大学全体の執行管理を行っている。さらに、学園全体の中期的な財務状況を踏まえ、総務・人事部において総人件費の管理を行うなど、予算の効率的かつ計画的な執行に努めている。

以上のことから、本学では、予算編成および予算執行について、適正な手続きに基づき実施するとともに、執行過程における透明性とチェック体制を確保しており、概ね適切に運用されていると判断している。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

●大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。

本学を設置する学校法人工学院大学では、「学校法人工学院大学職務分掌規程」（第1条）に基づき、法人及び大学の業務を効率的に遂行するために必要な組織体制と職務分掌を定めている。同規程第2条では、法人内に教育・研究組織および法人組織を置くことを定め、

事務局には内部監査室、総務・人事部、情報システム部、経営企画部、財務部、施設部、大学事業本部、学長室、研究推進部、学事部、就職キャリア支援部、入学広報部、中高事務室などを設置し、法人および大学の業務を総合的に担う体制を整えている（根拠資料 10(1)-17：学校法人工学院大学職務分掌規程）。

また、学園の長期目標である「VISION150」においても、「優れたガバナンスと教職協働による、簡素で合理的・効率的な組織・事務運営」を掲げており、時代の変化や大学運営上の課題に対応できるよう、組織体制の見直しを適宜行っている（根拠資料 10(1)-1）。

その具体的な取組の一例として、研究活動を戦略的に推進するため「研究推進部 研究推進課」を設置している。研究推進課は、研究費・補助金・受託研究の管理、社会・地域連携、知的財産の管理など、研究に関わる総合的な支援業務を担っている。特に、知財関連業務については専門性を要するため、外部専門機関への委託を併用し、専任職員と協働して支援体制を構築している。

このように、本学では、法人・大学の運営及び教育研究活動の支援を目的として、業務内容や専門性に応じた組織体制を整備し、適切な人員配置を行うことで、効率的かつ機能的な運営体制を確立している。

●大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。

本学では、建学の精神である「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」および学園理念「無限の可能性が開花する学園」のもと、教員と職員がそれぞれの専門性を発揮しつつ、相互に連携・協働することで大学運営の円滑化と高度化を図っている。この方針は、学園の長期目標「VISION150」においても「優れたガバナンスと教職協働による、簡素で合理的・効率的な組織・事務運営」として明確に位置づけられている（根拠資料 10(1)-1）。

教職協働の代表的な取組として、学部長、研究科長、機構長など教学組織の長（教員）と、事務系部次長など管理職職員による「学部長・部長会議」が挙げられる。同会議は、大学の教学及び経営に関する重要事項を協議・調整する場として定期的開催され、教育研究や学生支援に関する施策の方向性を共有する役割を担っている。

また、学長をはじめ大学執行部および事務系部次長など、教学・事務双方の幹部で構成する「学長企画会議」を毎週開催し、大学運営全般に関する情報共有および重要事項の協議を行っている。同会議は長年にわたり継続的に開催され、議事録も作成・保管されるなど、実質的に大学運営の中核的な調整機能を担っており、ここで合意された方針や情報は、学部長・部長会議や教授総会へ諮られ、また、部課内会議等を通じてフィードバックされている。これにより、教職一体となった運営体制が構築されている。一方で、学長企画会議は、規程または内規上に明確に位置づけられておらず、正式な会議体としての制度的整理はなされていないことから、会議の目的、構成員等を明文化する規程等の整備について検討する必要がある。

以上のように、本学では、制度的にも運用的にも教職協働体制が構築されており、教学・事務の区分を超えた連携のもとで、円滑かつ効果的な大学運営が実現されている。今後も、教員と職員の協働を基盤とした組織運営をさらに推進し、学園全体のガバナンス強化と教育研究の高度化を図っていく。

●必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。

本学では、大学運営における業務の専門化・高度化に対応するため、専門的知識および技能を有する職員の採用・育成・配置を計画的に行っている。職員採用にあたっては、新卒採用と経験者採用をバランスよく実施しており、特に経験者採用では、施設管理や情報システム等の分野において専門的知識・技能を有する人材を積極的に登用している。これにより、専門性の高い業務への対応体制を整備し、業務の効率化および質の向上を図っている。

また、事務職員の人材育成および職務遂行能力の向上を目的として、「事務職員研修規程」に基づき、OJT、OFF-JT、自己啓発支援等を体系的に実施している（資料 10(1)-18）。自己啓発については、「事務職員自己啓発補助規程」に基づき費用補助制度を設け、職員の主体的な能力開発を支援している（資料 10(1)-19）。

さらに、専門知識が求められる部署においては、一定期間の継続配置を行うことで知見の蓄積および継承を図り、専門性の深化を促進している。一方で、特定部門への長期在籍による業務の固定化という課題も認識しており、今後は専門性の確保と組織の柔軟性との両立を図る観点から、人事ローテーションや計画的育成の在り方について検討を進めていく。

●職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。

本学を設置する学校法人工学院大学では、職員の採用・昇格・評価・処遇に関して、「就業規則」および「事務職員任用規程」に基づき、能力・業績・適性を重視した公正な人事運用を実施している（資料 10(1)-20：就業規則、資料 10(1)-21：事務職員任用規程）。

職員の採用については、新卒採用と経験者採用を併用し、教育研究活動や法人運営を支える多様な人材を確保している。特に経験者採用では、情報システムや施設管理など専門的知識・技能を有する人材を配置するなど、大学の多様な業務ニーズに応じた柔軟な人材登用を行っている。

昇格・昇進については、「事務職員任用規程」に基づき、等級制度を明確に定め、勤務実績と評価結果に応じた昇格審査を実施している。さらに、「職員人事制度マニュアル」において、「人を育て、人を活かす」という人事理念のもと、能力・姿勢評価および目標達成度評価の2軸による人事評価制度を導入している（資料 10(1)-22：職員人事制度マニュアル）。

業務評価の1つである「能力・姿勢評価」は、人材育成を目的とした評価であり、学園の理念「無限の可能性が開花する学園」に基づき、建学の精神や学生視点、協働性、実行力などを24項目で多面的に評価している。また、もう一つの「目標達成度評価」は、部署実施計画や中期計画「コンパス 2029」に基づき、年度ごとの業務目標および成長目標を設定し、期末には達成度を定量的に評価する仕組みである。このように、職員一人ひとりの成長と組織目標の両立を図る体系的な評価制度を確立している。

評価結果は、昇格・昇給・賞与等の処遇に反映されるほか、必要に応じてキャリア形成や人材育成計画に活用される。また、「職務状況申告制度規程」に基づき、毎年度、職員が自己の業務状況や希望、能力等を申告する仕組みを設け、上長との面談を通じて評価結果のフィードバックとキャリア支援を行っている。これにより、自己申告・面談・評価が一体となった人事サイクルが運用されている（資料 10(1)-23：職務状況申告制度規程）。

さらに、「表彰規程」に基づき、教育職員および事務職員の中から、教育・研究・業務遂

行等において顕著な功績を挙げた者を理事会で表彰しており、職員のモチベーション向上と学園全体の士気高揚に寄与している。表彰は原則として学園創立記念日に行われ、賞状および賞品または賞金を授与している（資料 10(1)-24：表彰規程）。

以上のように、本学では、採用・評価・昇格・処遇改善を体系的かつ公正に行うとともに、評価結果を人材育成と連動させる仕組みを整備している。今後も、「人を育て、人を活かす」という理念のもと、評価制度の透明性および説明責任を一層高め、組織全体の成長と職員の自己実現の両立を図る人事運用を推進していく。

なお、職員人事制度における業務評価は 2014 年度から導入しており、制度運用開始から 10 年以上が経過している。これまでの運用実績を踏まえる中で、評価基準の形骸化や通常業務の範囲を超えた取組（部署横断的なプロジェクト等への参画）の評価をどのように位置づけるかといった課題も一部に見られることから、制度の改善・再構築を検討していく。こうした見直しを通じて、人材育成と組織運営の双方に資する継続的かつ実効性のある人事制度の確立を目指していきたい。

●大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

本学では、教員と職員が協働して大学運営を担うという理念のもと、全学的なスタッフ・ディベロップメント（SD）活動を体系的に実施している。SD 活動は、大学の理念・目的および中期計画「コンパス 2029」に基づき、教育支援力・組織運営力・マネジメント力の向上を目的に、年間を通して計画的に実施されている。

2024 年度には、大学事務職員・法人職員・教員を対象として、以下のとおり多様な SD 研修が実施された（根拠資料 10(1)-25：SD 研修一覧(20241001 から 1 年間)）。

【2024 年度 SD 研修一覧（代表的なもの）】

- 2024 年 11 月 28 日：学習支援センター 報告会
- 2024 年 11 月 29 日：情報セキュリティ研修（標的型メール訓練）
- 2025 年 2 月 17 日：安全推進室 報告会
- 2025 年 6 月 2 日：内部質保証に関する研修会
- 2025 年 7 月 4 日および 10 日：情報セキュリティ研修（管理職対象）
- 2025 年 4 月 1 日：新入職員対象研修会
- 2025 年 4 月 4 日：教員役職者対象研修会
- 2025 年 4 月 4 日：新任教員対象研修会
- 2025 年 6 月～8 月：海外 SD 研修会
- 2025 年 9 月 2 日：学習支援センター報告会
- 2025 年 9 月 26 日：コンプライアンス研修会

これらの研修は、教育・学生支援、コンプライアンス、合理的配慮、安全衛生、マネジメントなど、多面的なテーマに基づいており、教員と職員がともに参加し相互理解を深める点が本学の特徴である。特に「合理的配慮 FD/SD 研修」では、学生支援に関する共通認識の形成に大きな成果を上げている。

また、本学独自の特徴的な SD 研修として、ハイブリッド留学における海外 SD 研修が挙げられる。この研修は、全学で実施しているハイブリッド留学に事務職員として同行し、「ハイブリッド留学プログラムに関する理解の深化」「現地の文化や海外協定校の教育体制への理解」「協定校教職員等とのネットワーキングの構築」「現地での参加学生支援」を目的として実施している。研修後は、報告書の提出およびフィードバックセッションへの参加を義務付け、学内での成果共有を図っている。この海外 SD 研修は、大学職員のみならず、法人職員や附属中学・高校職員も参加対象としており、学園全体で取り組む全学的な研修として実施されている。2025 年度は、ハイブリッド留学の派遣先の一つであるアメリカ・ネバダ州ラスベガスのネバダ大学ラスベガス校 (University of Nevada, Las Vegas : UNLV) を研修先として実施をした。本研修を通じて、参加者は教育支援・学生支援における国際的な実践を学び、その成果を学内業務へ還元することで、全学的な知識循環とグローバルな視点の醸成を実現している (資料 10(1)-26 : 2025 職員 SD(ハイブリッド留学現地派遣)募集)。

以上のように、本学では、FD と SD を一体的に実施し、教員・職員が協働して大学運営を支える人材育成の仕組みを構築している。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

●監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。

本学を設置する学校法人工学院大学では、「学校法人工学院大学寄附行為」および「監事監査規程」、「内部監査規程」に基づき、法人及び大学の業務運営の適正性・透明性を確保するために、監事監査、公認会計士（監査法人）による会計監査、内部監査室による内部監査の三層構造で監査体制を整備している (資料 10(1)-10、資料 10(1)-27 : 監事監査規程、資料 10(1)-28 : 内部監査規程)。

監事監査については、寄附行為第 13 条により、監事が法人の業務執行および財産の状況を監査することが定められており、監事監査規程第 1 条において、その目的を「監事による監査が適正かつ有効に行われ、本学の教育研究機能の向上と財政基盤の確立に寄与すること」としている。監事は、公平不偏の立場から、法人及び大学の業務運営の適正性、会計処理の妥当性、施設・設備の管理状況等を対象に、年次監査計画に基づき定期的に監査を実施している。監査結果は「監査報告書」として理事会および評議員会に報告され、必要に応じて改善意見が付されることで、法人及び大学運営の適正化に資する仕組みが構築されている (資料 10(1)-29 : 監査報告書)。

点検・評価報告書 様式

さらに、「内部監査規程」に基づき、理事長直属の内部監査室を設置しており、監事監査を補完する役割を担っている。内部監査室は監査対象部署から独立した立場で、法人の業務および財務に関する監査を実施し、監査結果を理事長に報告している（内部監査規程第3～5条）。監査対象は、業務監査（業務の法令適合性、職務執行の適正性、組織体制・内部規程の妥当性）および財務監査（財産管理、予算執行、会計処理の合理性・効率性）であり、年次計画に基づき書類審査・実地調査・聴取等の方法で実施される。内部監査室は、監査結果に基づき被監査部門に是正改善を指示し、改善状況を追跡・報告する体制を整えている。また、監事および会計監査人と連携して監査情報を共有し、監査の実効性を高める体制を構築している（資料10(1)-28）。

加えて、財務面については、公認会計士（監査法人）による独立した外部監査を毎年度実施しており、財務諸表の正確性、会計処理の妥当性、財務報告の信頼性を客観的に検証している。監査結果は法人事務局及び会計部門で精査され、理事会・評議員会に報告されるとともに、必要に応じて会計処理や予算執行の改善に反映されている。

これらの監査結果や指摘事項は、理事会、大学執行部や関係部局間で共有され、業務是正、会計処理の改善、内部統制の強化等に結びつけられている。内部監査室では、コンプライアンス体制やリスクマネジメント体制、情報セキュリティ対策、公的研究費の管理状況等の監査も定期的にも実施しており、法人・大学の運営におけるリスク管理意識の浸透に寄与している。

以上のように、本学では、監事監査・内部監査・会計監査を相互に補完し合う体制を構築することで、大学運営の適正性と透明性を確保し、監査結果を踏まえた改善・向上に継続的に取り組んでいる。

●大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

本学では、大学運営に関わる事項について、各部署が毎年度策定する「部署実施計画」を基軸とし、PDCAサイクルを運用している。

各部署は、学長方針および中期計画「コンパス2029」に基づき、年度当初に目標、達成指標等を定めた「部署実施計画」を作成し、大学全体の方針と整合を図っている。計画に基づく進捗管理は、年2回（中間・期末）実施される「部署実施計画成果報告会」において行われる。この報告会には、理事長、常務理事、学長、副学長が出席し、各部署が年度前半および年度末の進捗状況、成果、課題を報告する。報告内容は、部局間の情報共有に加え、学長・理事長からのフィードバックを受けることで、次年度の方針見直しや施策改善に活かされている。

実際に2024年度の報告では、学生支援課による合理的配慮体制の整備や学生チャレンジ活動奨励金制度の運用強化など、学生支援の質的向上に資する取組が成果として確認された。また、入学広報部においては、オンラインと対面を融合した広報活動を展開し、志願者数の増加につながるなど、計画の実効性を伴った成果が見られた。これらの取組は次年度の事業予算・人員配置の検討に反映され、組織的な改善と運営効率の向上につながっている。

さらに、外部評価委員会による第三者評価を通じて、内部点検結果の妥当性と客観性を高めている。外部評価委員会は、「工学院大学外部評価委員会規程」に基づき設置され、学長

点検・評価報告書 様式

が選考した高等教育機関関係者、産業界有識者、高校教員、学生、保証人などで構成されている。委員会は、毎年度実施される自己点検・評価結果や大学運営状況に関する報告をもとに、大学のマネジメント体制や内部質保証の運用状況を検証し、その結果については内部質保証委員会を通じて学長へ報告している。

2025年度の外部評価では、『工学院大学 2025年度大学外部評価委員会総括』および『同議事要録』において、部署実施計画と自己点検・評価報告書の連動性が確認され、PDCA サイクルが実質的に機能している点、教職協働体制の確立が特に高く評価された（根拠資料 10(1)-30：工学院大学 2025年度大学外部評価委員会総括）。一方で、点検結果の定量的評価指標の明確化や改善内容の可視化（フォローアップ報告の体系化）が今後の課題として示された。これらの外部評価結果は、内部質保証委員会で共有され、各部署にフィードバックされることで、次年度の「部署実施計画」に反映される仕組みとなっている。

このように、本学では、「部署実施計画」および「外部評価委員会」による二層構造の点検・評価体制を整備し、内部と外部の両面から大学運営を検証・改善する仕組みを確立している。これにより、大学運営の透明性と説明責任を高めつつ、実効性のあるマネジメントサイクルの継続的な改善を図っている。

●点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

本学では、自己点検・評価の結果を踏まえ、大学運営や組織体制の改善・向上を継続的に進めている。各部署が毎年度策定する「部署実施計画」は、中期計画および年度方針を基軸とした具体的な行動計画であり、その実施状況は年2回（中間および期末）に開催される「部署実施計画成果報告会」において検証されている。報告会では、各部署が設定した達成指標や期末目標に基づき進捗と成果を共有し、課題を抽出することで、改善に向けた次年度計画の策定へとつなげている。

期末の成果報告で得られた点検・評価結果は、次年度予算編成や組織改編の検討に反映される仕組みとなっており、実際に組織間の連携強化や業務プロセスの効率化など、運営体制の改善に結びついている。たとえば、2024年度の成果報告においては、「学内情報共有の迅速化」や「業務効率化の推進」が重点課題として挙げられ、これを受けて、翌年度には各部署で業務フローの見直しや電子化の取組が進められた。これにより、学内コミュニケーションの円滑化や情報伝達のスピード向上が図られている。

また、自己点検・評価報告書の作成を通じて、部署横断的な課題の共有や取組の可視化が図られ、大学運営における意思決定の迅速化と透明性の向上にも寄与している。各部署の成果や課題は、内部質保証委員会に集約され、全学的な改善方針の検討材料として位置づけられている。さらに、報告内容は学長企画会議や執行役員会においても共有され、経営的観点からの検討・意見交換が行われることで、教学面にとどまらない大学運営全体の改善に結びついている。

執行役員会は、理事長を議長とし、法人および大学の運営に関する情報共有と意見交換を行う会議体として位置づけられており、原則週1回開催され、議事要旨が作成・保管されるなど、透明性と継続的なモニタリング体制が確保されている。この会議を通じて、部署実施計画や自己点検・評価の結果を経営方針に反映させるプロセスが整備されており、教学・事

点検・評価報告書 様式

務・法人の連携によるガバナンス体制が強化されている（根拠資料 10(1)-31：執行役員会規程）。

このように、本学では、部署実施計画と自己点検・評価報告書を軸とした改善サイクルに加え、執行役員会による経営的視点からの検証・調整を組み合わせることで、大学運営に関わる事項の継続的な改善と効果的なマネジメントを実現している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

●分析を踏まえた長所

中期計画（コンパス 2029 等）に基づく運営方針の共有と、部署実施計画による PDCA が概ね定着している。

●分析を踏まえた問題点

学長企画会議について、規程または内規上に明確に位置づけられておらず、正式な会議体としての制度的整理はなされていない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

●改善・発展方策

- ・中期計画「コンパス 2029」および年度方針に基づく大学運営の枠組みを維持しつつ、部署実施計画や自己点検・評価の結果を通じて、改善事項や成果の整理・共有を継続する。
- ・点検・評価の結果について、達成状況や改善内容をより明確に示すため、指標の整理や成果の可視化の工夫を進め、学内外への説明性の向上を図る。
- ・教職協働体制やガバナンス体制について、運用実態を踏まえながら必要に応じた見直しを行い、円滑かつ効率的な大学運営を持続的に推進する。
- ・学長企画会議について、会議の目的、構成員等を明文化する規程等を整備する。

●全体のまとめ

- ・本学の大学運営は、大学の理念・目的および中長期計画に基づき、規程に則ったガバナンス体制のもとで概ね適切に行われている。
- ・学長のリーダーシップのもと、教授会や各種会議体、部署実施計画等を通じて教職員間で方針共有が図られ、点検・評価を基盤とした運営改善のサイクルが定着しつつある。
- ・今後は、これまでに構築してきた運営基盤を土台として、点検・評価結果の活用や成果の示し方を一層工夫することで、大学運営の透明性と実効性を高め、持続的な改善・発展につなげていくことが重要である。

4. 学長からの改善指示

- ・なし

第 10 章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

<私立大学>	
財務計算書類（6 力年分）	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/financial/index.html
財産目録	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/financial/index.html
事業報告書	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/business_report.html
監事による監査報告書（6 力年分）	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/financial/index.html
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6 力年分）	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/financial/index.html
備考：	

第 10 章 大学運営・財務（2）財務(本文)

評価：S・A・B・C

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

●具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。

本学の中期計画である「コンパス 2029」（根拠資料 10(2)-1【ウェブ】）は、学園創立 150 周年（2037 年度）のビジョンである「VISION150」（根拠資料 10(2)-2【ウェブ】）の実現に向け、2012 年度から 2037 年度の 25 年を 4 期に区分した第 3 期目の中期計画となる。対象期間は、2024～2029 年度の 6 年間で、計画の進捗状況に合わせ、ローリングプラン方式により、一定期間経過後に見直しを行うことが予定されている。また単年度の事業計画は、その指針に沿って作成される（根拠資料 10(2)-3【ウェブ】）。

「コンパス 2029」に対応する中長期財政計画の策定にあたっては、少子化や東京 23 区の定員抑制による学納金収入の頭打ち、私学助成の抑制などによる収入の鈍化傾向、新宿キャンパスの老朽化に伴う大規模改修工事の必要性などの状況を配慮しつつ、学園が将来に向けて持続的に発展していくためにも、健全な財務体質の維持と、学納金収入のみに依存せず収入源を多様化することが重要であり、加えて、従前以上に事業計画と財政計画の連動を高めることが不可欠といえる。この中長期財政計画に関し、前期決算及び予算計画の進捗状況を折り込み、ローリングプラン方式により見直ししていく必要があるが、2025 年度においても年初より少しずつその計画の協議を進めてきたところである（根拠資料 10(2)-4）。

2025 年度は、中期計画「コンパス 2029」の 2 年目にあたる年度であることと同時に、2029 年度までの新宿キャンパス大規模改修工事にかかる総工費の概算がある程度判明してきたことから、それらを加味した中長期財政計画として 2059 年度までのベースラインとなり得る財政計画をまとめたところである（根拠資料 10(2)-4）。

以上、中長期財政計画は、大学の将来を見据えて策定された中期計画「コンパス 2029」に沿って策定され、具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているといえる。

●財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

2025 年度からは中長期財政計画を新たに作成したところであるが、そのなかで、具体的に基本金組入前当年度収支差額の黒字化を目指している。そのためには費用に関する見直しを 15%程度実施することが示されており、理事長等役員とも共有し検討しているところである（根拠資料 10(2)-4）。

以上、財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保できるよう尽力している。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

●教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。

中期計画の財務指標では、工学系大学としての特色を踏まえ、これまでは事業活動収入に関する人件費率を45%以内に抑える一方、教育研究経費に40%程度を充てることとして考えていた。これらの考えは引き続き踏襲していく予定であるが、一方で、新宿キャンパス大規模改修工事や昨今の物価高、及び賃上げの影響も考慮することも今後求められている。

とりわけ2024年度決算においては、人件費比率43.94%(人件費÷経常収入)、教育研究経費率は42.87%(教育研究経費÷経常収入)と、概ね上述の財務指標に示す目標値通りとなった(根拠資料10(2)-5【ウェブ】)。また教育活動収支差額は△96百万円(教育活動収支差額÷教育活動収入計、△0.73%)であり、事業活動収支差額は2,806百万円(基本金組入前当年度収支差額÷事業活動収入、17.41%)となった(根拠資料10(2)-5【ウェブ】)。

2029年度完成予定の新宿キャンパス大規模改修工事に向けた資金としては、2024年度末において減価償却引当特定資産を35,871百万円、第2号基本金引当特定資産を6,706百万円有しており、必要な財務基盤は十分に確保していると考え(根拠資料10(2)-5【ウェブ】)。

以上から、教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているといえる。

●授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。

外部資金(研究費)の獲得状況について、2024年度の外部資金総額は549百万円(前年度比13.2%減)となっているが、2025年度は東京都による大学発スタートアップ創出支援事業にも採択されるなど、新規案件の獲得などが強化されつつある(根拠資料10(2)-6、10(2)-7)。

寄附金については金額維持の状況であるが、収益事業会計からの寄附は今後増加を見込んでいる(根拠資料10(2)-8)。

資産運用について、2025年度からガバナンス体制を見直し、運用計画及びその執行部門の分離(運用計画は経営企画部へ、執行処理は財務部へ)の他、保有可能な金融商品を決めることで、収益性及び安全性を重視しながら実施する方向となった(根拠資料10(2)-9)。なお、2025年度は旧規程上での実施体制での期待利回りとなるが、キャピタルゲインも含め2%を超える運用利回りを見込んでいる(根拠資料10(2)-10)。

以上、授業料収入への過度の依存を避けるために、学外から資金を積極的に受け入れ、寄附金及び資産運用等の収入の多様化を図っているといえる

2. 分析を踏まえた長所と問題点

●分析を踏まえた長所

本学の財務計画は、基本方針となる中期計画「コンパス 2029」達成に向けた中長期財政計画の策定と、時代の変化に柔軟に対応すべく、その計画をローリングプラン方式により見直しを行うことが特色である。特に、2029 年度完成を予定する新宿キャンパス大規模改修工事の総工費を計算要素に加えることができた点は大きな成果といえる。また、理事長室会議などを通じて、配分予算の優先順位についても学内で相互理解を深めている。

●分析を踏まえた問題点

前述のとおり、「コンパス 2029」に対応する中長期財政計画では、少子化や東京 23 区の定員抑制による学納金収入の頭打ち、私学助成の抑制などによる収入の鈍化傾向、加えて新宿キャンパスの老朽化に伴う大規模改修工事の状況を配慮しつつ、学園が将来に向けて永続的に発展していくためには、健全な財務体質の維持と学納金収入のみに依存せず、収入源を多様化することが重要であり、加えて、従前以上に事業計画と財政計画の連動を高めることが必要になってくるものと認識している。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

●改善・発展方策

2024 年度はガバナンス不全などの理由による影響で、経常費等補助金の 50%減額の措置を受けた。2024 年 12 月にはようやくガバナンス不全が解消したことから、経常費等補助金の減額率は半減すると想定しているが、各種補助金の申請が出来ない状態が続く。教育・研究活動に影響が無いよう善処していく所存である。

●全体のまとめ

本学は、「VISION150」の実現を目指して策定された第 3 次中期計画「コンパス 2029」により、事業運営、財政運営を実施している。現在の財政状況については、収支差額の黒字を安定的に確保するとともに、他大学との比較に照らし、適切な教育研究費への予算配分、また資産構成についても良好な水準を維持しており、教育研究活動を安定的に遂行するための必要十分な財政基盤を確立しているが、さらに踏み込んで基本金組入後の当年度収支差額が均衡するよう努めていきたい。

実施初年度となる「コンパス 2029」を着実に遂行し、財政の健全性・安定性を維持していくため、収入の強化、業務の効率化、経費の節減等に継続して取り組むとともに、現行の予算配分・執行が最適・効果的であるかを検証しつつ、教学の充実に今後も寄与していく。

4. 学長からの改善指示

・なし

終章

本報告書は、本学が2025年度に実施した自己点検・評価の結果を取りまとめ、本学の現状、成果および課題を総合的に検証したものである。本章では、これまでに示した各章の内容を踏まえ、本学における内部質保証の状況を総括するとともに、今後の展望について述べる。

本学は、建学の精神である「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」に基づき、教育・研究・社会貢献の各活動を一体的に推進してきた。2020年度に受審した大学基準協会による大学評価においては、本学の教育活動や学生支援、学生の主体的な創造活動の促進などが評価される一方で、内部質保証体制、教育課程、入学者選抜、教員組織等に関する改善課題が示された。本学では、これらの指摘を真摯に受け止め、大学全体として共通認識を形成し、関係部署が連携して改善に取り組んできた。

特に、内部質保証に関しては、内部質保証委員会を中心として、自己点検・評価の結果を各教学組織にフィードバックする仕組みを整備し、PDCAサイクルの可視化と実質化を進めてきた。これにより、自己点検・評価が形式的な作業にとどまることなく、教育研究活動の改善・向上につながる仕組みとして機能しつつある。また、教育課程の改善、入学者選抜の適正化、大学院におけるFDの実施など、各基準においても具体的な改善が進められている。

一方で、本報告書を通じて明らかになったように、改善の取組を継続的かつ組織的に進めるためには、なお検討を要する課題も存在している。例えば、内部質保証における点検・評価結果の活用方法のさらなる高度化に加え、基準4に関わる学習成果の可視化については、学部・学科等における取組状況や成果指標の整理・共有が十分とは言えない点が挙げられる。また、教育研究活動の成果をより客観的に把握するための指標の整理や、FD活動の継続的な実施体制の確立についても、引き続き検討を進めていく必要がある。

今後、本学は、これまでに培ってきた強みや特色を活かしつつ、自己点検・評価を基盤とした内部質保証システムをさらに深化させ、教育・研究・社会貢献の質的向上を図っていく。その過程においては、教職員一人ひとりが大学運営の担い手としての自覚を持ち、相互に連携しながら改善に取り組むことが不可欠である。

本報告書は、本学の現状を確認するとともに、今後の発展に向けた課題と方向性を明らかにするものである。本学は、本報告書で得られた知見を次年度以降の大学運営および教育研究活動に着実に反映させ、社会からの信頼に応える大学として、持続的な発展を目指していく。

以上

工学院大学 資料一覧 (2025年度自己点検・評価報告書)

点検・評価報告書
大学基礎データ

	資料番号	資料の名称	ウェブ	URL		
大学を紹介するパンフレット						
1 理念・目的	資料1-1	長期目標『VISION150』 ウェブサイト	○	https://www.kogakuin.ac.jp/about/action/vision150.html		
	資料1-2	工学院大学学則 ウェブサイト	○	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/compliance rules.htm		
	資料1-3	工学院大学大学院学則 ウェブサイト	○	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/compliance rules.htm		
	資料1-4	工学院大学先進工学部の教育研究上の目的に関する規則 ウェブサイト	○	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/purpose ae.html		
	資料1-5	教育研究上の目的 大学院 工学研究科 ウェブサイト	○	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/purpose graduatescho		
	資料1-6	コンパス2029 ウェブサイト	○	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6r		
	資料1-7	【情報学部】2025年度学部等事業計画及び実績報告				
	資料1-8	【学事部】2024年度_部署実施計画				
2 内部質保証	資料2-1	工学院大学内部質保証に関する規程	○	https://www.kogakuin.ac.jp/about/internal quality/t5eu6900000		
	資料2-2	工学院大学内部質保証の方針				
	資料2-3	【情報学部】2025年度学部等事業計画及び実績報告				
	資料2-4	工学院大学教育評価改善委員会規程				
	資料2-5	工学院大学外部評価委員会規程				
	資料2-6	点検・評価書(2024-2025)				
	資料2-7	内部質保証スケジュール_2025以降				
	資料2-8	3 ポリオよび各種方針改正手順フロー				
	資料2-9	(参考) 2025年度_第6回教育評価改善委員会資料				
	資料2-10	学生との意見交換会 (FD活動) 実施			○	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2024/110703.html
	資料2-11	改善報告書 (工学院大学)_202407提出			○	https://www.kogakuin.ac.jp/about/internal quality/t5eu6900000
	資料2-12	工学院大学改善報告書検討結果				
3 教育研究	資料3-1	総合研究所について	○	https://www.kogakuin.ac.jp/research/r insutitute/index.html		
	資料3-2	新技術説明会	○	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2025/100991.html		
	資料3-3	イノベーション・ジャパン	○	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2025/082801.html		
	資料3-4	CEATEC	○	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2025/120504.html		
	資料3-5	メッセナゴヤ	○	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2025/120804.html		
	資料3-6	スタートアップ ビジネスピッチコンテスト	○	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2025/122601.html		
	資料3-7	学術情報センター工手の泉	○	https://www.kogakuin.ac.jp/izumi/index.html		
	資料3-8	防災・減災教育センター	○	https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/bousai.html		
	資料3-9	学習支援センター	○	https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/gscenter.html		
	資料3-10	教育開発センター	○	https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/edcenter.html		
	資料3-11	教育開発センターFD活動	○	https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/faculty develop		
	資料3-12	2025年度 学生代表意見交換会	○	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2025/120502.html		
	資料3-13	2025年度 学生生活の新しいトピックス(2025年6月29日開催 第5回教育開発センター企画資料)				
	資料3-14	生成人工知能の学修利用に関するガイドライン	○	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2023/051002.html		
	資料3-15	ものづくり支援センター	○	https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/manufacture_sc		
	資料3-16	教職課程 学芸員課程 年報	○	https://www.kogakuin.ac.jp/career/license/fbb28u0000002lp9		
	資料3-17	「ハイブリッド留学」について、日本工学教育協会「工学教育賞」受賞	○	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2017/060291.html		

	資料7-10 資料7-11 資料7-12 資料7-13 資料7-14	キャリア形成支援・就職支援方針 2025年度 就職支援行事一覧 みつばちプロジェクト 工学院大学VRプロジェクトが大阪・関西万博に参加 ハラスメント防止のためのガイドライン	○ ○ ○ ○ ○	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/career.html https://www.kogakuin.ac.jp/career/students.html https://www.kogakuin.ac.jp/archive/honeybee.html https://www.kogakuin.ac.jp/news/2025/090802.html https://www.kogakuin.ac.jp/about/compliance/harassment.html
8 教育研究 等環境	資料8-1 資料8-2 資料8-3 資料8-4 資料8-5 資料8-6 資料8-7 資料8-8 資料8-9 資料8-10	中期計画「コンパス2029」 2025年度事業計画 Microsoft 365 利用案内 工学院大学ティーチングアシスタント規程 総合研究所リサーチアシスタント規程 工学院大学スチューデント・アシスタントに関する規程 研究活動における不正行為への対応等に関する規程 工学院大学における公的研究費の管理・監査の体制に関する規程 ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会規程 【学事部】 部署実施計画	○ ○ ○	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6r https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6r https://www.cc.kogakuin.ac.jp/sideMenu/software/ms_365/
9 社会連 携・社会貢献	資料9-1 資料9-2 資料9-3 資料9-4 資料9-5 資料9-6 資料9-7 資料9-8 資料9-9 資料9-10 資料9-11 資料9-12 資料9-13 資料9-14	第1回内部質保証委員会議事録 産学連携のお申込みについて 産学共同研究センター (CORC) 展示会出展について ISDCプログラムについて 新宿駅周辺防災対策協議会帰宅困難者一時滞在施設運営訓練の実施について 工学院大学全キャンパスの使用電力を実質再生可能エネルギー化 ISAT-24 Closing Ceremony 資料 ISATコンソーシアム協定書 ハイブリッド留学について ディプロマット留学について 2025年度ハイブリッド留学SD研修報告 ベトナムでバイオマスを利用したエビ養殖システム実証実験を開始 高大連携について	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	https://www.kogakuin.ac.jp/research/collaboration/application.h https://www.kogakuin.ac.jp/research/corc/index.html https://www.kogakuin.ac.jp/research/collaboration/exhibition.ht https://www.kogakuin.ac.jp/research/collaboration/isdc.html https://www.kogakuin.ac.jp/news/2025/112691.html https://www.kogakuin.ac.jp/news/2024/2025032791.html https://www.kogakuin.ac.jp/student/learning/hybrid.html https://www.kogakuin.ac.jp/student/learning/diplomat.html https://www.kogakuin.ac.jp/news/2022/110491.html https://www.kogakuin.ac.jp/research/corporation/cooperation_w
10 大学運 営・財務 (1) 大学運 営	資料10(1)-1 資料10(1)-2 資料10(1)-3 資料10(1)-4 資料10(1)-5 資料10(1)-6 資料10(1)-7 資料10(1)-8 資料10(1)-9 資料10(1)-10 資料10(1)-11 資料10(1)-12 資料10(1)-13 資料10(1)-14 資料10(1)-15	長期目標『VISION150』 ウェブサイト 中期計画「コンパス2017」 中期計画「コンパス2023」 中期計画「コンパス2029」 【教職員ポータル掲載】2026年年頭の挨拶(理事長、学長、校長) 工学院大学学長選任規程 次期学長に求める要件及び次期学長が達成すべきミッション 建築学部教授会内規 工学院大学学則 学校法人工学院大学寄附行為 学校法人工学院大学理事会運営規程 学校法人工学院大学理事選任規程 学校法人工学院大学監事選任規程 学校法人工学院大学評議員選任規程 学校法人工学院大学指名委員会規程	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	https://www.kogakuin.ac.jp/about/action/vision150.html https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6r https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6r https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6r https://www.kogakuin.ac.jp/news/2023/l53nkb0000001ajc-att/ https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/compliance_rules.ht https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u000000b23f

	資料10(1)-16 2026年度予算編成方針 資料10(1)-17 学校法人工学院大学職務分掌規程 資料10(1)-18 事務職員研修規程 資料10(1)-19 事務職員自己啓発補助規程 資料10(1)-20 就業規則 資料10(1)-21 事務職員任用規程 資料10(1)-22 職員人事制度マニュアル 資料10(1)-23 職務状況申告制度規程 資料10(1)-24 表彰規程 資料10(1)-25 SD研修一覧(20241001から1年間) 資料10(1)-26 2025職員SD(ハイブリッド留学現地派遣)募集 資料10(1)-27 監事監査規程 資料10(1)-28 内部監査規程 資料10(1)-29 監査報告書 資料10(1)-30 工学院大学2025年度大学外部評価委員会総括 資料10(1)-31 執行役員会規程		<input type="radio"/> https://www.kogakuin.ac.jp/about/compliance/inspection.html <input type="radio"/> https://www.kogakuin.ac.jp/about/compliance/cinternal audit.htm <input type="radio"/> https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/financial/fbb28u00/ <input type="radio"/> https://www.kogakuin.ac.jp/about/internal quality/no3tij000000/
10 大学運営・財務 (2) 財務	資料10(2)-1 コンパス2029 資料10(2)-2 長期目標『VISION150』 ウェブサイト 資料10(2)-3 2025年度事業計画 資料10(2)-4 中長期財政計画 資料10(2)-5 2024年度決算概要(事業収支計算書、貸借対照表) 資料10(2)-6 外部資金獲得状況年度別一覧 資料10(2)-7 令和7年度大学発スタートアップ創出支援事業 支援対象決定通知書 資料10(2)-8 2026年度収益事業会計予算書 資料10(2)-9 資金運用規程等の改正(理事会資料より) 資料10(2)-10 2025年度上半期資金運用報告(理事会資料より)		<input type="radio"/> https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/plans.html <input type="radio"/> https://www.kogakuin.ac.jp/about/action/vision150.html <input type="radio"/> https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/plans.html <input type="radio"/> https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/financial/index.html